

第 6 7 2 号 平成22年 4 月10日 発行	天 理 市 公 報	発行 天 理 市 編集 総務部総務課
------------------------------	-----------	-----------------------

目次

条 例	番号	頁数	条 例	番号	頁数
・天理市職員定数条例の一部を改正する条例	1	4	・天理市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部	17	15
・天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	2	4	・天理市上下水道事業管理者の給与に関する条例	18	15
・天理市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	3	4	・天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例	19	16
・天理市特別職の職員の給与に関する条例及び天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例	4	5	・天理市国民健康保険条例の一部を改正する条例	20	20
・天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	5	5			
・天理市立幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例	6	6	規 則	番号	頁数
・天理市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	7	6	・天理市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	1	20
・天理市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	8	7	・天理市立病院処務規則の一部を改正する規則	2	21
・天理市特別会計条例の一部を改正する条例	9	12	・天理市水道事業及び下水道の統合に伴う関係規則の整備に関する規則	3	21
・天理市水洗便所改造資金貸付基金条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例	10	12	・天理市退職手当審査会規則	4	22
・天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例	11	13	・天理市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則	5	23
・天理市国民健康保険条例の一部を改正する条例	12	13	・天理市事務分掌規則の一部を改正する規則	6	23
・天理市工場等誘致条例の一部を改正する条例	13	14	・天理市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則	7	23
・天理市都市公園条例の一部を改正する条例	14	14	・給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則	8	24
・天理市下水道条例の一部を改正する条例	15	14	・初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則	9	27
・天理市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例	16	15	・天理市一般職の職員の退職手当の調整額に関する規則の一部を改正する規則	10	27
			・天理市老人福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則	11	28
			・天理市自転車等の放置防止等に関する条例施行規則側の一部を改正する規則	12	28

訓令	番号	頁数	告 示	番号	頁数
・天理市事務処理規程の一部改正	1	28	・市道路線の終点名の変更について	89	57
・天理市総合計画策定会議規程の一部改正	2	28	・市道の区域変更及び供用開始について	90	58
・天理市土地利用調整会議設置規程の一部改正	3	28	・市道の区域変更及び供用開始について	91	58
・天理市行政改革推進本部設置要綱の一部改正	4	28	・放置自転車等の保管について	92	59
・天理市生涯学習推進本部規程の一部改正	5	29	・放置自転車等の保管について	93	59
・天理市行政情報化推進委員会規程の一部改正	6	29	・平成22年度天理市一般会計予算外9会計予算の要領について	94	60
・天理市臨時職員等取扱要綱の一部改正	7	29	・放置自転車等の保管について	95	92
			・天理市開発指導要領の一部改正について	96	92
告 示	番号	頁数	・放置自転車等の保管について	97	92
・放置自転車等の保管について	65	29	・放置自転車等の保管について	98	93
・公示送達について	66	30	・自転車等駐車場における放置自転車等の保管について	99	93
・放置自転車等の保管について	67	30	・固定資産の価格等の登録について	100	93
・放置自転車等の保管について	68	30	・平成22年度天理市国民健康保険料率の決定について	101	93
・放置自転車等の保管について	69	31	・平成22年度天理市国民健康保険料の減額について	102	94
・放置自転車等の保管について	70	31	・平成22年度一般廃棄物収集処理計画について	103	94
・天理市重度障害者福祉タクシー実施要綱の一部改正について	71	31	・天理市物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程の一部改正について	104	97
・放置自転車等の保管について	72	32	・天理市測量又は建設コンサルタント等の業務委託及び工事資材等の購入に係る指名競争入札の参加資格等に関する規程の一部改正について	105	97
・放置自転車等の保管について	73	32	・放置自転車等の保管について	106	97
・放置自転車等の保管について	74	33	・平成21年度天理市一般会計補正予算（第6号）の要領について	107	98
・放置自転車等の保管について	75	33	・放置自転車等の保管について	108	99
・放置自転車等の保管について	76	33	・放置自転車等の保管について	109	99
・放置自転車等の保管について	77	34			
・放置自転車等の保管について	78	34	公 告	番号	頁数
・公示送達について	79	34	・農用地利用集積計画について	8	100
・違反広告物の保管について	80	35	・公売公告兼見積価格公告	9	100
・放置自転車等の保管について	81	35	・天理市農業振興地域整備計画の変更について	10	101
・放置自転車等の保管について	82	35	・予防接種の実施について	11	101
・平成21年度天理市一般会計補正予算（第5号）外6会計補正予算の要領について	83	36	・天理市学童保育所の指定管理者の代表者の変更について	12	102
・天理市道路線の変更について	84	56			
・市道の区域変更及び供用開始について	85	56			
・本市と大和郡山市において重複認定された市道路線の管理について	86	56			
・天理市道路線の廃止及び認定について	87	57			
・市道の区域決定及び供用開始について	88	57			

教育委員会		—	頁数	公営企業		—	頁数
・臨時教育委員会の招集について		—	103	・天理市水道局公印規程の一部改正について		—	131
・臨時教育委員会の招集について		—	103	・天理市情報公開条例の施行に関する天理市水道局規程の一部改正について		—	132
・天理市有料公園施設の管理等に関する規則の一部を改正する規則		—	103	・天理市水道局が保有する個人情報保護に関する規程の一部改正について		—	132
・天理市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則		—	103	・天理市水道局水道技術管理者の職務に関する規程の一部改正について		—	133
・天理市教育総合センター条例施行規則の一部を改正する規則		—	104	・天理市水道局職員就業規則の一部改正について		—	133
・天理市教育委員会事務処理規程の一部改正について		—	104	・天理市水道局労働安全衛生委員会規程の一部改正について		—	133
・天理市教育総合センター事務処理規程の一部改正について		—	104	・天理市水道局に勤務する企業職員の給与及び旅費に関する規程の一部改正について		—	134
・定例教育委員会の招集について		—	104	・天理市企業職員管理職手当支給規程の一部改正について		—	134
農業委員会		—	頁数	・天理市企業職員の管理職員特別勤務手当に関する規程の一部改正について		—	134
・農業委員会の招集について		—	105	・天理市企業職員の特殊勤務手当に関する規程の一部改正について		—	134
選挙管理委員会		—	頁数	・天理市水道局被服貸与規程の一部改正について		—	135
・天理市農業委員会の委員の選挙権を有する者の2分の1の数について		—	105	・天理市水道局会計規程の一部改正について		—	135
公平委員会		—	頁数	・天理市水道施設の布設工事負担金徴収規程の一部改正		—	136
・天理市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則		—	105	・天理市水道料金等集金業務委託規程の一部改正について		—	137
監査委員		—	頁数	・天理市指定給水装置工事事業者規程の一部改正について		—	137
・天理市監査委員事務局処務規程の一部改正について		—	105	・天理市水道水源保護条例施行規程の一部改正について		—	137
・定期監査の結果について		—	106	・天理市上下水道事業管理者の職務を代理する職員の順序に関する規程の制定について		—	138
災害対策本部		—	頁数	・天理市水道事業の業務に係る公金の収納及び支払の事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関並びに収納の事務の一部を取り扱わせる出納取扱金融機関の指定について		—	138
・天理市災害対策本部規程の一部改正について		—	126				
公営企業		—	頁数				
・天理市指定給水工事事業者の再開について		—	128				
・天理市水道局事務分掌規程の一部改正について		—	128				
・天理市水道局決裁規程の一部改正について		—	129				
・天理市水道局庁舎管理規程の一部改正について		—	130				
・天理市水道局文書取扱規程の一部改正について		—	130				

・天理市水道局物品購入等に係る指名競争入札の参加資格等に関する規程の一部改正について	—	138	・天理市指定下水道工事店等に関する規程の制定について	—	160
・天理市水道局測量又は建設コンサルタント等の業務委託に係る指名競争入札の参加資格等に関する規程の一部改正について	—	138	・天理市農業集落排水処理施設条例施行規程の制定について	—	171
・天理市下水道条例施行規程の制定について	—	139	・天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の制定について	—	189
			・天理市水洗便所改造資金貸付基金条例施行規程の制定について	—	208

条 例

(平成22年3月29日揭示済)

天理市職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月29日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第1号

天理市職員定数条例の一部を改正する条例

天理市職員定数条例（昭和31年4月天理市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号ア中「437人」を「421人」に改め、同条第2号中「40人」を「56人」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(平成22年3月29日揭示済)

天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月29日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第2号

天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

天理市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年3月天理市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第8条の2を第8条の3とし、第8条の次に次の1条を加える。

（時間外勤務代休時間）

第8条の2 任命権者は、天理市一般職の職員の給与に関する条例（昭和44年3月天理市条例第4号）第13条第4項の規定により時間外勤務手当を支給すべき職員に対して、市長が規則で定めるところにより、当該時間外勤務手当の一部の支給に代わる措置の対象となるべき時間（以下「時間外勤務代休時間」という。）として、市長が規則で定める期間内にある第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下「勤務日等」という。第10条第1項に規定する休日及び代休日を除く。）に割り振られた勤務時間の全部又は一部を指定することができる。

2 前項の規定により時間外勤務代休時間を指定された職員は、当該時間外勤務代休時間には、特に勤務することを命ぜられる場合を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。

第10条第1項中「第3条第2項、第4条又は第5条の規定により勤務時間が割り振られた日（以下この項において「勤務日等」という。）」を「勤務日等」に、「（休日）」を「（第8条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日）」に改める。

第15条第3項中「（昭和44年3月天理市条例第4号）」を削る。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(平成22年3月29日揭示済)

天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月29日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第3号

天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

天理市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年1月天理市条例第4

号)の一部を次のように改正する。

別表第1号中

「		「		」	
月額	110,000	を	月額	110,000	に改め、
月額	81,000		月額	81,000	

同表中第46号を第47号とし、第27号から第45号までを1号ずつ繰り下げ、同表第26号中「20,000」を「10,000」に改め、同号を同表第27号とし、同表中第25号を第26号とし、第24号を第25号とし、第23号の次に次の1号を加える。

24	退職手当審査会の委員	日額	11,000	同上
----	------------	----	--------	----

別表備考第3項中「第24号まで、第27号から第29号まで及び第31号から第46号」を「第25号まで、第28号から第30号まで及び第32号から第47号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第26号の改正規定（同号を同表第27号とする部分を除く。）は、平成22年4月1日から施行する。

(平成22年3月29日揭示済)

天理市特別職の職員の給与に関する条例及び天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月29日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第4号

天理市特別職の職員の給与に関する条例及び天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例

(天理市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 天理市特別職の職員の給与に関する条例（昭和29年7月天理市条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第5項中「平成22年3月31日」を「平成23年3月31日」に改める。

(天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第2条 天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例（昭和47年3月天理市条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「平成22年3月31日」を「平成23年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(平成22年3月29日揭示済)

天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月29日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第5号

天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

天理市一般職の職員の給与に関する条例（昭和44年3月天理市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第12条中「ときは」の次に「、勤務時間等条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間」を加える。

第13条に次の3項を加える。

- 4 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務（勤務時間等条例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち市長が規則で定めるものを除く。）の時間が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
- 5 勤務時間等条例第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第1項に規定する市長が規則で定める割合

（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。

- 6 第3項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項中「第1項に規定する市長が規則で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

第19条第1項中「4,200円」の次に「（執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の2分の1に相当する時間である日で市長が規則で定めるものに退庁時から引き続いて行われる宿直勤務にあっては、6,300円）」を加え、同項ただし書を次のように改める。

ただし、特殊な勤務場所で勤務する職員であって、特に市長が必要と認めたときは、その勤務1回につき28,000円を超えない範囲内において市長が規則で定める額を支給することができる。

附則に次の1項を加える。

（地域手当の支給に関する特例措置）

- 10 当分の間、地域手当の月額については、第10条の2第2項の規定にかかわらず、同項中「100分の10」とあるのは、「100分の5（東京都内に勤務する職員で市長が別に定めるものにあつては、100分の10）」とする。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（平成22年3月29日揭示済）

天理市立幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月29日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第6号

天理市立幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例

天理市立幼稚園の教育職員の給与等に関する特別措置条例（昭和55年3月天理市条例第1号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（地域手当の支給に関する特例）

- 3 当分の間、幼稚園の教育職員に対し支給する地域手当の月額については、第5条第1項の規定にかかわらず、同項中「100分の4」とあるのは、「100分の2」とする。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（平成22年3月29日揭示済）

天理市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月29日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第7号

天理市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

天理市一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（平成元年3月天理市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表医師手当の項中「100分の50」を「100分の60」に改め、同項の次に次のように加える。

救急勤務医手当	1件	2,000円	休診日又は夜間において、救急搬送された、又は時間外に来院した患者（以下「救急患者」という。）の診察等の業務に従事した医師（入院させる業務に従事した場合の救急勤務医手当の支給を受ける医師を除く。）
	1件	10,000円	救急患者を診察し、入院させる業務に従事した医師
	1件	10,000円	救急患者を手術するため、その者の勤務時間外に呼出しを受け、勤務に至った医師
分娩手当	1件	5,000円	分娩の業務に従事した産婦人科医師及び助産師

別表清掃勤務手当の項を削り、同表し尿収集処理等手当の項及びごみ収集処理手当の項中「（清掃勤務手当の支給を受ける職員を除く。）」を削り、同表下水道清掃手当の項を削る。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(平成22年3月29日揭示済)

天理市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月29日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第8号

天理市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

天理市一般職の職員の退職手当に関する条例（昭和38年3月天理市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の3を第2条の4とし、第2条の2を第2条の3とし、第2条の次に次の1条を加える。

（遺族の範囲及び順位）

第2条の2 この条例において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

（1）配偶者（届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

（2）子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの

（3）前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族

（4）子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの

2 この条例の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この条例の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。

4 次に掲げる者は、この条例の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

（1）職員を故意に死亡させた者

（2）職員の死亡前に、当該職員の死亡によってこの条例の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者

第3条第2項中「退職した者」の次に「（第12条第1項各号に掲げる者を含む。）」を加える。

第5条の2第2項中「第7条の2第4項、第8条第3項又は第13条の規定に該当するもの」を「この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職」に、「これらの支給」を「これらの退職手当」に、「第8条第1項各号に掲げる者又はこれに準ずる者に該当するに至ったことにより退職したことがある場合における当該」を「第7条第7項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第12条第1項若しくは第14条第1項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第9条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る」に改め、同項第11号中「第7条の2第1項」を「第8条第1項」に改め、同項第12号中「第7条の2第2項」を「第8条第2項」に改め、同項第13号中「第7条の2第3項第1号」を「第8条第3項第1号」に改め、同項第14号中「第7条の2第3項第2号」を「第8条第3項第2号」に改め、同項第15号中「第7条の2第3項第3号」を「第8条第3項第3号」に改め、同項第16号中「第7条の2第3項第4号」を「第8条第3項第4号」に改め、同項第17号中「第7条の2第3項第5号」を「第8条第3項第5号」に改め、同項第18号中「第7条の2第3項第6号」を「第8条第3項第6号」に改める。

第6条の4第4項第1号中「退職した者でその勤続期間が」を「退職した者のうち自己都合退職者（第3条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。）以外のものでその勤続期間が5年以上」に改め、「（次号に掲げる者を除く。）」を削り、同項第2号を次のように改める。

（2）退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

第6条の4第4項に次の3号を加える。

（3）退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零

（4）自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1号の規定により計算した額の2分の1に相当する額

（5）自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零

第6条の5第1項中「第2条の3」を「第2条の4」に改める。

第7条第3項中「次条第1項各号」を「第12条第1項各号」に改め、同条第5項第1号中「第13条」を「第19条第2項」に改める。

第8条を削る。

第7条の2の見出し中「に対する退職手当に係る特例」を「の在職期間の計算」に改め、同条中第4項及び第5項を削り、第6項を第4項とし、第7項を第5項とし、同条を第8条とする。

第10条第1項第1号中「一般の退職手当及び前条の規定による退職手当（以下「一般の退職手当等」という。）」を「一般の退職手当等」に改める。

第11条を次のように改める。

（定義）

第11条 本条から第18条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）懲戒免職等処分 地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。

（2）退職手当管理機関 地方公務員法その他の法令の規定により職員の退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下第18条までにおいて同じ。）の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関（当該機関がない場合にあっては、懲戒免職等処分及び本条から第18条までの規定に基づく処分の性質を考慮して市長が定める機関）をいう。ただし、当該機関が退職後に廃止された場合における当該職員については、当該職員の占めていた職（当該職が廃止された場合にあっては、当該職に相当する職）を占める職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有する機関（当該機関がない場合にあっては、懲戒免職等処分及び本条から第18条までの規定に基づく処分の性質を考慮して市長が定める機関）をいう。

第11条の2を削る。

第12条を次のように改める。

（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）

第12条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

（1）懲戒免職等処分を受けて退職をした者

（2）地方公務員法第28条第4項の規定による失職（同法第16条第1号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職をした者

2 退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 退職手当管理機関は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を天理市公告式条例（平成12年9月天理市条例第28号）第2条第2項に規定する掲示場に掲示することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

第14条を第20条とする。

第13条の見出しを「（職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給）」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。職員が退職した場合（第12条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

第13条に次の2項を加える。

3 職員が第8条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となった場合又は同条第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となった場合においては、市長が定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

4 地方独立行政法人法第59条第2項の規定により職員が移行型一般地方独立行政法人の職員となる場合には、その者に対しては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

第13条を第19条とする。

第12条の2及び第12条の3を削り、第12条の次に次の6条を加える。

（退職手当の支払の差止め）

第13条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

（1）職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限る。刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

（2）退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は当該退職手当管理機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

(2) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照らして懲戒免職等処分に値することが明らかなものという。以下同じ。）をしたことを疑うに足る相当な理由があると思料するに至ったとき。

3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、その取消しを申し立てることができる。

5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合

(2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合

(3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合

6 第3項の規定による支払差止処分を行った退職手当管理機関は、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。

7 前2項の規定は、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。

8 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者に対する第10条の規定の適用については、当該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。

9 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける場合（これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者が第3項の規定による支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当等の額の支払を受けるに至ったときを含む。）において、当該退職をした者が既に第10条の規定による退職手当の額の支払を受けているときは、当該一般の退職手当等の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当等の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等は、支払わない。

10 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合）にあつては、基礎在職期間中の行

為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分(以下「再任用職員に対する免職処分」という。)を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、第12条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

3 退職手当管理機関は、第1項第3号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 天理市行政手続条例(平成8年12月天理市条例第15号)第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

5 第12条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。

6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。(退職をした者の退職手当の返納)

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第10条第3項、第6項又は第8項の規定による退職手当の支給を受けることができた者(次条及び第17条において「失業手当受給可能者」という。)であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額(次条及び第17条において「失業者退職手当額」という。)を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

(3) 当該退職手当管理機関が、当該退職をした者(再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。)について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第10条第1項、第5項又は第7項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合(受けることができる場合を含む。)における当該退職に係る一般の退職手当等については、当該退職に係る退職手当管理機関は、前項の規定による処分を行うことができない。

3 第1項第3号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から5年以内に限り、行うことができる。

4 退職手当管理機関は、第1項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

5 天理市行政手続条例第3章第2節の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

6 第12条第2項の規定は、第1項の規定による処分について準用する。

(遺族の退職手当の返納)

第16条 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第1項第3号に該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該遺族に対し、当該退職の日から1年以内に限り、第12条第1項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

2 第12条第2項並びに前条第2項及び第4項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

3 天理市行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する前条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

(退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付)

第17条 退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第5項までに規定する場合を除く。)において、当該退職に

係る退職手当管理機関が、当該退職手当の受給者の相続人（包括受遺者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足る相当な理由がある旨の通知をしたときは、当該退職手当管理機関は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第5項又は前条第3項において準用する天理市行政手続条例第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき（次項から第5項までに規定する場合を除く。）は、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 3 退職手当の受給者（遺族を除く。以下この項から第5項までに同じ。）が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合（第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。）において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 6 前各項の規定による処分に基つき納付する金額は、第12条第1項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が2人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとはならない。
- 7 第12条第2項並びに第15条第2項及び第4項の規定は、第1項から第5項までの規定による処分について準用する。
- 8 天理市行政手続条例第3章第2節の規定は、前項において準用する第15条第4項の規定による意見の聴取について準用する。

（退職手当審査会）

第18条 退職手当管理機関の諮問に応じ、次項に規定する退職手当の支給制限等の処分について調査審議するため、市長の附属機関として、天理市退職手当審査会（以下この条において「審査会」という。）を置く。

- 2 退職手当管理機関は、第14条第1項第3号若しくは第2項、第15条第1項、第16条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分（以下この条において「退職手当の支給制限等の処分」という。）を行おうとするときは、審査会に諮問しなければならない。
- 3 審査会は、第14条第2項、第16条第1項又は前条第1項から第5項までの規定による処分を受けるべき者から申立てがあった場合には、当該処分を受けるべき者に口頭で意見を述べる機会を与えなければ

ならない。

- 4 審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、当該処分を受けるべき者又は退職手当管理機関にその主張を記載した書面又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実の陳述又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。
- 5 審査会は、必要があると認める場合には、退職手当の支給制限等の処分に係る事件に関し、関係機関に対し、資料の提出、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。
- 6 審査会の組織及び委員その他審査会に関し必要な事項については、市長が規則で定める。
附則第3項中「退職した者を」を「退職した者（第12条第1項各号に掲げる者を含む。次項において同じ。）を」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 改正後の天理市一般職の職員の退職手当に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。
（天理市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）
- 3 天理市一般職の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成19年3月天理市条例第5号）の一部を次のように改正する。
附則第2項中「第2条の3」を「第2条の4」に改める。
附則第3項中「第7条の2第1項」を「第8条第1項」に改める。
（天理市水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）
- 4 天理市水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年12月天理市条例第35号）の一部を次のように改正する。
第15条第2項各号列記以外の部分を次のように改める。
退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととすることができる。
第15条第7項中「第4項」を「第5項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第6項」を「第7項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。
3 在職期間中に地方公務員法第29条の規定による懲戒免職の処分を受けるべき行為をしたと認められる者に係る退職手当については、管理者が定める手続を経て、支払われる前にあってはその支給を制限し、支払われた後にあっては返納又は納付させることができる。

（平成22年3月29日揭示済）

天理市特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月29日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第9号

天理市特別会計条例の一部を改正する条例

天理市特別会計条例（昭和39年3月天理市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とする。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（平成22年3月29日揭示済）

天理市水洗便所改造資金貸付基金条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月29日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第10号

天理市水洗便所改造資金貸付基金条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

天理市水洗便所改造資金貸付基金条例等の一部を改正する条例（平成21年12月天理市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち、天理市下水道条例（昭和48年12月天理市条例第36号）第10条の次に1条を加える改正規定中「（雨水を排除する場合にあっては、市長とする。以下同じ。）」を削り、同条例第11条第3項の改正規定中「加え、同項第1号の表を次のように改める。

排水区分		水量使用料（汚水排水量1立方メートルにつき）
一般排水	公衆浴場及び共同浴場	60円
	その他	115円
中間排水		169円
特定排水		240円

を「加える。」に改め、同条例第16条第1項の改正規定中「（公共下水道のうち雨水を排除すべき排水施設にあっては、市長とする。以下同じ。）」を削り、同条例第19条の改正規定中「加え、同条に後段として次のように加える。」

この場合において、「管理者」とあるのは、「市長」と読み替えるものとする。」を「加える。」に改め、同条例第22条第3項の改正規定中「改め、「読み替える」の次に「（汚水に係る公共下水道の施設又は敷地の占用料を徴収する場合に限る。）」を加える」を「改める」に改め、同条例第30条の改正規定中「市長又は管理者がそれぞれ」を「管理者が」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（平成22年3月29日揭示済）

天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月29日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第11号

天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第131条の2を削る。

第140条の7中「、第131条の2」を削る。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（平成22年3月29日揭示済）

天理市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月29日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第12号

天理市国民健康保険条例の一部を改正する条例

天理市国民健康保険条例（昭和34年3月天理市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」を「山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第19条において「租税条約実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項」に、「山林所得金額の合計額（）」を「山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（）」に改め、同条第2項中「又は山林所得金額」を「若しくは山林所得金額又は他の所得と区分して計算される所得の金額」に改める。

第19条第1項第1号中「地方税法第313条第3項」を「同法第313条第3項」に、「山林所得金額の算定」を「山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得

等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、租税条約実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定」に、「山林所得金額の合算額」を「山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額」に改め、同項第2号及び第3号中「山林所得金額」の次に「並びに他の所得と区分して計算される所得の金額」を加える。

附則第4条から第9条までを削り、附則第10条を附則第4条とし、附則第11条を附則第5条とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 改正後の天理市国民健康保険条例の規定は、平成22年度以後の年度分の保険料について適用し、平成21年度分までの保険料については、なお従前の例による。

（平成22年3月29日揭示済）

天理市工場等誘致条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月29日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第13号

天理市工場等誘致条例の一部を改正する条例

天理市工場等誘致条例（平成7年3月天理市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「天理市基本構想に掲げる産業・居住ゾーンのうち市長が定める区域」を「都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する準工業地域及び工業地域」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（平成22年3月29日揭示済）

天理市都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月29日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第14号

天理市都市公園条例の一部を改正する条例

天理市都市公園条例（昭和45年3月天理市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

天理市立庭球場
天理市立水泳プール

を

」

「

天理市立庭球場

に改める。

」

別表第2中第2項を削り、第3項を第2項とする。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（平成22年3月29日揭示済）

天理市下水道条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月29日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第15号

天理市下水道条例の一部を改正する条例

天理市下水道条例（昭和48年12月天理市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第4条第4号中「市長」を「管理者」に改める。

第11条第3項第1号の表を次のように改める。

排水区分		水量使用料（汚水排水量1立方メートルにつき）
一般排水	公衆浴場及び共同浴場	60円
	その他	130円
中間排水		184円
特定排水		255円

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第11条第3項第1号の改正規定は、平成22年6月1日から施行する。

(適用区分)

- 改正後の第11条第3項第1号の規定は、平成22年7月分として徴収する使用料から適用し、平成22年6月分までの分として徴収する使用料については、なお従前の例による。

(平成22年3月29日揭示済)

天理市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月29日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第16号

天理市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

天理市農業集落排水処理施設条例（平成9年3月天理市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「115円」を「130円」に改める。

附 則

(施行期日)

- この条例は、平成22年6月1日から施行する。

(適用区分)

- 改正後の天理市農業集落排水処理施設条例の規定は、平成22年7月分として徴収する使用料から適用し、平成22年6月分までの分として徴収する使用料については、なお従前の例による。

(平成22年3月29日揭示済)

天理市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月29日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第17号

天理市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

天理市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（平成21年12月天理市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条に1項を加える改正規定中「（雨水に係るものを除く。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(平成22年3月29日揭示済)

天理市上下水道事業管理者の給与に関する条例をここに公布する。

平成22年3月29日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第18号

天理市上下水道事業管理者の給与に関する条例

(目的)

- 第1条 この条例は、天理市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和41年12月天理市条例第34号）第4条第1項に規定する天理市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(給与)

- 第2条 管理者の給与は、給料、地域手当、通勤手当、期末手当及び退職手当とする。

(給料)

- 第3条 給料は、月額661,000円とする。

(地域手当)

- 第4条 地域手当は、給料月額を基礎として、天理市一般職の職員の給与に関する条例（昭和44年3月天理市条例第4号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。

(通勤手当)

第5条 通勤手当は、一般職の職員の例による。

(期末手当)

第6条 期末手当は、給料月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に、その額に100分の20を乗じて得た額及び給料月額に100分の25を乗じて得た額を加算して得た額を基礎として、一般職の職員の例による。ただし、天理市一般職の職員の給与に関する条例第20条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の145」と、「100分の150」とあるのは「100分の165」とする。

(退職手当)

第7条 退職手当は、管理者が任期満了し、退職し、又は死亡したときに、給料月額（任期満了し、退職し、又は死亡した日における給料月額をいう。）に在職月数（管理者となった日の属する月から任期満了し、退職し、又は死亡した日の属する月までの月数をいい、その月数が48月を超えるときは、48月とする。）を乗じて得た額に100分の25を乗じて算出した額を支給する。

(給与の支給方法)

第8条 給与の支給方法は、一般職の職員の例による。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(給料月額の特例)

2 平成22年4月1日から平成23年3月31日までの管理者の給料月額については、第3条の規定にかかわらず、同条中「661,000円」とあるのは、「640,000円」とする。ただし、第7条の規定を適用する場合における給料月額は、第3条に規定する額とする。

(平成22年3月31日揭示済)

天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月31日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第19号

天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第19条各号列記以外の部分中「第321条の8第27項及び第28項」を「第321条の8第22項及び第23項」に改め、同条第2号中「、第5項又は第24項」を「又は第19項」に改め、同条第3号中「第321条の8第27項及び第28項」を「第321条の8第22項及び第23項」に改める。

第31条第3項中「同項第1号の2」を「同項第2号」に、「同項第1号の3」を「同項第3号」に、「同項第2号の均等割額の算定期間又は同項第3号」を「又は同項第4号」に改める。

第36条の3の次に次の2条を加える。

(個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)

第36条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者（以下この条において「給与所得者」という。）で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の給与等の支払者（以下この条において「給与支払者」という。）から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

(1) 当該給与支払者の氏名又は名称

(2) 扶養親族の氏名

(3) その他施行規則で定める事項

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出した給与所得者で市内に住所を有するものは、その年の中途において当該申告書に記載した事項について異動を生じた場合には、前項又は法第317条の3の2第1項の給与支払者からその異動を生じた日後最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、その異動の内容その他施行規則で定める事項を記載した申告書を、当該給与支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

3 前2項の場合において、これらの規定による申告書がその提出の際に經由すべき給与支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

4 給与所得者は、第1項及び第2項の規定による申告書の提出の際に經由すべき給与支払者が所得税法第198条第2項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該給与支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって施行規則で定めるものをいう。次条第4項において同じ。）により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「給与支払者に受理されたとき」とあるのは「給与支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

(個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)

第36条の3の3 所得税法第203条の5第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「公的年金等受給者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項の公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。)から毎年最初に同項に規定する公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。

- (1) 当該公的年金等支払者の名称
- (2) 扶養親族の氏名
- (3) その他施行規則で定める事項

2 前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を公的年金等支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該公的年金等支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項と異動がないときは、公的年金等受給者は、当該公的年金等支払者が所得税法第203条の5第2項に規定する国税庁長官の承認を受けている場合に限り、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の3第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書を提出することができる。

3 第1項の場合において、同項の規定による申告書がその提出の際に經由すべき公的年金等支払者に受理されたときは、その申告書は、その受理された日に市長に提出されたものとみなす。

4 公的年金等受給者は、第1項の規定による申告書の提出の際に經由すべき公的年金等支払者が所得税法第203条の5第4項に規定する納税地の所轄税務署長の承認を受けている場合には、施行規則で定めるところにより、当該申告書の提出に代えて、当該公的年金等支払者に対し、当該申告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。

5 前項の規定の適用がある場合における第3項の規定の適用については、同項中「申告書が」とあるのは「申告書に記載すべき事項を」と、「公的年金等支払者に受理されたとき」とあるのは「公的年金等支払者が提供を受けたとき」と、「受理された日」とあるのは「提供を受けた日」とする。

第44条第2項中「及び公的年金等に係る所得」を削り、「前項の規定」を「同項の規定」に改め、同条第3項中「及び公的年金等に係る所得」を削り、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項の給与所得者が前年中において公的年金等の支払を受けた者であり、かつ、当該年度の初日において第47条の2第1項に規定する老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の者である場合における前2項の規定の適用については、これらの規定中「給与所得以外」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外」とする。

第45条第1項中「前条第4項」を「前条第5項」に改める。

第48条第1項中「第5項、第24項、第27項及び第28項」を「第19項、第22項及び第23項」に、「第5項、第24項及び第28項」を「第19項及び第23項」に、「同条第27項」を「同条第22項」に改め、同条第2項中「第321条の8第29項」を「第321条の8第24項」に改め、同条第3項中「第321条の8第27項」を「第321条の8第22項」に、「同条第26項」を「同条第21項」に、「本項」を「この項」に、「第5項又は第24項」を「又は第19項」に、「同条第28項」を「同条第23項」に改め、同条第4項中「第5項又は第24項」を「又は第19項」に、「同条第27項」を「同条第22項」に、「第321条の8第28項」を「第321条の8第23項」に改め、同条第6項中「第2条第12号の7の5」を「第2条第12号の7の7」に、「本項」を「この項」に改める。

第50条第2項中「第5項又は第24項」を「又は第19項」に、「同条第28項」を「同条第23項」に、「第4項又は第5項」を「又は第4項」に改め、同条第3項中「第5項又は第24項」を「又は第19項」に、「本項」を「この項」に改める。

第54条第7項中「第10条の2の10」を「第10条の2の11」に改める。

第95条中「3,298円」を「4,618円」に改める。

附則第15条を削り、附則第15条の2を附則第15条とし、附則第15条の3を附則第15条の2とする。

附則第16条の2第1項中「1,564円」を「2,190円」に改める。

附則第19条の3を次のように改める。

(非課税口座内上場株式等の譲渡に係る市民税の所得計算の特例)

第19条の3 市民税の所得割の納税義務者が、前年中に租税特別措置法第37条の14第5項第2号に規定する非課税上場株式等管理契約(次項において「非課税上場株式等管理契約」という。)に基づき同条第1項に規定する非課税口座内上場株式等(その者が2以上の同条第5項第1号に規定する非課税口座(以下この条において「非課税口座」という。)を有する場合には、それぞれの非課税口座に係る非課税口座内上場株式等。以下この条において同じ。)の譲渡をした場合には、令附則第18条の6の2第3項で定めるところにより、当該非課税口座内上場株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額と当該非課税口座内上場株式等以外の同法第37条の10第2項に規定する株式等の譲渡による事業所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額とを区分して、これらの金額を計算するものとする。

- 2 租税特別措置法第37条の14第4項各号に掲げる事由により、非課税口座からの非課税口座内上場株式等の一部又は全部の払出し（振替によるものを含む。以下この項において同じ。）があった場合には、当該払出しがあった非課税口座内上場株式等については、その事由が生じた時に、令附則第18条の6の2第2項で定める金額（以下この項において「払出し時の金額」という。）により非課税上場株式等管理契約に基づく譲渡があったものと、同法第37条の14第4項第1号に掲げる移管、返還又は廃止による非課税口座内上場株式等の払出しがあった非課税口座を開設し、又は開設していた市民税の所得割の納税義務者については、当該移管、返還又は廃止による払出しがあった時に、その払出し時の金額をもって当該移管、返還又は廃止による払出しがあった非課税口座内上場株式等の数に相当する数の当該非課税口座内上場株式等と同一銘柄の同法第37条の11の3第2項に規定する上場株式等の取得をしたものとそれぞれみなして、前項及び附則第19条の規定その他のこの条例の規定を適用する。

附則第20条の4第1項中「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に、「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第2項第3号、同条第3項及び同条第5項第3号中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改め、同条第6項中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」を「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に改める。

附則第20条の5第1項中「租税条約実施特例法」を「租税条約等実施特例法」に改める。

附則第36条中「第15条第2項、第13項、第28項、第29項、第33項、第36項、第37項、第39項、第40項、第42項から第45項まで、第47項、第49項から第55項まで若しくは第57項」を「第15条第1項、第9項、第23項、第26項、第30項、第31項、第33項から第36項まで、第38項、第40項、第41項、第43項若しくは第46項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- （1） 附則第20条の4及び第20条の5第1項の改正規定 平成22年6月1日
 - （2） 第19条各号列記以外の部分、第2号及び第3号、第31条第3項、第48条第1項から第4項まで、第50条第2項及び第3項並びに第95条の改正規定並びに附則第16条の2第1項の改正規定並びに次条第8項及び附則第4条の規定 平成22年10月1日
 - （3） 第36条の3の次に2条を加える改正規定及び第54条第7項の改正規定並びに次条第2項から第4項までの規定 平成23年1月1日
 - （4） 附則第19条の3の改正規定及び次条第6項の規定 平成25年1月1日
- （市民税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の天理市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成22年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成21年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

- 2 新条例第36条の3の2の規定は、平成23年1月1日以後に提出する同条第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。
- 3 新条例第36条の3の3の規定は、平成23年1月1日以後に提出する同条第1項に規定する申告書について適用する。
- 4 平成23年中に新条例第36条の3の3第1項の規定による申告書を提出する場合においては、同条第2項中「前項又は法第317条の3の3第1項の規定による申告書に記載した事項」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）第1条の規定による改正前の所得税法第203条の5第1項の規定による申告書（同条第2項の規定により提出した同条第1項の規定による申告書を含む。）に記載した事項のうち前項各号又は法第317条の3の3第1項各号に掲げる事項に相当するもの」として同項の規定を適用する。
- 5 平成22年度分の個人の市民税についての新条例第44条第2項（同条第4項の規定により読み替えて適用する場合を除く。）の規定の適用については、同条第2項中「給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるとき」とあるのは、「給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の記載があるとき、又は当該給与所得者の前年中の所得に公的年金等に係る所得がある場合において平成22年4月30日までに給与所得以外の所得に係る所得割額を普通徴収の方法によって徴収されたい旨の申出があるとき」とする。
- 6 新条例附則第19条の3の規定は、平成25年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 7 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、平成22年4月1日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。
- 8 新条例第19条、第31条、第48条（同条第6項を除く。）及び第50条の規定は、平成22年10月1日以後に

解散（合併による解散を除く。）が行われた場合における各事業年度分の法人の市民税及び各連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に解散（合併による解散を除く。）が行われた場合における各事業年度分の法人の市民税及び各連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成22年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成21年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第4条 平成22年10月1日（次項及び第3項において「指定日」という。）前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

2 指定日前に地方税法（昭和25年法律第226号）第465条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。）が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等（新条例第92条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び第6項において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第6号）附則第39条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を指定日に市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により市たばこ税を課する。

（1）製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。） 千本につき1,320円

（2）新条例附則第16条の2第1項に規定する紙巻たばこ 千本につき626円

3 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成22年総務省令第27号）別記第2号様式による申告書を指定日から起算して1月以内に市長に提出しなければならない。

4 前項の規定による申告書を提出した者は、平成23年3月31日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。第6項において「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

5 第2項の規定により市たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第19条、第94条第2項、第98条第4項及び第5項並びに第101条の規定を適用する。この場合において、新条例第19条中「第98条第1項若しくは第2項、」とあるのは「天理市税賦課徴収条例の一部を改正する条例（平成22年3月天理市条例第19号。以下この条及び第2章第4節において「平成22年改正条例」という。）附則第4条第4項、」と、同条第2号及び第3号中「第98条第1項若しくは第2項」とあるのは「平成22年改正条例附則第4条第3項」と、新条例第94条第2項中「前項」とあるのは「平成22年改正条例附則第4条第2項」と、新条例第98条第4項中「施行規則第34号の2様式又は第34号の2の2様式」とあるのは「地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成22年総務省令第27号）別記第2号様式」と、同条第5項中「第1項又は第2項」とあるのは「平成22年改正条例附則第4条第4項」と、新条例第101条第2項中「第98条第1項又は第2項」とあるのは「平成22年改正条例附則第4条第4項」と読み替えるものとする。

6 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第2項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該市たばこ税に相当する金額を、新条例第99条の規定に準じて、同条の規定により当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき市たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る市たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第98条第1項から第3項までの規定により市長に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式による書類を添付しなければならない。

（都市計画税に関する経過措置）

第5条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成22年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成21年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

（平成22年3月31日揭示済）

天理市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成22年3月31日

天理市長 南 佳 策

天理市条例第20号

天理市国民健康保険条例の一部を改正する条例

天理市国民健康保険条例（昭和34年3月天理市条例第8号）の一部を次のように改正する。

目次中「第24条の3」を「第24条の4」に改める。

第18条第1項中「、又は一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった」の次に「、若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となった」を加え、「増加又は」を「増加若しくは」に改め、「場合を除く。）」の次に「又は特例対象被保険者等となった場合」を、「なくなった日」の次に「又は特例対象被保険者等となった日」を加える。

第19条の次に次の1条を加える。

（特例対象被保険者等の特例）

第19条の2 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第13条第1項及び前条第1項の規定の適用については、第13条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。）」と、「所得の金額（同法）」とあるのは「所得の金額（地方税法）」と、前条第1項第1号中「総所得金額（）」とあるのは「総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。）」と、「つについては、同法」とあるのは「つについては、地方税法」とする。

第6章中第24条の3の次に次の1条を加える。

（特例対象被保険者等に係る届出）

第24条の4 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。

- （1）氏名及び住所
- （2）特例対象被保険者等の氏名
- （3）離職年月日
- （4）離職理由

2 前項の届出は、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証を提示して行わなければならない。

附則に次の1条を加える。

（平成22年度以降の保険料の減免の特例）

第6条 当分の間、平成22年度以降の第24条第1項第2号による保険料の減免については、同号中「該当する者（資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。）」とあるのは、「該当する者」とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 改正後の天理市国民健康保険条例の規定は、平成22年度以後の年度分の保険料について適用し、平成21年度分までの保険料については、なお従前の例による。

規 則

（平成22年3月24日揭示済）

天理市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月24日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第1号

天理市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

天理市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年4月天理市規則第5号）の一部を次のように改正する。

別記第4号様式注意事項第4項、別記第4号様式の2注意事項第2項、別記第5号様式注意事項第3項、別記第7号様式注意事項第4項、別記第15号様式、別記第16号様式、別記第17号様式、別記第19号様式及び別記第20号様式中「所轄社会保険事務所等」を「所轄年金事務所等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成22年3月24日揭示済)

天理市立病院処務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月24日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第2号

天理市立病院処務規則の一部を改正する規則

天理市立病院処務規則（昭和50年1月天理市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「及び栄養室」を「、栄養室及び地域医療室」に改め、同条第4項中「置く」を「置き、必要があるときは、医長を置くことができる」に改め、同条中第8項を第9項とし、第7項を第8項とし、同条第6項中「栄養士長及び主任を」の次に「、地域医療室に室長及び主任を」を加え、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 医長は、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。

第5条第2項第2号中「医事係 給食係」を「医事係」に改める。

第6条第12号中「薬局に属する物品」を「麻薬」に改め、同条第14号中「患者の給食内容の指示」を「薬剤管理指導」に改め、同条第15号中「入院時食事療養」を「細菌、病理、生理その他の臨床検査」に改め、同条中第17号を第27号とし、第16号を第23号とし、同号の次に次の3号を加える。

(24) 食品衛生に関すること。

(25) 栄養統計及び報告に関すること。

(26) 地域医療の連携及び推進に関すること。

第6条第15号の次に次の7号を加える。

(16) 臨床工学に関すること。

(17) 理学療法に関すること。

(18) 医療機械、検査機械及び器具の整理に関すること。

(19) 放射線による諸検査に関すること。

(20) 機能訓練に関すること。

(21) 給食の献立、調理及び配食に関すること。

(22) 給食材料の購入検収及び保管に関すること。

第7条第1項中第3号を削り、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 入院患者の看護及び管理に関すること。

第7条第1項第4号中「衛生材料」を「物品及び衛生材料の保管」に改める。

第8条庶務係の項中第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 財務及び資金計画に関すること。

第9条医事係の項中第10号を削り、第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 地域医療連携に関すること。

第9条給食係の項を削る。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(平成22年3月29日揭示済)

天理市水道事業及び下水道事業の統合に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

平成22年3月29日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第3号

天理市水道事業及び下水道事業の統合に伴う関係規則の整備に関する規則

(天理市下水道使用料等の徴収事務等の委任に関する規則等の廃止)

第1条 次に掲げる規則は、廃止する。

(1) 天理市下水道使用料等の徴収事務等の委任に関する規則（昭和49年5月天理市規則第10号）

(2) 天理市水洗便所改造資金貸付基金条例施行規則（昭和49年3月天理市規則第2号）

(3) 天理市下水道条例施行規則（昭和48年12月天理市規則第40号）

(4) 天理市指定下水道工事店等に関する規則（平成6年6月天理市規則第19号）

(5) 天理市農業集落排水処理施設条例施行規則（平成9年3月天理市規則第21号）

(6) 天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則（昭和45年3月天理市規則第4号）

(天理市事務分掌規則の一部改正)

第2条 天理市事務分掌規則（平成9年3月天理市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条建設部の項中「下水道課 管理係 事業係 施設係」を削る。

第21条環境対策係の項中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 浄化槽設置整備事業に関すること。

第32条の2を削る。

(天理市職員任用規則の一部改正)

第3条 天理市職員任用規則(昭和56年9月天理市規則第14号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中「市長公室長、総務部長及び水道局長」を「上下水道事業管理者、市長公室長及び総務部長」に改める。

(次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則の一部改正)

第4条 次世代育成支援対策推進法の特定事業主等を定める規則(平成17年6月天理市規則第16号)の一部を次のように改正する。

本則の表中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

(給料等の支給に関する規則の一部改正)

第5条 給料等の支給に関する規則(昭和44年4月天理市規則第6号)の一部を次のように改正する。

第21条第2号ロ中「天理市水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」を「天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」に改める。

(天理市会計規則の一部改正)

第6条 天理市会計規則(昭和45年3月天理市規則第13号)の一部を次のように改正する。

別表第1建設部下水道課の項を削る。

別表第2下水道課長の項を削る。

(市長の同意を得て任免する水道局の職員に関する規則の一部改正)

第7条 市長の同意を得て任免する水道局の職員に関する規則(昭和31年10月天理市規則第10号)の一部を次のように改正する。

題名中「水道局」を「上下水道局」に改める。

本則中「水道局」を「上下水道局」に改める。

(天理市水道水源保護審議会規則の一部改正)

第8条 天理市水道水源保護審議会規則(平成14年6月天理市規則第25号)の一部を次のように改正する。

第5条中「水道局」を「上下水道局」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(平成22年3月29日揭示済)

天理市退職手当審査会規則をここに公布する。

平成22年3月29日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第4号

天理市退職手当審査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、天理市一般職の職員の退職手当に関する条例(昭和38年3月天理市条例第12号)第18条の規定に基づき、天理市退職手当審査会(以下「審査会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織等)

第2条 審査会は、委員5人をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者及び人事行政に関し識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員は、その者の委嘱に係る当該退職手当の支給制限等の処分が終了したときは、解嘱されるものとする。

4 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

5 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

6 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議等の公開)

第4条 審査会の会議、議事録及び議事要旨並びに会議資料は、非公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、公開することができる。

(庶務)

第5条 審査会の庶務は、市長公室人事課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成22年3月29日揭示済)

天理市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月29日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第5号

天理市税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

天理市税賦課徴収条例施行規則（昭和35年4月天理市規則第3号）の一部を次のように改正する。

第6条を削り、第5条の2を第6条とする。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(平成22年3月31日揭示済)

天理市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第6号

天理市事務分掌規則の一部を改正する規則

天理市事務分掌規則（平成9年3月天理市規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条総務部の項中「総務課 文書行政係 管財係」を「総務課 文書行政係 管財係 公有財産整備係」に、「財政課 財政一係 財政二係」を「財政課 財政係」に改め、同条市民部の項中「保険医療課 給付係 保険料係 年金係 福祉医療係」を「保険医療課 給付係 保険料係 福祉医療係」に改める。

第7条文書行政係の項中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 訴訟事務の総括に関すること。

第7条管財係の項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同項の次に次の1項を加える。

公有財産整備係

(1) 公有財産台帳の整備及び保管に関すること。

(2) 公有財産管理システムに関すること。

(3) 公有財産の調査に関すること。

第9条財政一係の項中「財政一係」を「財政係」に改め、同項中第9号を削り、第8号を第10号とし、第7号を第9号とし、第6号の次に次の2号を加える。

(7) 財務諸表の作成及び財政分析に関すること。

(8) 財政状況の公表に関すること。

第9条財政二係の項を削る。

第14条給付係の項中第12号を第15号とし、第11号の次に次の3号を加える。

(12) 国民年金被保険者資格の取得、喪失等に関すること。

(13) 保険料免除申請の受付処理等に関すること。

(14) 老齢基礎年金その他給付関係書類の受付処理等に関すること。

第14条年金係の項を削る。

第19条児童福祉係の項第3号中「児童手当」の次に「、子ども手当」を加える。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(平成22年3月31日揭示済)

天理市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第7号

天理市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

天理市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年3月天理市規則第4号）の一部を次のように改正する。

目次中「時間外勤務」の次に「並びに時間外勤務代休時間」を加え、「第9条の5」を「第9条の6」に改める。

「第3章 宿日直勤務及び時間外勤務」を「第3章 宿日直勤務及び時間外勤務並びに時間外勤務代休時間」に改める。

第9条の5中「第9条の3第1項」を「第9条の4第1項」に、「第8条の2第3項」を「第8条の3

第3項」に、「第9条の3中」を「第9条の4第1項及び第2項中」に、「第8条の2第1項」を「第8条の3第1項」に、「第8条の2第2項」を「第8条の3第2項」に改め、第3章中同条を第9条の6とする。

第9条の4第1項及び第2項中「第8条の2第2項」を「第8条の3第2項」に改め、同条を第9条の5とする。

第9条の3第1項及び第2項中「第8条の2第1項」を「第8条の3第1項」に改め、同条を第9条の4とし、第9条の2の次に次の1条を加える。

(時間外勤務代休時間の指定)

第9条の3 条例第8条の2第1項の市長が規則で定める期間は、天理市一般職の職員の給与に関する条例(昭和44年3月天理市条例第4号。以下「給与条例」という。)第13条第4項に規定する60時間を超えて勤務した全時間に係る月(次項において「60時間超過月」という。)の末日の翌日から同日を起算日とする2月後の日までの期間とする。

2 任命権者は、条例第8条の2第1項の規定に基づき時間外勤務代休時間(同項に規定する時間外勤務代休時間をいう。以下同じ。)を指定する場合には、前項に規定する期間内にある勤務日等(休日及び代休日(条例第10条第1項に規定する代休日をいう。以下同じ。))を除く。第4項において同じ。)に割り振られた勤務時間のうち、時間外勤務代休時間の指定に代えようとする時間外勤務手当の支給に係る60時間超過月における給与条例第13条第4項の規定の適用を受ける時間(以下この項及び第6項において「60時間超過時間」という。)の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間数の時間を指定するものとする。

(1) 給与条例第13条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が、同項第1号に掲げる勤務で正規の勤務時間を超えてしたもののうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の50を乗じて得た時間数

(2) 給与条例第13条第1項第1号に掲げる勤務に係る時間(次号に掲げる時間を除く。) 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の25を乗じて得た時間数

(3) 給与条例第13条第1項第2号に掲げる勤務に係る時間 当該時間に該当する60時間超過時間の時間数に100分の15を乗じて得た時間数

3 前項の場合において、その指定は、4時間又は7時間45分(年次休暇の時間に連続して時間外勤務代休時間を指定する場合にあっては、当該年次休暇の時間の時間数と当該時間外勤務代休時間の時間数を合計した時間数が4時間又は7時間45分となる時間)を単位として行うものとする。

4 任命権者は、条例第8条の2第1項の規定に基づき1回の勤務に割り振られた勤務時間の一部について時間外勤務代休時間を指定する場合には、第1項に規定する期間内にある勤務日等の始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続する勤務時間について行わなければならない。ただし、任命権者が、業務の運営並びに職員の健康及び福祉を考慮して必要があると認める場合は、この限りでない。

5 任命権者は、職員があらかじめ時間外勤務代休時間の指定を希望しない旨申し出た場合には、時間外勤務代休時間を指定しないものとする。

6 任命権者は、条例第8条の2第1項に規定する措置が60時間超過時間の勤務をした職員の健康及び福祉の確保に特に配慮したものであることにかんがみ、前項に規定する場合を除き、当該職員に対して時間外勤務代休時間を指定するよう努めるものとする。

7 時間外勤務代休時間の指定の手続に関し必要な事項は、市長が定める。

第10条第1項中「(同項に規定する代休日をいう。以下同じ。))」を削り、「(休日)」を「(条例第8条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された勤務日等及び休日)」に改める。

第27条中「及び」を「、第9条の3第1項及び第3項並びに」に、「休息時間」を「時間外勤務代休時間の指定」に改める。

別表第2第17号中「週休日」の次に「、条例第8条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間が指定された勤務日等」を加える。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(平成22年3月31日揭示済)

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第8号

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則(昭和44年4月天理市規則第6号)の一部を次のように改正する。

第16条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 条例第13条第4項の市長が規則で定める勤務は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める日における勤務とする。

- (1) 正規の勤務時間（勤務時間等条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。次号において同じ。）を超えて勤務した月においてその期間の全部を勤務時間等条例第3条第1項の規定の適用を受ける職員として勤務した者（市長が定める職員を除く。） 次に掲げる日

イ 当該月における日曜日

ロ 当該月における週休日の振替（天理市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年3月天理市規則第4号。以下「勤務時間等規則」という。）第3条第2項に規定する週休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が日曜日であるものに限る。）により週休日（勤務時間等条例第3条第1項に規定する週休日をいう。以下同じ。）に変更された日

- (2) 正規の勤務時間を超えて勤務した月においてその期間の全部を勤務時間等条例第4条第1項の規定の適用を受ける職員として勤務した者（当該月における週休日（同条の規定により週休日とされた日に限る。以下「原週休日」という。）の日数が当該月における日曜日の日数に満たない職員その他市長が定める職員を除く。） 次に掲げる日

イ 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日

(イ) 当該月における日曜日の日数が4である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて4番目の原週休日までの間の原週休日

(ロ) 当該月における日曜日の日数が5である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて5番目の原週休日までの間の原週休日

ロ 当該月における週休日の振替（勤務時間等規則第3条第2項に規定する週休日の振替をいい、勤務時間を割り振る日が次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める日であるものに限る。）により週休日に変更された日

(イ) 当該勤務時間を割り振る日の属する月における日曜日の日数が4である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて4番目の原週休日までの間の原週休日

(ロ) 当該勤務時間を割り振る日の属する月における日曜日の日数が5である場合 当該月における最初の原週休日から、当該原週休日から数えて5番目の原週休日までの間の原週休日

- (3) 前2号に掲げる職員以外の職員 前2号に掲げる職員との権衡を考慮して市長が定める日第16条に次の1項を加える。

- 7 職員が勤務時間等条例第8条の2第1項の規定により指定された時間外勤務代休時間に勤務した場合において支給する当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間外勤務手当に対する前項の規定の適用については、同項中「翌月の」とあるのは、「勤務時間等条例第8条の2第1項の規定により時間外勤務代休時間が指定された日の属する給与期間の翌月の」とする。

第17条第1項中「年末年始の休暇等」の次に「、勤務時間等条例第8条の2第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する時間外勤務代休時間を指定された日」を加える。

第19条第1項中「第19条第1項本文」を「第19条第1項」に改め、第2項中「第19条第1項ただし書」を「第19条第1項」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 条例第19条第1項ただし書の規則で定める額は、病院の医師の日直勤務及び宿直勤務の場合に支給することとし、その額は、それぞれ1回につき28,000円とする。

附則第6項中「平成22年3月31日」を「平成23年3月31日」に改める。

別表第1中

「

市長の事務部局	公室長 部長 理事 参与 病院長及び事務局長	71,000円
	参事 環境クリーンセンター所長 公室次長 部次長 病院副院長、医局長、看護 部長及び事務局次長 会計管理者	59,000円
	課長 市民会館長 人権センター所長 コミュニティセンター所長 病院の診療各科の部長及び 副看護部長	54,000円

	会計室長	
	主幹	50,000円
	室長 課長補佐 市民会館長補佐 人権センター所長補佐 コミュニティセンター所長補佐 保育所長 指導主事 病院技師長、薬局長、栄養士長及び看護師長 会計室長補佐	48,000円
	業務課施設整備係長及び業務係長並びに業務課付係長 土木課維持一係長及び維持二係長	40,000円
	業務課業務係主任 土木課維持一係主任及び維持二係主任	33,000円

を「

市長の事務部 局	病院の医師以外	公室長 部長 理事 参与 事務局長	71,000円
		参事 環境クリーンセンター所長 公室次長 部次長 看護部長及び事務局次長 会計管理者	59,000円
		課長 市民会館長 人権センター所長 コミュニティセンター所長 副看護部長 会計室長	54,000円
		主幹	50,000円
		室長 課長補佐 市民会館長補佐 人権センター所長補佐 コミュニティセンター所長補佐 保育所長 指導主事 病院技師長、薬局長、栄養士長及び看護師長 会計室長補佐	48,000円
		業務課施設整備係長及び業務係長並びに業務課付係長 土木課維持一係長及び維持二係長	40,000円
		業務課業務係主任	

		土木課維持一係主任及び維持二係主任	33,000円
	病院の医師	病院長	130,000円
		病院副院長及び医局長	120,000円
		病院の診療各科の部長	110,000円
		病院の医長	60,000円

に改め、同表監査委員の事務局の項中

次長	54,000円	を
----	---------	---

局長補佐	48,000円	に改める。
------	---------	-------

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(平成22年3月31日揭示済)

初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第9号

初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和55年3月天理市規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1ウの表第2級の項中「部長」の次に「又は医長」を加え、同表第3級の項を次のように改める。

3 級	1 副院長又は医局長の職務
	2 困難な業務を行う診療各科の部長又は医長の職務

別表第7エの表中

34
35
36
37
37
38
38
39
39
40

を

33
34
34
35
35
36
36
37
38
39

に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(平成22年3月31日揭示済)

天理市一般職の職員の退職手当の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第10号

天理市一般職の職員の退職手当の調整額に関する規則の一部を改正する規則

天理市一般職の職員の退職手当の調整額に関する規則（平成19年3月天理市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第6条を削り、第7条を第6条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成22年3月31日揭示済)

天理市老人福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第11号

天理市老人福祉施設条例施行規則の一部を改正する規則

天理市老人福祉施設条例施行規則（平成17年12月天理市規則第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第8号中「第51条の2第2項第1号及び第61条の2第2項第1号」を「（平成9年法律第123号）第51条の3第2項第1号及び第61条の3第2項第1号」に、「特定居宅サービス事業者」を「特定介護予防サービス事業者」に改め、同項第9号中「第51条の2第2項第2号」を「第51条の3第2項第2号」に、「第61条の2第2項第2号」を「第61条の3第2項第2号」に、「特定居宅サービス事業者」を「特定介護予防サービス事業者」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（平成22年3月31日揭示済）

天理市自転車等の放置防止等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

天理市長 南 佳 策

天理市規則第12号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

天理市自転車等の放置防止等に関する条例施行規則（平成13年11月天理市規則第34号）の一部を次のように改正する。

第7条中「自転車組立整備士」を「自転車技士、自転車組立整備士」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

訓 令

天理市訓令甲第1号

天理市事務処理規程（昭和40年1月天理市訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

平成22年3月31日

天理市長 南 佳 策

別表第2人事課の項、市民課の項及び児童福祉課の項中「児童手当」の次に「及び子ども手当」を加え、同表下水道課の項を削る。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

天理市訓令甲第2号

天理市総合計画策定会議規程（昭和53年12月天理市訓令甲第6号）の一部を次のように改正する。

平成22年3月31日

天理市長 南 佳 策

別表中「教育長」を「教育長 上下水道事業管理者」に、「水道局長」を「上下水道局長」に改める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

天理市訓令甲第3号

天理市土地利用調整会議設置規程（平成元年3月天理市訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

平成22年3月31日

天理市長 南 佳 策

別表第1中「水道局長」を「上下水道局長」に改める。

別表第2建設部の項中「下水道課長」を削り、同表水道局の項を次のように改める。

上下水道局	給水課長	下水道課長
-------	------	-------

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

天理市訓令甲第4号

天理市行政改革推進本部設置要綱（昭和60年3月天理市訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

平成22年3月31日

天理市長 南 佳 策

別表中「教育長」を「教育長 上下水道事業管理者」に、「水道局長」を「上下水道局長」に改める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

天理市訓令甲第5号

天理市生涯学習推進本部規程（平成5年4月天理市訓令甲第6号）の一部を次のように改正する。

平成22年3月31日

天理市長 南 佳 策

第3条第3項第6号を次のように改める。

（6）上下水道局長

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

天理市訓令甲第6号

天理市行政情報化推進委員会規程（平成13年3月天理市訓令甲第8号）の一部を次のように改正する。

平成22年3月31日

天理市長 南 佳 策

第3条第3項第5号を次のように改める。

（5）上下水道局長

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

天理市訓令甲第7号

天理市臨時職員等取扱要綱（平成4年6月天理市訓令甲第5号）の一部を次のように改正する。

平成22年3月31日

天理市長 南 佳 策

第5条第3号中「、下水作業員」を削る。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

告 示

（平成22年3月8日揭示済）

天理市告示第65号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年3月8日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成22年3月8日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - （1）返還期間
平成22年3月8日から平成22年5月6日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - （2）返還時間
午前9時から午後6時まで
- 6 返還時に必要なもの
 - （1）印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - （2）移動・保管費用（1台につき）
 - ア 移動費 2,000円
 - イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 7 連絡先

天理市自転車等保管施設 電話0743 - 62 - 7778
天理市総務部地域安全課 電話0743 - 63 - 1001

(平成22年3月9日揭示済)

天理市告示第66号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年7月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付する。

平成22年3月9日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意） 地方税法第20条の2の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成22年3月9日揭示済)

天理市告示第67号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年3月9日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年3月9日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年3月9日から平成22年5月7日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- （以下 略）

(平成22年3月10日揭示済)

天理市告示第68号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年3月10日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成22年3月10日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年3月10日から平成22年5月8日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間

午前9時から午後6時まで
(以下 略)

(平成22年3月11日揭示済)

天理市告示第69号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年3月11日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年3月11日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年3月11日から平成22年5月9日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年3月12日揭示済)

天理市告示第70号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年3月12日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年3月12日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年3月12日から平成22年5月10日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年3月12日揭示済)

天理市告示第71号

天理市重度障害者福祉タクシー実施要綱（昭和61年6月天理市告示第33号）の一部を次のように改正する。

平成22年3月12日

天理市長 南 佳 策

第2条第1号中「又は直腸」を「若しくは直腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓」に改める。
第4号様式中

「

身体障害者	視覚 下肢 体幹 移動 心臓 腎臓 呼吸器 ぼうこう又は直腸	奈良県第 号1級・2級
-------	-----------------------------------	-------------

を

身体障害者	視覚 下肢 体幹 移動 心臓 じん臓 呼吸器 ぼうこう又は直腸 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫 肝臓
	奈良県第 号 1級・2級

に改める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(平成22年3月15日揭示済)

天理市告示第72号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年3月15日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年3月15日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年3月15日から平成22年5月13日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年3月15日揭示済)

天理市告示第73号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年3月15日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年3月15日
 - 3 移動対象区域
天理市杉本町23番地2先放置禁止区域外
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年3月15日から平成22年5月13日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年3月16日揭示済)

天理市告示第74号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年3月16日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年3月16日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年3月16日から平成22年5月14日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年3月17日揭示済)

天理市告示第75号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年3月17日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年3月17日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年3月17日から平成22年5月15日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (1) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年3月18日揭示済)

天理市告示第76号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年3月18日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成22年3月18日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年3月18日から平成22年5月16日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法

律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成22年3月19日揭示済)

天理市告示第77号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年3月19日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成22年3月19日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成22年3月19日から平成22年5月17日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成22年3月23日揭示済)

天理市告示第78号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例(平成13年9月天理市条例第30号)第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年3月23日

天理市長 南 佳 策

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成22年3月23日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成22年3月23日から平成22年5月21日まで(日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成22年3月24日揭示済)

天理市告示第79号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、介護保険法(平成9年法律第123号)第143条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成22年3月24日

天理市長 南 佳 策

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 介護保険法第143条の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

(平成22年3月24日揭示済)

天理市告示第80号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条の規定により、下記のとおり違反広告物を保管したので告示する。

平成22年3月24日

天理市長 南 佳 策

整理番号	名称	種類	数量	設置場所	除却日	保管開始日	保管場所
1	アパマン	はり札	14	田井庄町・別所町・田町	H22. 2. 23 H22. 3. 16	H22. 2. 23 H22. 3. 16	市役所地下駐車場
2	三貴ホームサービス	はり札	9	田井庄町・別所町・杉本町	H22. 2. 23 H22. 3. 16	H22. 2. 23 H22. 3. 16	
		ラック	1	川原城町	H22. 3. 19	H22. 3. 19	
3	メモリーホーム	はり札	20	田井庄町・前裁町・守目堂町	H22. 2. 23 H22. 3. 16	H22. 2. 23 H22. 3. 16	
4	福岡屋	立看板 はり札	2 3	二階堂上ノ庄町・東井戸堂町	H22. 3. 16	H22. 3. 16	
5	日成ホーム	立看板	3	櫛本町	H22. 3. 17	H22. 3. 17	

連絡先 天理市建設部都市計画課（0743 - 63 - 1001）

(平成22年3月24日揭示済)

天理市告示第81号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年3月24日

天理市長 南 佳 策

- 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 移動日
平成22年3月24日
 - 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 略
 - 返還期間及び返還時間
 - 返還期間
平成22年3月24日から平成22年5月22日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年3月25日揭示済)

天理市告示第82号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年3月25日

天理市長 南 佳 策

- 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 移動日

平成22年3月25日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成22年3月25日から平成22年5月23日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

(以下 略)

(平成22年3月24日揭示済)

天理市告示第83号

平成22年3月24日付で議決のあった平成21年度天理市一般会計補正予算（第5号）、平成21年度天理市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）、平成21年度天理市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、平成21年度天理市大和都市計画下水道事業特別会計補正予算（第2号）、平成21年度天理市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）、平成21年度天理市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）、平成21年度天理市立病院事業会計補正予算（第2号）の要領は次のとおりである。

平成22年3月26日

天理市長 南 佳 策

平成21年度天理市一般会計補正予算（第5号）

平成21年度天理市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ453,448千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,588,130千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1 市税		8,685,152	△22,117	8,663,035
	1 市民税	3,516,920	△198,918	3,318,002
	2 固定資産税	3,583,206	161,020	3,744,226
	3 軽自動車税	114,205	2,679	116,884
	4 市たばこ税	379,412	4,163	383,575
	6 都市計画税	540,886	8,939	549,825
10 地方交付税		4,493,571	303,288	4,796,859
	1 地方交付税	4,493,571	303,288	4,796,859
12 分担金及び負担金		385,359	△23,686	361,673

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	1 分担金	9,512	△2,160	7,352
	2 負担金	375,847	△21,526	354,321
13 使用料及び手数料		411,067	△6,711	404,356
	2 手数料	183,034	△6,711	176,323
14 国庫支出金		2,357,001	175,346	2,532,347
	1 国庫負担金	1,662,750	△9,914	1,652,836
	2 国庫補助金	671,264	185,260	856,524
15 県支出金		1,449,116	△15,960	1,433,156
	1 県負担金	711,673	△5,926	705,747
	2 県補助金	592,235	△212	592,023
	3 委託金	145,208	△9,822	135,386

16 財産収入		109,731	9,310	119,041
	1 財産運用収入	56,527	2,055	58,582
	2 財産売払収入	53,204	7,255	60,459
18 繰入金		96,222	△19,951	76,271
	1 基金繰入金	48,684	△19,951	28,733
19 繰越金		323,904	54,262	378,166
	1 繰越金	323,904	54,262	378,166
20 諸収入		619,767	△4,133	615,634
	4 受託事業収入	208,800	△6,015	202,785
	5 雑入	180,606	1,882	182,488
21 市債		1,731,500	3,800	1,735,300
	1 市債	1,731,500	3,800	1,735,300

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
歳入合計		23,134,682	453,448	23,588,130

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 3,439,419	千円 73,249	千円 3,512,668
	1 総務管理費	2,773,742	98,731	2,872,473
	4 選挙費	101,042	△22,520	78,522
	5 統計調査費	19,057	△2,962	16,095
3 民生費		7,825,094	281,344	8,106,438
	1 社会福祉費	3,470,978	315,064	3,786,042
	2 児童福祉費	3,225,973	△33,720	3,192,253
4 衛生費		1,455,549	△49,364	1,406,185
	1 保健衛生費	519,284	△16,304	502,980
	2 清掃費	936,265	△33,060	903,205

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農林費		千円 361,491	千円 15,373	千円 376,864
	1 農業費	341,215	15,700	356,915
	2 林業費	20,276	△327	19,949
7 商工費		178,835	△14,667	164,168
	1 商工費	178,835	△14,667	164,168
8 土木費		3,000,286	27,726	3,028,012
	1 道路橋りょう費	547,232	108,500	655,732
	3 都市計画費	2,206,270	△86,757	2,119,513
	4 住宅費	152,946	5,983	158,929
10 教育費		3,305,801	128,687	3,434,488
	1 教育総務費	537,181	89,783	626,964

	2 小学校費	887,826	28,412	916,238
	3 中学校費	290,663	6,137	296,800
	5 社会教育費	748,950	△14,841	734,109
	6 保健体育費	222,778	19,196	241,974
11 災害復旧費		47,799	△8,900	38,899
	2 農林業施設災害復旧費	28,879	△8,900	19,979
歳 出 合 計		23,134,682	453,448	23,588,130

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	市庁舎施設整備事業	千円 17,553
3 民生費	1 社会福祉費	介護福祉施設整備事業	52,500
		コミュニティセンター施設整備事業	2,289
	2 児童福祉費	子ども手当て準備事業	7,350
		学童保育施設整備事業	44,357
		児童福祉施設整備事業	200,621
6 農林費	1 農業費	市単独土地改良事業	18,000
		県営農免農道整備事業	10,000
8 土木費	1 道路橋りょう費	道路修繕事業	85,150
		道路新設改良事業	264,939
	2 河川費	河川改修事業	32,609
	3 都市計画費	都市計画街路事業	170,225
		公園施設整備事業	5,400

	4 住宅費	公営住宅施設整備事業	26,720
		公営住宅建設事業	1,028
9 消防費	1 消防費	防災情報通信設備整備事業	1,377
10 教育費	2 小学校費	小学校施設整備事業	51,623
		小学校耐震化対策事業	25,457
	3 中学校費	中学校施設整備事業	6,137
	5 社会教育費	教育総合センター施設整備事業	1,400
	6 保健体育費	体育施設整備事業	19,196
11 災害復旧費	2 農林業施設災害復旧費	農地・農業用施設災害復旧事業	8,600

第3表 地方債補正

1 追加				
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
学童保育所建設事業	千円 20,400	証書借入れ 又は証券発行	年 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合又は融通条件により繰上げをし、償還年限を短縮し、又は低利債に借換えることができるものとする。
計	20,400			

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
移動通信用鉄塔施設整備事業	千円 4,600	当初議決 に同じ	当初議決	当初議決	千円 2,000	当初議決	当初議決	当初議決
農村総合整備事業	18,100				20,200			
観光施設整備事業	12,900				9,300			
道路整備事業	114,100				104,900			
都市計画街路事業	69,600				73,100			
文化財整備事業	11,800				5,500			
災害復旧事業	4,000				3,500			

平成21年度天理市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

平成21年度天理市の国民健康保険特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ61,863千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,626,791千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
3 国庫支出金		2,124,508	△143,766	1,980,742
	1 国庫負担金	1,500,109	△143,766	1,356,343
4 療養給付費交付金		223,038	85,008	308,046
	1 療養給付費交付金	223,038	85,008	308,046
7 共同事業交付金		729,972	△3,105	726,867
	1 共同事業交付金	729,972	△3,105	726,867
歳 入 合 計		6,688,654	△61,863	6,626,791

2 歳 出

款	項	補正前の額 千円	補正額 千円	計 千円
1 総務費		155,654	532	156,186
	1 総務管理費	134,097	532	134,629
7 共同事業拠出金		754,240	△62,395	691,845
	1 共同事業拠出金	754,240	△62,395	691,845
歳 出 合 計		6,688,654	△61,863	6,626,791

平成21年度天理市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成21年度天理市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,632千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ549,868千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		千円 145,198	千円 △7,682	千円 137,516
	1 他会計繰入金	145,198	△7,682	137,516
4 繰越金		1	5,050	5,051
	1 繰越金	1	5,050	5,051
歳 入 合 計		552,500	△2,632	549,868

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 後期高齢者医療広域連合納付金		千円 521,546	千円 △2,632	千円 518,914
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	521,546	△2,632	518,914
歳 出 合 計		552,500	△2,632	549,868

平成21年度天理市大和都市計画下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成21年度天理市の大和都市計画下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ241,350千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,661,006千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 使用料及び手数料		千円 1,208,961	千円 △50,000	千円 1,158,961
	1 使用料	1,208,970	△50,000	1,158,970
3 国庫支出金		295,000	△34,400	260,600
	1 国庫補助金	295,000	△34,400	260,600
5 繰入金		1,654,185	△90,757	1,563,428
	1 他会計繰入金	1,654,185	△90,757	1,563,428
6 繰越金		25,756	69,007	94,763
	1 繰越金	25,756	69,007	94,763
8 市債		1,634,300	△135,200	1,499,100

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 市債	千円 1,634,300	千円 △135,200	千円 1,499,100
歳 入 合 計		4,902,356	△241,350	4,661,006

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 下水道事業費		千円 2,163,410	千円 △241,350	千円 1,922,060
	1 下水道費	914,053	△72,000	842,053
	2 下水道事業費	1,249,357	△169,350	1,080,007
歳 出 合 計		4,902,356	△241,350	4,661,006

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 下 水 道 事 業 費	1 下 水 道 費	下水道事業認可図書作成事業	千円 16,139
		下水道維持事業	4,251
	2 下 水 道 事 業 費	公共下水道事業	43,244
		特定環境保全公共下水道事業	381,890
		農業集落排水施設整備事業	150,847

第3表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共下水道事業	千円 187,800	当初議決	当初議決	当初議決	千円 71,900	当初議決	当初議決	当初議決
特定環境保全公共下水道事業	341,100				356,200			
下水道防災事業債	45,000				10,600			
		に 同 じ	に 同 じ	に 同 じ		に 同 じ	に 同 じ	に 同 じ

平成21年度天理市住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）

平成21年度天理市の住宅新築資金等貸付金特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,919千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50,019千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 繰入金		千円 4,013	千円 △2,260	千円 1,753
	1 他会計繰入金	4,013	△2,260	1,753
2 繰越金		1,000	3,094	4,094
	1 繰越金	1,000	3,094	4,094
3 諸収入		35,087	9,085	44,172
	1 雑入	35,087	9,085	44,172
歳 入 合 計		40,100	9,919	50,019

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
2 公債費		千円 37,613	千円 9,919	千円 47,532
	1 公債費	37,613	9,919	47,532
歳 出 合 計		40,100	9,919	50,019

平成21年度天理市土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）

平成21年度天理市の土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ49,999千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ200,589千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
6 保留地処分金		千円 1	千円 49,999	千円 50,000
	1 保留地処分金	1	49,999	50,000
歳 入 合 計		150,590	49,999	200,589

2 歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土地区画整理事業費		千円 150,158	千円 49,999	千円 200,157
	1 土地区画整理事業費	150,158	49,999	200,157
歳 出 合 計		150,590	49,999	200,589

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
1 土地区画整理事業費	1 土地区画整理事業費	山の辺土地区画整理事業	千円 52,300

平成21年度 天理市立病院事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 平成21年度天理市立病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成21年度天理市立病院事業会計予算（以下「予算」という。）第2条第2号中「36,354人」を「34,675人」に、同条第3号中「100人」を「95人」に改める。

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
収 入			
第1款 病院事業収益	1,990,132千円	158,691千円	2,148,823千円
第1項 医業収益	1,951,282千円	△ 42,168千円	1,909,114千円
第2項 医業外収益	38,849千円	200,859千円	239,708千円
支 出			
第1款 病院事業費用	1,990,132千円	158,691千円	2,148,823千円
第1項 医業費用	1,914,093千円	160,967千円	2,075,060千円
第2項 医業外費用	73,507千円	△ 2,276千円	71,231千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第8条中「1,196,941千円」を「1,363,392千円」に改める。

（他会計からの補助金）

第5条 予算第9条に定めた他会計からの補助金を次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
一 般 会 計	147,873千円	255,897千円	403,770千円

平成21年度 天理市立病院事業会計補正予算（第2号）実施計画

収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	予定額(千円)	備 考	(千円)
1. 病院事業収益			158,691	既決予定額計	1,990,132 2,148,823
	1. 医業収益		△ 42,168	既決予定額計	1,951,282 1,909,114
		1. 入院収益	△ 102,058	既決予定額 1. 入院収益計	1,041,519 △ 102,058 939,461
		3. その他医業収益	59,890	既決予定額 2. 公衆衛生活動収益 5. 他会計負担金計	207,214 2,490 57,400 267,104
	2. 医業外収益		200,859	既決予定額計	38,849 239,708
		2. 他会計補助金	198,497	既決予定額 1. 一般会計補助金計	13,821 198,497 212,318
		3. 他会計負担金	2,002	既決予定額 1. 他会計負担金計	16,564 2,002 18,566
		4. 患者外給食収益	360	既決予定額 1. 患者外給食収益計	120 360 480

支 出

款	項	目	予定額(千円)	備 考	(千円)
1. 病院事業費用			158,691	既決予定額計	1,990,132 2,148,823
	1. 医業費用		160,967	既決予定額計	1,914,093 2,075,060
		1. 給与費	166,451	既決予定額 1. 給料 3. 賃金 4. 法定福利費 5. 退職給与金計	1,196,941 2,679 25,167 15,589 123,016 1,363,392
		3. 経費	△ 6,701	既決予定額 2. 報償費 7. 光熱水費 13. 賃借料 15. 委託料計	350,410 6,798 △ 1,000 △ 3,901 △ 8,598 343,709
		5. 資産減耗費	1,217	既決予定額 2. 固定資産除却費計	1,301 1,217 2,518
	2. 医業外費用		△ 2,276	既決予定額計	73,507 71,231
		1. 支払利息及び企業債取扱諸費	△ 2,998	既決予定額 1. 企業債利息 2. 一時借入金利息計	27,707 2 △ 3,000 24,709
		3. 患者外給食材料費	282	既決予定額 1. 患者外給食材料費計	18 282 300
		4. 負担金	440	既決予定額 2. 退職手当負担金計	39,013 440 39,453

平成21年度 天理市立病院事業会計資金計画

区 分	前年度決算額(千円)	当年度予定額(千円)	増 減(千円)
受 入 資 金	2,594,524	2,719,086	124,562
1. 事 業 収 益	1,415,418	1,410,532	△ 4,886
2. 固定資産売却代金	0	1	1
3. 前年度未収金	221,549	231,561	10,012
4. 企 業 債	28,000	25,000	△ 3,000
5. 他会計補助金	170,226	253,568	83,342
6. 他会計負担金	100,748	154,521	53,773
7. 前年度繰越金	95,188	76,186	△ 19,002
8. 預 り 金	122,545	116,866	△ 5,679
9. 寄 附 金	0	1	1
10. その他受入金	850	850	0
11. 一時借入金	440,000	450,000	10,000

区 分	前年度決算額(千円)	当年度予定額(千円)	増 減(千円)
支 払 資 金	2,518,337	2,671,132	152,795
1. 事 業 費 用	1,811,470	1,933,302	121,832
2. 建設改良費	35,430	32,361	△ 3,069
3. 企業債償還金	110,447	85,274	△ 25,173
4. 前年度未払金	159,821	86,482	△ 73,339
5. 前 渡 金	946	850	△ 96
6. 預り金その他	120,223	122,863	2,640
7. 一時借入金償還金	280,000	410,000	130,000
差 引	76,187	47,954	△ 28,233

補正予算給与費明細書

1. 総 括

区 分	職 員 数		給 与 費					法 定 福 利 費 (円)	合 計 (円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (円)	給 料 (円)	賃 金 (円)	手 当 (円)	計 (円)		
補正後	損益勘定 支弁職員	122		498,723	130,094	571,390	1,200,207	163,185	1,363,392
	資本勘定 支弁職員								
	合 計	122		498,723	130,094	571,390	1,200,207	163,185	1,363,392
補正前	損益勘定 支弁職員	122		496,044	104,927	448,374	1,049,345	147,596	1,196,941
	資本勘定 支弁職員								
	合 計	122		496,044	104,927	448,374	1,049,345	147,596	1,196,941
比 較	損益勘定 支弁職員	0		2,679	25,167	123,016	150,862	15,589	166,451
	資本勘定 支弁職員								
	合 計	0		2,679	25,167	123,016	150,862	15,589	166,451

手当の内 訳	区 分	扶養手当 (円)	地域手当 (円)	管理職手当 (円)	住居手当 (円)	時 間 外 勤務手当 (円)	夜 間 勤務手当 (円)	宿日直手当 (円)
	補正後	11,895	20,942	12,876	3,829	29,782	9,854	25,585
	補正前	11,178	20,667	9,456	3,422	32,020	9,442	20,060
	比 較	717	275	3,420	407	△ 2,238	412	5,525

手当の内 訳	区 分	通勤手当 (円)	特 殊 勤務手当 (円)	期末手当 (円)	勤 勉 手当 (円)	児童手当 (円)	退職手当 (円)
	補正後	6,439	52,651	130,800	66,168	860	199,709
	補正前	6,487	42,990	142,782	71,797	1,380	76,693
	比 較	△ 48	9,661	△ 11,982	△ 5,629	△ 520	123,016

2. 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考
給料	2,679	給与改定に伴う増減分	△ 74	給与改定の状況 給料の改定率 △0.2%
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分	2,753	職員異動状況 (現に在職する職員数) (その他) (計) 補正後 122人 0人 122人 補正前 122人 0人 122人 増 減 0人 0人 △0人 採用・退職の状況等 採用による増 2人 退職による減△2人
手当	123,016	制度改正に伴う増減分	△ 17,611	期末手当及び 勤勉手当支給 割合引下げに よる減
		その他の増減分	140,627	期末手当及び勤勉手当支給割合 4.5 → 4.15

3. 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たりの給与

区 分		医 師	看護師	准看護師	医 療 技術職員	事 務 技術職員	その他
平成22年 3月1日現在	平均給料月額(円)	450,038	322,008	396,541	308,078	360,048	318,464
	平均給与月額(円)	755,561	379,935	455,954	345,763	415,699	338,459
	平均年齢(歳)	46.2	44.9	55.5	41.2	49.4	56.2
平成20年 12月1日現在	平均給料月額(円)	439,546	314,049	396,388	314,178	372,878	347,733
	平均給与月額(円)	745,520	377,418	458,090	358,393	434,079	380,189
	平均年齢(歳)	44.8	44.6	54.8	42.4	48.2	55.4

(2) 初任給

区 分	医 師 医療職(1) (円)	看護師 医療職(3) (円)	准看護師 医療職(3) (円)	医療技術職員 医療職(2) (円)	事務職員 行政職 (円)	一般会計の制度 行政職 (円)
高校卒			1 - 5 159,000		1 - 9 144,500	1 - 9 144,500
大学卒	1 - 25 323,600	2 - 9 198,300		2 - 5 184,500	1 - 25 172,200	1 - 25 172,200

(3) 級別職員数

区 分	医 師 医療職(1)			看 護 師 医療職(3)			准看護師 医療職(3)			医療技術職 医療職(2)			事務・技術職 行政職			そ の 他 行政職		
	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比
平成22年 3月1日 現在	1級	人	%	1級	人	%	1級	人	%	1級	人	%	1級	人	%	1級	人	%
	2級	9	69	2級	19	30	2級			2級	6	26	2級			2級		
	3級	3	23	3級	8	12	3級			3級	3	13	3級			3級	2	33
	4級	1	8	4級	30	48	4級	8	100	4級	4	17	4級	3	34	4級	4	67
	5級			5級	5	8	5級			5級	8	35	5級	1	11	5級		
	6級			6級	1	2	6級			6級			6級	3	33	6級		
	7級			7級			7級			7級			7級	1	11	7級		
	8級			8級			8級			8級			8級			8級		
	計	13	100	計	63	100	計	8	100	計	23	100	計	9	100	計	6	100

区 分	医 師 行政職			看 護 師 行政職			准看護師 行政職			医療技術職 行政職			事務・技術職 行政職			そ の 他 行政職		
	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比
平成20年 12月1日 現在	1級	人	%	1級	16	24	1級	人	%	1級	人	%	1級	人	%	1級	人	%
	2級			2級	8	12	2級			2級	1	4	2級			2級		
	3級			3級	14	21	3級			3級	5	22	3級	1	11	3級	2	33
	4級			4級	23	35	4級	8	100	4級	10	44	4級	3	34	4級	4	67
	5級			5級	3	5	5級			5級	1	4	5級	1	11	5級		
	6級	10	77	6級	2	3	6級			6級			6級	2	22	6級		
	7級	3	23	7級			7級			7級			7級	1	11	7級		
	8級			8級			8級			8級			8級			8級		
	計	13	100	計	66	100	計	8	100	計	23	100	計	9	100	計	6	100

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
医療職(1)	医 師	部 長	副院長 医局長	院 長			
医療職(2)	主 事	主 事	主 査	主 任	薬 局 長 技 師 長		
医療職(3)	主 事	主 事	主 査	主任看護師	副看護部長 看護師長	看護部長	
行政職	主 事	主 事	主 査	係 長	課長補佐	事務局次長 課主 長幹	事務局長

(4)昇給

区 分		合 計	医 師	看護師	准看護師	医 療 技術職員	事 務 技術職員	その他
補 正 後	職 員 数 (A) (人)	122	13	63	8	23	9	6
	昇給に係る職員数 (B) (人)	79	7	49	2	15	5	1
	号給数別 内 訳	2号給(人)						
		4号給(人)						
		6号給(人)						
		8号給(人)						
		(人)						
	比 率 (B)/(A) (%)	64.8	53.8	77.8	25.0	65.2	55.6	16.7
補 正 前	職 員 数 (A) (人)	122	13	63	8	23	9	6
	昇給に係る職員数 (B) (人)	78	7	49	2	15	4	1
	号給数別 内 訳	2号給(人)						
		4号給(人)						
		6号給(人)						
		8号給(人)						
		(人)						
	比 率 (B)/(A) (%)	63.9	53.8	77.8	25.0	65.2	44.4	16.7

(5) 特殊勤務手当

区 分	全職種	医 師	看護師	准看護師	医 療 技術職員	事 務 技術職員	その他
給料総額に対する比率(%)	10.2	50.0	5.6	5.9	0.2	0	0
支給対象職員の比率 (%) (平成22年3月1日現在)	100	17	70	9	4	0	0
支給対象職員1人当たり 平均支給月額 (円)	56,310	225,019	21,096	26,571	5,000	0	0
代表的な特殊勤務手当の 名称	医師手当, 夜間看護手当, 放射線技師手当						

(6) 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階, 職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補 正 後	1.95	2.20	4.15	有	
補 正 前	2.15	2.35	4.50	有	
一般会計 の 制 度	1.95	2.20	4.15	有	

(7) 定年退職及び勧奨退職に係る退職手当

区 分	20年 勤続の者 (月分)	25年 勤続の者 (月分)	35年 勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	そ の 他 の 加算措置等	備 考
支 給 率 等	30.55	41.34	59.28	59.28	一般会計の 制度と同じ	
一般会計の制度 (支給率等)	30.55	41.34	59.28	59.28	定年前早期 退職特例措置 (2%・20%加算)	

(8) その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	一般会計と同じ	
地 域 手 当	〃	
住 居 手 当	〃	
通 勤 手 当	〃	

平成21年度天理市立病院事業予定貸借対照表

(平成22年3月31日)

(単位 千円)

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

ア 土 地		20,212	
イ 建 物	1,933,400		
減価償却累計額	<u>882,002</u>	1,051,398	
ウ 構 築 物	105,084		
減価償却累計額	<u>74,090</u>	30,994	
エ 器 械 備 品	929,388		
減価償却累計額	<u>832,836</u>	96,552	
オ 車 両	5,726		
減価償却累計額	<u>4,072</u>	<u>1,654</u>	
有形固定資産合計		1,200,810	
固定資産合計			1,200,810

2 流 動 資 産

(1) 現 金 預 金	47,953	
(2) 未 収 金	230,683	
(3) 貯 蔵 品	8,233	
(4) 前 払 費 用	850	
(5) 前 渡 金	<u>0</u>	
流動資産合計		287,719

3 繰 延 勘 定

(1) 控除対象外消費税額	7,241	
繰延勘定合計		<u>7,241</u>
資 産 合 計		<u>1,495,770</u>

負 債 の 部

4 固 定 負 債

(1) 退職給与引当金

34,878

(2) 修繕引当金

43

固定負債合計

34,921

5 流 動 負 債

(1) 一時借入金

100,000

(2) 未払金

85,274

(3) 預り金

8,640

流動負債合計

193,914

負債合計

228,835

資 本 の 部

6 資 本 金

(1) 自己資本金

183,492

(2) 借入資本金

ア 企業債

489,743

借入資本金合計

489,743

資本金合計

673,235

7 剰 余 金

(1) 資本剰余金

ア 補助金

1,454,984

イ 寄附金

3,200

資本剰余金合計

1,458,184

(2) 欠損金

ア 当年度未処理欠損金

864,484

欠損金合計

864,484

剰余金合計

593,700

資本合計

1,266,935

負債資本合計

1,495,770

平成20年度天理市立病院事業損益計算書

(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)

(単位：円)

1 医 業 収 益			
(1) 入 院 収 益	885,753,038		
(2) 外 来 収 益	581,517,781		
(3) その他医業収益	<u>180,251,574</u>	1,647,522,393	
2 医 業 費 用			
(1) 給 与 費	1,250,846,591		
(2) 材 料 費	249,863,771		
(3) 経 費	305,538,237		
(4) 減 価 償 却 費	93,601,842		
(5) 資 産 減 耗 費	989,970		
(6) 研 究 研 修 費	1,826,162		
(7) 臨床研修医負担金	<u>43,686</u>	<u>1,902,710,259</u>	
医 業 損 失			255,187,866
3 医 業 外 収 益			
(1) 受取利息配当金	91,720		
(2) 他会計補助金	121,697,715		
(3) 他会計負担金	26,932,519		
(4) 患者外給食収益	175,024		
(5) その他医業外収益	<u>18,726,541</u>	167,623,519	
4 医 業 外 費 用			
(1) 支払利息及び 企業債取扱諸費	24,263,261		
(2) 繰延勘定償却	3,362,559		
(3) 患者外給食材料費	95,097		
(4) 負 担 金	27,209,830		
(5) 雑 損 失	11,125,244		
(6) 雑 支 出	<u>25,119,545</u>	<u>91,175,536</u>	<u>76,447,983</u>
経 常 損 失			178,739,883
5 特 別 利 益			
(1) 過年度損益修正益	<u>0</u>	0	
6 特 別 損 失			
(1) 過年度損益修正損	558,909		
(2) その他特別損失	<u>0</u>	<u>558,909</u>	<u>558,909</u>
当 年 度 純 損 失			179,298,792
前年度繰越欠損金			<u>685,184,733</u>
当年度未処理欠損金			<u><u>864,483,525</u></u>

平成20年度天理市立病院事業貸借対照表
(平成21年3月31日) (単位：円)

資 産 の 部			
1 固 定 資 産			
(1) 有形固定資産			
ア 土 地		20,212,001	
イ 建 物	1,933,400,123		
減価償却累計額	<u>847,163,720</u>	1,086,236,403	
ウ 構 築 物	105,084,759		
減価償却累計額	<u>70,457,870</u>	34,626,889	
エ 器 械 備 品	1,102,358,804		
減価償却累計額	<u>827,531,079</u>	274,827,725	
オ 車 両	5,725,600		
減価償却累計額	<u>3,837,650</u>	1,887,950	
有形固定資産合計		1,417,790,968	
固 定 資 産 合 計			1,417,790,968
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金		76,186,404	
(2) 未 収 金		206,848,627	
(3) 有 価 証 券		0	
(4) 貯 蔵 品		5,864,245	
(5) 前 払 金		146,250	
(6) 前 渡 金		0	
流 動 資 産 合 計			289,045,526
3 繰 延 勘 定			
(1) 控除対象外消費税額		9,013,678	
(2) 退職給与引当金		0	
繰 延 勘 定 合 計			<u>9,013,678</u>
資 産 合 計			<u>1,715,850,172</u>
負 債 の 部			
4 固 定 負 債			
(1) 退職給与引当金		34,877,846	
(2) 修繕引当金		<u>43,450</u>	
固 定 負 債 合 計			34,921,296
5 流 動 負 債			
(1) 一時借入金		160,000,000	
(2) 未 払 金		86,482,273	
(3) 預 り 金		9,690,886	
(4) 前 受 金		0	
流 動 負 債 合 計			<u>256,173,159</u>
負 債 合 計			291,094,455
資 本 の 部			
6 資 本 金			
(1) 自己資本金		183,491,750	
(2) 借入資本金			
ア 企 業 債	<u>550,382,968</u>		
借入資本金合計		<u>550,382,968</u>	
資 本 金 合 計			733,874,718
7 剰 余 金			
(1) 資本剰余金			
ア 受贈財産評価額		0	
イ 補 助 金	1,552,164,524		
ウ 寄 附 金	<u>3,200,000</u>		
資本剰余金合計		1,555,364,524	
(2) 欠 損 金			
ア 減 償 積 立 金		0	
イ 建設改良積立金		0	
ウ 当年度未処理欠損金	<u>864,483,525</u>		
欠 損 金 合 計		<u>864,483,525</u>	
剰 余 金 合 計			<u>690,880,999</u>
資 本 合 計			<u>1,424,755,717</u>
負 債 資 本 合 計			<u>1,715,850,172</u>

(平成22年3月26日揭示済)

天理市告示第84号

天理市道路線の変更について
道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、次の市道の路線を変更する。
その関係図面は、建設部監理課において、告示の日から1月間一般の縦覧に供する。
平成22年3月26日

天理市長 南 佳 策

記

路線番号	新旧別	路 線 名	起 終 点	主なる経過地	摘 要
263号	旧	上之庄中線	起点 二階堂上之庄町市道167号線分岐 終点 二階堂上之庄町市道1号線合接		
	新	上之庄中線	起点 二階堂上之庄町市道167号線分岐 終点 二階堂上之庄町383番地2先		
461号	旧	佐保庄線	起点 佐保庄町県道天理環状線分岐 終点 佐保庄町県道横川三味田線合接		
	新	佐保庄線	起点 佐保庄町市道720号線分岐 終点 佐保庄町県道天理環状線合接		

(平成22年3月26日揭示済)

天理市告示第85号

市道の区域変更及び供用開始について
道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項及び第2項により、道路の区域変更及び供用開始を下記のとおり行う。
その関係図面は、建設部監理課において、告示の日から1月間一般の縦覧に供する。
平成22年3月26日

天理市長 南 佳 策

記

- 道路の種類 市道
- 路 線 名 上之庄中線（市道263号）
佐保庄線（市道461号）
- 区間変更の区間

区 間	区域変更の前後別	敷地の幅員(m)	延長(m)	摘 要
二階堂上之庄町302番地2先から （市道167号線分岐） 二階堂上之庄町383番地2先まで	前	1.15～3.90	244.30	市道263号線
	後	2.50～3.50	172.30	
佐保庄町234番地先から （市道720号線分岐） 佐保庄町473番地先 （県道天理環状線合接）まで	前	2.57～16.10	527.75	市道461号線
	後	2.30～6.50	310.75	

- 供用開始の区間 道路の区域変更に伴い、新たに道路となった部分
- 供用開始年月日 平成22年4月1日

(平成22年3月26日揭示済)

天理市告示第86号

本市と大和郡山市において重複認定された市道路線の管理について
道路法（昭和27年法律第180号）第16条第2項ただし書の規定により、下記のとおり大和郡山市と協議の上、管理を行う。
その関係図面は、建設部監理課において、告示の日から1月間一般の縦覧に供する。
平成22年3月26日

天理市長 南 佳 策

記

- 協議路線 市道621号 南六条藤川西線
- 区間 南六条町125番地1先（県道筒井二階堂線分岐）から中町253番地1先（県道筒井二階堂線合接）まで
幅員 3.85m～7.77m

延長 489.42m

3 管理の方法 管理の方法については、その都度協議する。

4 経費の負担 管理に要する経費の負担については、本市と大和郡山市が均等に負担する。

(平成22年3月26日揭示済)

天理市告示第87号

天理市道路線の廃止及び認定について

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定に基き、次の市道の路線を廃止及び認定する。

その関係図面は、建設部監理課において、告示の日から1月間一般の縦覧に供する。

平成22年3月26日

天理市長 南 佳 策

記

路線廃止の部

路線番号	路線名	起 終 点	主なる 経過地	摘 要
550号	守目堂市役所線	起点 守目堂町国道169号線分岐 終点 守目堂町118番地3先		

路線認定の部

路線番号	路線名	起 終 点	主なる 経過地	摘 要
722号	萱生西線	起点 萱生町市道452号線分岐 終点 中山町市道271号線合接		

(平成22年3月26日揭示済)

天理市告示第88号

市道の区域決定及び供用開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項及び第2項により、道路の区域決定及び供用開始を下記のとおり行う。

その関係図面は、建設部監理課において、告示の日から1月間一般の縦覧に供する。

平成22年3月26日

天理市長 南 佳 策

記

1 道路の種類 市 道

2 区域決定の区間

路線番号	路線名	区 間	敷地の幅員(m)	延 長(m)	摘 要
722号	萱生西線	萱生町1094番地2先から (市道452号線分岐) 中山町218番地2先 (市道271号線合接) まで	4.60～7.00	102.00	

3 供用開始の理由 道路の区域決定に伴い、新たに道路となったため

4 供用開始年月日 平成22年4月1日

(平成22年3月26日揭示済)

天理市告示第89号

市道路線の終点名の変更について

天理市道路線の終点名を次のとおり変更する。

その関係図面は、建設部監理課において、告示の日から1月間一般の縦覧に供する。

平成22年3月26日

天理市長 南 佳 策

記

1 道路の種類 市道

路線番号	路線名	変更前後の終点名
452号	成願寺垣内線	変更前 中山町市道437号線合接 変更後 萱生町市道437号線合接

(平成22年3月26日揭示済)

天理市告示第90号

市道の区域変更及び供用開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項及び第2項により、道路の区域変更及び供用開始を下記のとおり行う。

その関係図面は、建設部監理課において、告示の日から1月間一般の縦覧に供する。

平成22年3月26日

天理市長 南 佳 策

記

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 成願寺垣内線（市道425号線）
- 3 区間変更の区間

区 間	区域変更 の前後別	敷地の幅員（m）	延 長（m）	摘 要
成願寺町24番地1先から （国道169号線分岐） 萱生町1007番地1先 （市道437号線合接）まで	前	1.80～4.10	582.18	市道452号線
	後	1.80～5.23	582.18	

- 4 供用開始の区間 道路の区域変更に伴い、新たに道路となった部分
- 5 供用開始年月日 平成22年4月1日

（平成22年3月26日揭示済）

天理市告示第91号

市道の区域変更及び供用開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項及び第2項の規定により、次のとおり道路の区域を変更し、供用開始する。

その関係図面は、建設部監理課において告示の日から1月間一般の縦覧に供する。

平成22年3月26日

天理市長 南 佳 策

- 1 道路の種類 市道
- 2 道路の区域

番号	路線名	変更の区間	区域変更 前後別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル	備考
1	川原城二階堂線	川原城町市道46号線分岐	前	3.00～18.00	3480.78	
		二階堂上之庄町市道38号線合流	後	3.00～18.00	3477.59	
5	森本五ヶ谷線	森本町国道169号分岐	前	3.00～5.42	965.43	
		中之庄町県道福住上三橋線合流	後	3.00～5.05	965.43	
21	東井戸堂庵治線	東井戸堂町市道706号線分岐	前	3.00～13.95	2546.72	
		嘉幡町市道38号線合流	後	3.00～13.95	2536.16	
22	田井庄西長柄線	田井庄国道25号線分岐	前	2.30～20.30	3122.16	
		西長柄町市道594号線合流	後	2.30～20.30	3141.61	
147	守目堂出屋敷線	守目堂町市道33号線分岐	前	2.73～8.53	189.31	
		守目堂町市道148号線合接	後	2.75～8.53	189.31	
176	兵庫西門川線	兵庫町市道47号線分岐	前	4.90～14.22	2291.71	
		柳本町桜井市界	後	5.00～14.22	2291.71	
180	柳本為川線	柳本町市道30号線分岐	前	1.80～8.75	1791.49	
		遠田町田原本町界	後	1.80～8.75	1792.94	
190	長岳寺裏参道線	柳本町国道169号線分岐	前	3.60～7.70	386.57	
		柳本町市道28号線合接	後	3.60～7.70	386.07	
204	福住小夫線	福住町国道25号線分岐	前	2.31～8.67	3125.78	
		福住町桜井市界	後	2.31～8.67	3129.94	
216	檜橋筋線	檜町市道50号線分岐	前	2.90～7.70	510.28	
		檜町国道169号線合接	後	2.90～6.90	506.70	
218	石上小田中線	石上町市道3号線分岐	前	1.95～4.92	496.52	
		小田中町市道9号線合接	後	2.00～4.92	495.31	
261	桧垣南北線	桧垣町県道柳本田原本線分岐	前	2.15～7.45	1250.17	
		桧垣町田原本町界	後	2.15～7.45	1251.32	

276	横広線	九条町県道天理王寺線分岐	前	2.50～6.35	333.88	
		九条町市道24号線合接	後	2.55～6.35	339.96	
471	筑紫横広線	九条町市道272号線分岐	前	1.90～3.55	274.56	
		九条町県道天理王寺線合接	後	1.90～3.55	273.26	
489	岸田北線	岸田町市道65号線分岐	前	1.75～7.60	660.35	
		岸田町市道176号線合接	後	1.75～5.00	660.35	
521	田町イドタ線	田町市道20号線分岐	前	5.70～8.34	110.07	
		田町市道265番地の1先	後	5.70～8.00	110.07	
530	井戸堂東西線	東井戸堂町21号線分岐	前	2.70～6.15	531.22	
		西井戸堂町県道天理環状線合接	後	2.75～6.00	531.22	
655	勾田櫛本南線	守目堂町市道73号線分岐	前	16.00～16.10	187.50	
		守目堂町市道33号線合接	後	16.00～16.40	341.44	

3 供用開始の区間 道路の区域変更に伴い、新たに道路となった部分

4 供用開始年月日 平成22年4月1日

(平成22年3月26日揭示済)

天理市告示第92号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年3月26日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年3月26日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年3月26日から平成22年5月24日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年3月26日揭示済)

天理市告示第93号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年3月26日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成22年3月26日
- 3 移動対象区域
天理市嘉幡町414番地1先放置禁止区域外
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年3月26日から平成22年5月24日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間

午前9時から午後6時まで
(以下 略)

(平成22年3月29日揭示済)

天理市告示第94号

平成22年3月24日付で議決のあった平成22年度天理市一般会計予算、平成22年度天理市国民健康保険特別会計予算、平成22年度天理市介護保険特別会計予算、平成22年度天理市後期高齢者医療特別会計予算、平成22年度天理市老人保健特別会計予算、平成22年度天理市住宅新築資金等貸付金特別会計予算、平成22年度天理市土地区画整理事業特別会計予算、平成22年度天理市立病院事業会計予算、平成22年度天理市水道事業会計予算、平成22年度天理市下水道事業会計予算の要領は次のとおりである。

平成22年3月29日

天理市長 南 佳 策

平成22年度天理市一般会計予算

平成22年度天理市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ23,510,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における
同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 市税		7,855,891 千円
	1 市民税	3,194,510
	2 固定資産税	3,626,673
	3 軽自動車税	116,818
	4 市たばこ税	376,302
	5 都市計画税	541,588
2 地方譲与税		188,000
	1 地方揮発油譲与税	48,000
	2 自動車重量譲与税	140,000

款	項	金 額
3 利子割交付金		25,000 千円
	1 利子割交付金	25,000
4 配当割交付金		7,000
	1 配当割交付金	7,000
5 株式等譲渡所得割交付金		5,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	5,000
6 地方消費税交付金		650,000
	1 地方消費税交付金	650,000
7 ゴルフ場利用税交付金		59,475
	1 ゴルフ場利用税交付金	59,475
8 自動車取得税交付金		72,000

	1 自動車取得税交付金	72,000
9 地方特例交付金		116,047
	1 地方特例交付金	116,047
10 地方交付税		4,977,839
	1 地方交付税	4,977,839
11 交通安全対策特別交付金		12,000
	1 交通安全対策特別交付金	12,000
12 分担金及び負担金		393,422
	1 分担金	6,607
	2 負担金	386,815
13 使用料及び手数料		419,757
	1 使用料	219,889

款	項	金 額
	2 手数料	199,868 千円
14 国庫支出金		2,985,974
	1 国庫負担金	2,460,830
	2 国庫補助金	501,571
	3 委託金	23,573
15 県支出金		1,258,440
	1 県負担金	743,303
	2 県補助金	344,353
	3 委託金	170,784
16 財産収入		57,227
	1 財産運用収入	55,329

	2 財産売却収入	1, 8 9 8
17 寄附金		1, 3 0 0, 0 7 5
	1 寄附金	1, 3 0 0, 0 7 5
18 繰入金		4 6 0, 3 0 0
	1 基金繰入金	4 6 0, 3 0 0
19 繰越金		2 0 0, 0 0 0
	1 繰越金	2 0 0, 0 0 0
20 諸収入		3 6 5, 8 5 3
	1 延滞金加算金及び過料	3, 6 0 0
	2 市預金利子	6 4 4
	3 貸付金元利収入	1 2, 6 0 2
	4 受託事業収入	1 8 8, 0 9 6

款	項	金 額
	5 雑入	1 6 0, 9 1 1 千円
21 市債		2, 1 0 0, 7 0 0
	1 市債	2, 1 0 0, 7 0 0
歳 入	合 計	2 3, 5 1 0, 0 0 0

歳 出

款	項	金 額
1 議会費		2 6 7, 0 2 1 千円
	1 議会費	2 6 7, 0 2 1
2 総務費		3, 0 7 0, 3 4 7
	1 総務管理費	2, 4 1 5, 8 9 1
	2 徴税費	3 7 1, 4 8 2
	3 戸籍住民基本台帳費	1 5 3, 4 2 4
	4 選挙費	4 8, 3 5 6
	5 統計調査費	4 8, 2 0 6
	6 監査委員費	3 2, 9 8 8
3 民生費		8, 6 0 9, 4 7 1

款	項	金 額
	1 社会福祉費	3,645,252 千円
	2 児童福祉費	3,832,539
	3 生活保護費	1,131,129
	4 災害救助費	551
4 衛生費		1,400,333
	1 保健衛生費	485,996
	2 清掃費	914,337
5 労働費		15,612
	1 労働諸費	15,612
6 農林費		356,936
	1 農業費	334,036

	2 林業費	22,900
7 商工費		162,321
	1 商工費	162,321
8 土木費		3,171,224
	1 道路橋りょう費	524,685
	2 河川費	93,463
	3 都市計画費	2,407,070
	4 住宅費	146,006
9 消防費		839,104
	1 消防費	839,104
10 教育費		3,248,366
	1 教育総務費	339,210

款	項	金 額
	2 小学校費	1,180,639 千円
	3 中学校費	284,140
	4 幼稚園費	613,570
	5 社会教育費	648,209
	6 保健体育費	182,598
11 災害復旧費		30,634
	1 公共土木施設災害復旧費	19,383
	2 農林業施設災害復旧費	11,251
12 公債費		2,311,894
	1 公債費	2,311,894
13 諸支出金		16,737

	1 公営企業費	16,737
14 予備費		10,000
	1 予備費	10,000
歳 出 合 計		23,510,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
天理市土地開発公社に対する債務保証	平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで	千円 3,500,000
都市計画マスタープラン策定業務委託事業	平成22年度から平成23年度まで	6,400

第3表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
	千円			
清掃運搬施設整備事業	21,000	証書借入れ又は 証 券 発 行	年 5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合又は融通条件により繰上げをし、償還年限を短縮し、又は低利債に借換えすることができるものとする。
農村総合整備事業	6,300			
観光施設整備事業	8,800			
道路整備事業	75,300			
河川整備事業	63,100			
都市計画街路事業	78,700			
小学校整備事業	265,700			
退職手当債	317,600			
臨時財政対策債	1,264,200			
計	2,100,700			

平成22年度天理市国民健康保険特別会計予算

平成22年度天理市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,668,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、600,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第2款保険給付費に計上した各項に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金 額
1 国民健康保険料		1,553,698 千円
	1 国民健康保険料	1,553,698
2 使用料及び手数料		130
	1 手数料	130
3 国庫支出金		2,448,022
	1 国庫負担金	1,867,233
	2 国庫補助金	580,789
4 療養給付費交付金		241,009
	1 療養給付費交付金	241,009

款	項	金 額
5 前期高齢者交付金		837,161 千円
	1 前期高齢者交付金	837,161
6 県支出金		329,796
	1 県負担金	39,868
	2 県補助金	289,928
7 共同事業交付金		690,645
	1 共同事業交付金	690,645
8 財産収入		2
	1 財産運用収入	2
9 繰入金		412,520
	1 他会計繰入金	412,519

	2 基金繰入金	1
10 繰越金		150,351
	1 繰越金	150,351
11 諸収入		5,466
	1 延滞金及び過料	2
	2 市預金利子	1
	3 雑入	5,463
歳 入 合 計		6,668,800

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		175,391 千円
	1 総務管理費	147,642
	2 徴収費	27,111
	3 運営協議会費	638
2 保険給付費		4,547,717
	1 療養諸費	3,979,614
	2 高額療養費	497,360
	3 移送費	150
	4 出産育児諸費	65,553
	5 葬祭諸費	5,040

3 後期高齢者支援金等		770,501
	1 後期高齢者支援金等	770,501
4 前期高齢者納付金等		5,958
	1 前期高齢者納付金等	5,958
5 老人保健拠出金		10,345
	1 老人保健拠出金	10,345
6 介護納付金		348,763
	1 介護納付金	348,763
7 共同事業拠出金		728,394
	1 共同事業拠出金	728,394
8 保健事業費		67,426
	1 特定健康診査等事業費	51,398

款	項	金 額
	2 保健事業費	16,028 千円
9 基金積立金		2
	1 基金積立金	2
10 公債費		2,737
	1 一般公債費	2,737
11 諸支出金		10,566
	1 償還金及び還付加算金	10,206
	2 特例措置対象被保険者療養費	360
12 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳 出 合 計		6,668,800

平成22年度天理市介護保険特別会計予算

平成22年度天理市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,771,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 第2款保険給付費に計上した各項に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 介護保険料		653,119 千円
	1 介護保険料	653,119
2 分担金及び負担金		1,495
	1 負担金	1,495
3 使用料及び手数料		31
	1 手数料	31
4 国庫支出金		868,569
	1 国庫負担金	647,729
	2 国庫補助金	220,840

款	項	金 額
5 支払基金交付金		1,093,986 千円
	1 支払基金交付金	1,093,986
6 県支出金		544,705
	1 県負担金	530,342
	2 県補助金	14,363
7 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
8 繰入金		609,987
	1 他会計繰入金	597,586
	2 基金繰入金	12,401
9 繰越金		1

	1 繰越金	1
10 諸収入		6
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 市預金利子	1
	3 雑入	3
歳 入	合 計	3,771,900

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		66,337 千円
	1 総務管理費	11,674
	2 徴収費	9,847
	3 介護認定審査会費	44,450
	4 介護保険事業推進費	366
2 保険給付費		3,624,830
	1 介護サービス等諸費	3,082,740
	2 介護予防サービス等諸費	312,582
	3 その他諸費	7,068
	4 高額介護サービス等費	51,600

	5 高額医療合算介護サービス等費	50,000
	6 特定入所者介護サービス等費	120,840
3 財政安定化基金拠出金		1
	1 財政安定化基金拠出金	1
4 地域支援事業費		79,978
	1 介護予防事業費	21,786
	2 包括的支援事業・任意事業費	58,192
5 基金積立金		3
	1 基金積立金	3
6 諸支出金		751
	1 償還金及び還付加算金	751
歳 出	合 計	3,771,900

平成22年度天理市後期高齢者医療特別会計予算

平成22年度天理市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ539,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		376,320 千円
	1 後期高齢者医療保険料	376,320
2 使用料及び手数料		2
	1 手数料	2
3 繰入金		153,230
	1 他会計繰入金	153,230
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		10,047

款	項	金 額
	1 延滞金、加算金及び過料	2 千円
	2 償還金及び還付加算金	505
	3 市預金利子	1
	4 雑入	9,539
歳 入 合 計		539,600

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		12,503 千円
	1 総務管理費	10,429
	2 徴収費	2,074
2 後期高齢者医療広域連合納付金		516,657
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	516,657
3 保健事業費		9,935
	1 健康保持増進事業費	9,935
4 諸支出金		505
	1 償還金及び還付加算金	505
歳 出 合 計		539,600

平成22年度天理市老人保健特別会計予算

平成22年度天理市の老人保健特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,343千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 支払基金交付金		2,434 千円
	1 支払基金交付金	2,434
2 国庫支出金		286
	1 国庫負担金	286
3 県支出金		73
	1 県負担金	73
4 繰入金		545
	1 他会計繰入金	545
5 繰越金		1

款	項	金 額
	1 繰越金	1 千円
6 諸収入		4
	1 市預金利子	1
	2 雑入	3
歳 入 合 計		3,343

歳 出

款	項	金 額
1 総務費		481 千円
	1 総務管理費	481
2 医療諸費		2,860
	1 医療諸費	2,860
3 諸支出金		1
	1 償還金	1
4 繰上充用金		1
	1 繰上充用金	1
歳 出 合 計		3,343

平成22年度天理市住宅新築資金等貸付金特別会計予算

平成22年度天理市の住宅新築資金等貸付金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ34,800千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 繰入金		3,768 千円
	1 他会計繰入金	3,768
2 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
3 諸収入		30,032
	1 雑入	30,032
歳 入 合 計		34,800

歳 出

款	項	金 額
1 住宅新築資金等貸付事業費		2,490 千円
	1 総務管理費	2,490
2 公債費		32,310
	1 公債費	32,310
歳 出 合 計		34,800

平成22年度天理市土地区画整理事業特別会計予算

平成22年度天理市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ227,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金 額
1 国庫支出金		65,500 千円
	1 国庫補助金	65,500
2 繰入金		47,298
	1 他会計繰入金	47,298
3 繰越金		600
	1 繰越金	600
4 諸収入		2
	1 市預金利子	1
	2 雑入	1

款	項	金 額
5 市債		63,700 千円
	1 市債	63,700
6 保留地処分金		50,000
	1 保留地処分金	50,000
7 財産収入		200
	1 財産運用収入	200
歳 入 合 計		227,300

歳出

款	項	金 額
1 土地区画整理事業費		226,130 千円
	1 土地区画整理事業費	226,130
2 公債費		970
	1 公債費	970
3 予備費		200
	1 予備費	200
歳 出 合 計		227,300

第2表 地方債

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
区 画 整 理 事 業	千円 63,700	証書借入れ又は 証 券 発 行	年 5.0% 以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる 場合について、利率 の見直しを行った後 においては、当該見 直し後の利率)	借入先の融通条件による。 ただし、市財政の都合又は融 通条件により繰上げをし、償 還年限を短縮し、又は低利債 に借換えすることができるも のとする。
計	63,700			

平成22年度 天理市立病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成22年度天理市立病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	病 床 数	129 床
(2)	年間患者数	
	入 院 延	35,040 人
	外 来 延	79,182 人
(3)	一日平均患者数	
	入 院	96 人
	外 来	318 人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入
第1款	病院事業収益	2,061,786 千円
第1項	医 業 収 益	1,936,282 千円
第2項	医 業 外 収 益	125,503 千円
第3項	特 別 利 益	1 千円
		支 出
第1款	病院事業費用	2,061,786 千円
第1項	医 業 費 用	2,012,615 千円
第2項	医 業 外 費 用	47,056 千円
第3項	特 別 損 失 費	1,815 千円
第4項	予 備 費	300 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額37,544千円は当年度分損益勘定留保資金37,544千円で補てんするものとする。)

		収 入
第1款	資本的収入	97,715 千円
第1項	企 業 債 金	55,000 千円
第2項	補 助 金	42,713 千円
第3項	固定資産売却代金	1 千円
第4項	寄 附 金	1 千円
		支 出
第1款	資本的支出	135,259 千円
第1項	建 設 改 良 費 金	62,570 千円
第2項	企 業 債 償 還 金	72,489 千円
第3項	予 備 費	200 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
建物整備及び医療器械購入	千円 55,000	証書借入	% 5.0以内	借入先の融資条件による。 ただし企業財政その他の都合により繰上償還又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、800,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 1,315,142千円

(他会計からの補助金)

第9条 県及び一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、

県 費 2,516千円、 一般会計 282,202千円である。

(たな卸資産の購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、270,603千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

1 取得する資産	種 類	名 称	数 量
	器械備品	デジタルX線TVシステム	1式

平成22年度 天理市立病院事業会計予算実施計画

収益的収入及び支出

収 入

款	項	目	予定額 (円)	備 考
1. 病 院 事業収益	1. 医業収益		2,061,786	
			1,936,282	
		1. 入 院 収 益	973,632	医業活動から生ずる収益
		2. 外 来 収 益	670,832	〃
	2. 医 業 外 益 収 益	3. そ の 他 医 業 収 益	291,818	室料差額収益及び その他医業収益等
			125,503	
		1. 受 取 利 息 配 当 金	98	預金利子
		2. 他会計補助金	101,305	法定内繰入金他
		3. 他会計負担金	15,033	
		4. 患 者 外 給 食 収 益	725	患者付添人給食収益
		5. そ の 他 医 業 外 収 益	8,341	自販機、公衆電話受託手数料等
		6. 消費税及び 地方消費税 還 付 金	1	
	3. 特別利益		1	
		1. 過 年 度 損 益 修 正 益	1	

支 出

款	項	目	予定額 (千円)	備 考
1. 病 院 事業費用			2,061,786	
	1. 医業費用		2,012,615	
		1. 給 与 費	1,315,142	職員の給料、諸手当、賃金 法定福利費及び退職給与金
		2. 材 料 費	270,603	医業活動に必要な薬品等
		3. 経 費	340,002	光熱水費等
		4. 減価償却費	79,779	建物等の減価償却費
		5. 資産減耗費	4,327	固定資産除却費等
		6. 研究研修費	2,761	
		7. 臨床研修医 負担金	1	
	2. 医業外用 費		47,056	
		1. 支払利息 及び企業債 取扱諸費	23,071	企業債利子償還金及び 財政調整一時借入金利子
		2. 繰延勘定償却	2,370	控除対象外消費税額
		3. 患 者 外 給食材料費	352	患者付添人給食材料費
		4. 負 担 金	17,748	託児所運営負担金及び 退職手当負担金
		5. 雑 損 失	2	
		6. 雑 支 出	1	
		7. 消費税及び 地方消費税	3,512	
	3. 特別損失		1,815	
		1. 過 年 度 損益修正損	1,814	過年度損益修正損
		2. そ の 他 特別損失	1	
	4. 予 備 費		300	
		1. 予 備 費	300	

資本的收入及び支出

収 入

款	項	目	予定額 (千円)	備 考
1. 資本的收入			97,715	
	1. 企業債		55,000	
		1. 企業債	55,000	
	2. 補助金		42,713	
		1. 他会計補助金	42,713	法定内繰入金
	3. 固定資産売却代金		1	
		1. 固定資産売却代金	1	
	4. 寄附金		1	
		1. 寄附金	1	

支 出

款	項	目	予定額 (千円)	備 考
1. 資本の支出			135,259	
	1. 建設費		62,570	
		1. 器械購入費	62,570	
	2. 企業債償還金		72,489	
		1. 企業債償還金	72,489	企業債元金償還金
	3. 予備費		200	
		1. 予備費	200	

平成22年度 天理市立病院事業会計資金計画

区 分	前年度決算見込額(千円)	当年度予定額(千円)	増 減 (千円)
受 入 資 金	2,719,086	3,057,756	338,670
1. 事 業 収 益	1,410,532	1,511,264	100,732
2. 固定資産売却代金	1	1	0
3. 前年度未収金	231,561	233,876	2,315
4. 企 業 債	25,000	55,000	30,000
5. 他会計補助金	253,568	131,535	△ 122,033
6. 他会計負担金	154,521	153,184	△ 1,337
7. 前年度繰越金	76,186	47,954	△ 28,232
8. 預 り 金	116,866	124,091	7,225
9. 寄 附 金	1	1	0
10. その他受入金	850	850	0
11. 一時借入金	450,000	800,000	350,000

区 分	前年度決算見込額(千円)	当年度予定額(千円)	増 減 (千円)
支 払 資 金	2,671,132	3,008,675	337,543
1. 事 業 費 用	1,933,302	1,861,155	△ 72,147
2. 建設改良費	32,361	62,570	30,209
3. 企業債償還金	85,274	72,489	△ 12,785
4. 前年度未払金	86,482	87,520	1,038
5. 前 渡 金	850	850	0
6. 預り金その他	122,863	124,091	1,228
7. 一時借入金償還金	410,000	800,000	390,000
差 引	47,954	49,081	1,127

平成22年度 天理市立病院事業会計給与費明細書

1. 総 括

区 分		職 員 数		給 与 費				法 定 福 利 費 (千円)	合 計 (千円)
		特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給 料 (千円)	賃 金 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)	
本 年 度	損益勘定 支弁職員		123		497,582	129,578	523,628	1,150,788	1,315,142
	資本勘定 支弁職員								
	合 計		123		497,582	129,578	523,628	1,150,788	1,315,142
前 年 度	損益勘定 支弁職員		122		496,044	104,927	448,374	1,049,345	1,196,941
	資本勘定 支弁職員								
	合 計		122		496,044	104,927	448,374	1,049,345	1,196,941
比 較	損益勘定 支弁職員		1		1,538	24,651	75,254	101,443	118,201
	資本勘定 支弁職員								
	合 計		1		1,538	24,651	75,254	101,443	118,201

手当の内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	地域手当 (千円)	管理職手当 (千円)	住居手当 (千円)	時 間 外 勤務手当 (千円)	夜 間 勤務手当 (千円)	宿 日 直 手 当 (千円)
	本年度	11,364	26,401	20,736	3,674	30,876	10,016	29,998
	前年度	11,178	20,667	9,456	3,422	32,020	9,442	20,060
	比 較	186	5,734	11,280	252	△1,144	574	9,938

手当の内 訳	区 分	通勤手当 (千円)	特 殊 勤務手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)	子 ど も 手 当 (千円)	退職手当 (千円)
	本年度	6,135	69,163	132,168	68,847	240	5,980	108,030
	前年度	6,487	42,990	142,782	71,797	1,380	0	76,693
	比 較	△352	26,173	△10,614	△2,950	△1,140	5,980	31,337

2. 給料及び手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給料	1,538	給与改定に伴う増減分	△319		給与改正の状況 給与の改定率 △0.2% 給与改定実施時期 平成21年12月1日
		昇給に伴う増加分	19,880		
		その他の増減分	△18,023	退職、育休等による減 採用による増	職員異動状況(現在職する職員数)(その他)(計) 本年度 122人 1人 123人 前年度 125人 △3人 122人 増 減 △3人 4人 1人 採用・退職の状況等 採用による増12人 退職による減△11人
手当	75,254	制度改正に伴う増減分	△13,564	期末手当及び勤勉手当支給割合引下げによる減	期末手当及び勤勉手当支給割合 4.5 → 4.15
		その他の増減分	88,818		

3. 給料及び手当の状況

(1) 職員1人当たりの給与

区 分		医 師	看 護 師	准看護師	医 療 技術職員	事 務 技術職員	そ の 他
平成21年 12月1日 現在	平均給料月額(円)	450,038	322,008	396,541	308,078	360,048	318,464
	平均給与月額(円)	755,561	379,953	455,954	345,763	415,699	338,459
	平均年令(歳)	46.0	44.2	55.4	40.9	49.1	56.0
平成20年 12月1日 現在	平均給料月額(円)	439,546	314,049	396,388	314,178	372,878	347,733
	平均給与月額(円)	745,520	377,418	458,090	358,393	434,079	380,189
	平均年令(歳)	44.8	44.6	54.8	42.4	48.2	55.4

(2) 初任給

区 分	医 師 医療職(1) (円)	看護師 医療職(3) (円)	准看護師 医療職(3) (円)	医療技術職員 医療職(2) (円)	事務職員 行政職 (円)	一般会計の制度 行政職(円)
高校卒			1 - 5 159,000		1 - 9 144,500	1 - 9 144,500
大学卒	1 - 25 323,600	2 - 9 198,300		2 - 5 184,500	1 - 25 172,200	1 - 25 172,200

(3) 級別職員数

区 分	医 師 医療職(1)			看 護 師 医療職(3)			准看護師 医療職(3)			医療技術職 医療職(2)			事務・技術職 行政職			そ の 他 行政職		
	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比
平成21年 12月 1日 現在	1級	人	%	1級	人	%	1級	人	%	1級	2人	9%	1級	1人	11%	1級	人	%
	2級	9	69	2級	19	30	2級			2級	6	26	2級			2級		
	3級	3	23	3級	8	12	3級			3級	3	13	3級			3級	2	33
	4級	1	8	4級	30	48	4級	8	100	4級	4	17	4級	3	34	4級	4	67
				5級	5	8	5級			5級	8	35	5級	1	11	5級		
				6級	1	2	6級						6級	3	33	6級		
													7級	1	11	7級		
													8級			8級		
	計	13	100	計	63	100	計	8	100	計	23	100	計	9	100	計	6	100

区 分	医 師 行政職			看 護 師 行政職			准看護師 行政職			医療技術職 行政職			事務・技術職 行政職			そ の 他 行政職		
	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比	級	職員数	構成比
平成20年 12月 1日 現在	1級	人	%	1級	16人	24%	1級	人	%	1級	6人	26%	1級	1人	11%	1級	人	%
	2級			2級	8	12	2級			2級	1	4	2級			2級		
	3級			3級	14	21	3級			3級	5	22	3級	1	11	3級	2	33
	4級			4級	23	35	4級	8	100	4級	10	44	4級	3	34	4級	4	67
	5級			5級	3	5	5級			5級	1	4	5級	1	11	5級		
	6級	10	77	6級	2	3	6級			6級			6級	2	22	6級		
	7級	3	23	7級			7級			7級			7級	1	11	7級		
	8級			8級			8級			8級			8級			8級		
	計	13	100	計	66	100	計	8	100	計	23	100	計	9	100	計	6	100

(級別の標準的な職務内容)

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
医療職(1)	医 師	部 長	副院長 医局長	院 長			
医療職(2)	主 事	主 事	主 査	主 任	薬 局 長 技 師 長		
医療職(3)	主 事	主 事	主 査	主任看護師	副看護部長 看護師長	看護部長	
行政職	主 事	主 事	主 査	係 長	課長補佐	事務局次長 課主 長幹	事務局長

(4)昇給期間短縮

区 分		合 計	医 師	看護師	准看護師	医 療 技術職員	事 務 技術職員	その他
本 年 度	職 員 数 (A) (人)	123	13	66	5	24	9	6
	昇給に係る職員数 (B) (人)	73	12	42	1	14	4	1
	号給数別 内 訳	2号給 (人)						
		4号給 (人)						
		6号給 (人)						
		8号給 (人)						
	比 率 (B)/(A) (%)	59.3	92.3	63.6	20.0	58.3	44.4	16.7
前 年 度	職 員 数 (A) (人)	122	13	63	8	23	9	6
	昇給に係る職員数 (B) (人)	78	7	49	2	15	4	1
	号給数別 内 訳	2号給 (人)						
		4号給 (人)						
		6号給 (人)						
		8号給 (人)						
	比 率 (B)/(A) (%)	63.9	53.8	77.8	25.0	65.2	44.4	16.7

(5) 特殊勤務手当

区 分	全職種	医 師	看護師	准看護師	医 療 技術職員	事 務 技術職員	その他
給料総額に対する比率(%)	10.2	50.0	5.6	5.9	0.2	0	0
支給対象職員の比率 (%) (平成21年12月1日現在)	100	17	70	9	4	0	0
支給対象職員1人当たり 平均支給月額 (円)	56,310	225,019	21,096	26,571	5,000	0	0
代表的な 特殊勤務手当の名称	医師手当, 夜間看護手当, 放射線技師手当						

(6) 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		支給率計 (月分)	職制上の段階、職務の級 等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
本 年 度	1.95	2.20	4.15	有	
前 年 度	2.15	2.35	4.50	有	
一般会計の制度	1.95	2.20	4.15	有	

(7) 定年退職及び勸奨退職に係る退職手当

区 分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	そ の 他 の 加算措置等	備考
支給率等	30.55	41.34	59.28	59.28	一般会計の 制度と同じ	
一般会計 の制度 (支給率等)	30.55	41.34	59.28	59.28	定年前早期 退職特例措置 (2%~20%加算)	

(8) その他の手当

区 分	一般会計の制度との異同	差 異 の 内 容
扶 養 手 当	一般会計と同じ	
地 域 手 当	〃	
住 居 手 当	〃	
通 勤 手 当	〃	

平成22年度天理市立病院事業予定貸借対照表

(平成23年3月31日)

(単位 千円)

資 産 の 部			
1 固 定 資 産			
(1) 有形固定資産			
ア 土 地		20,212	
イ 建 物	1,933,400		
減価償却累計額	<u>916,841</u>	1,016,559	
ウ 構 築 物	105,085		
減価償却累計額	<u>77,144</u>	27,941	
エ 器 械 備 品	918,467		
減価償却累計額	<u>807,503</u>	110,964	
オ 車 両	5,726		
減価償却累計額	<u>4,306</u>	<u>1,420</u>	
有形固定資産合計		1,177,096	
固 定 資 産 合 計			1,177,096
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金		49,081	
(2) 未 収 金		236,193	
(3) 貯 蔵 品		8,315	
(4) 前 払 費 用		850	
(5) 前 渡 金		<u>0</u>	
流 動 資 産 合 計			294,439
3 繰 延 勘 定			
(1) 控除対象外消費税額		7,874	
繰 延 勘 定 合 計			7,874
資 産 合 計			<u>1,479,409</u>

負 債 の 部

4 固 定 負 債

(1) 退職給与引当金

2,353

(2) 修繕引当金

44

固定負債合計

2,397

5 流 動 負 債

(1) 一時借入金

90,000

(2) 未払金

86,126

(3) 預り金

8,726

流動負債合計

184,852

負債合計

187,249

資 本 の 部

6 資 本 金

(1) 自己資本金

183,492

(2) 借入資本金

ア 企業債

472,254

借入資本金合計

472,254

資本金合計

655,746

7 剰 余 金

(1) 資本剰余金

ア 補助金

1,497,698

イ 寄附金

3,200

資本剰余金合計

1,500,898

(2) 欠損金

ア 当年度未処理欠損金

864,484

欠損金合計

864,484

剰余金合計

636,414

資本合計

1,292,160

負債資本合計

1,479,409

平成21年度天理市立病院事業予定損益計算書

(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)

(単位 千円)

1 医 業 収 益			
(1) 入 院 収 益	939,428		
(2) 外 来 収 益	702,537		
(3) その他医業収益	<u>261,085</u>	1,903,050	
2 医 業 費 用			
(1) 給 与 費	1,363,012		
(2) 材 料 費	257,714		
(3) 経 費	329,683		
(4) 減 価 償 却 費	91,869		
(5) 資 産 減 耗 費	2,517		
(6) 研 究 研 修 費	2,819		
(7) 臨床研修医負担金	<u>0</u>	<u>2,047,614</u>	
医 業 損 失			144,564
3 医 業 外 収 益			
(1) 受取利息配当金	1		
(2) 他会計補助金	212,317		
(3) 他会計負担金	18,566		
(4) 患者外給食収益	457		
(5) その他医業外収益	<u>7,943</u>	239,284	
4 医 業 外 費 用			
(1) 支払利息及び 企業債取扱諸費	24,709		
(2) 繰延勘定償却	3,254		
(3) 患者外給食材料費	286		
(4) 負 担 金	39,453		
(5) 雑 損 失	0		
(6) 雑 支 出	<u>24,787</u>	<u>92,489</u>	<u>146,795</u>
経 常 利 益			2,231
5 特 別 利 益			
(1) 過年度損益修正益	<u>1</u>	1	
6 特 別 損 失			
(1) 過年度損益修正損	2,231		
(2) その他特別損失	<u>1</u>	<u>2,232</u>	<u>2,231</u>
当 年 度 純 利 益			0
前年度繰越欠損金			<u>864,484</u>
当年度未処理欠損金			<u><u>864,484</u></u>

平成21年度天理市立病院事業予定貸借対照表
(平成22年3月31日) (単位 千円)

資 産 の 部			
1 固 定 資 産			
(1) 有形固定資産			
ア 土 地		20,212	
イ 建 物	1,933,400		
減価償却累計額	<u>882,002</u>	1,051,398	
ウ 構 築 物	105,084		
減価償却累計額	<u>74,090</u>	30,994	
エ 器 械 備 品	929,388		
減価償却累計額	<u>832,836</u>	96,552	
オ 車 両	5,726		
減価償却累計額	<u>4,072</u>	<u>1,654</u>	
有形固定資産合計		1,200,810	
固 定 資 産 合 計			1,200,810
2 流 動 資 産			
(1) 現 金 預 金		47,953	
(2) 未 収 金		230,683	
(3) 貯 蔵 品		8,233	
(4) 前 払 費 用		850	
(5) 前 渡 金		<u>0</u>	
流 動 資 産 合 計			287,719
3 繰 延 勘 定			
(1) 控除対象外消費税額		7,241	
繰 延 勘 定 合 計			<u>7,241</u>
資 産 合 計			<u><u>1,495,770</u></u>

負 債 の 部

4 固 定 負 債

(1) 退職給与引当金

34,878

(2) 修繕引当金

43

固定負債合計

34,921

5 流 動 負 債

(1) 一時借入金

100,000

(2) 未払金

85,274

(3) 預り金

8,640

流動負債合計

193,914

負債合計

228,835

資 本 の 部

6 資 本 金

(1) 自己資本金

183,492

(2) 借入資本金

ア 企業債

489,743

借入資本金合計

489,743

資本金合計

673,235

7 剰 余 金

(1) 資本剰余金

ア 補助金

1,454,984

イ 寄附金

3,200

資本剰余金合計

1,458,184

(2) 欠損金

ア 当年度未処理欠損金

864,484

欠損金合計

864,484

剰余金合計

593,700

資本合計

1,266,935

負債資本合計

1,495,770

平成22年度天理市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成22年度天理市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	22,900 戸
(2) 年 間 総 有 収 水 量	9,258,260 m ³
(3) 一 日 平 均 有 収 水 量	25,365 m ³
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	配水管整備事業等 749,272 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 水 道 事 業 収 益	2,631,432 千円
第1項 営 業 収 益	2,611,068 千円
第2項 営 業 外 収 益	20,353 千円
第3項 特 別 利 益	11 千円

支 出	
第1款 水 道 事 業 費 用	2,598,330 千円
第1項 営 業 費 用	2,414,530 千円
第2項 営 業 外 費 用	178,712 千円
第3項 特 別 損 失	4,088 千円
第4項 予 備 費	1,000 千円

消費税及び地方消費税資本的収支調整額33,102千円を加算した支出計2,631,432千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額945,739千円は、過年度分損益勘定留保資金166,980千円、当年度分損益勘定留保資金695,657千円、減債積立金50,000千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額33,102千円で補てんするものとする。)。

収 入	
第1款 水道事業資本的収入	556,311 千円
第1項 負 担 金	10,500 千円
第2項 分 担 金	47,811 千円
第3項 固定資産売却代金	10 千円
第4項 補 助 金	10,230 千円
第5項 投資償還金	487,760 千円
支 出	
第1款 水道事業資本的支出	1,502,050 千円
第1項 建設改良費	794,994 千円
第2項 企業債償還金	307,056 千円
第3項 投 資	400,000 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、600,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職 員 給 与 費 416,899 千円
- (2) 交 際 費 100 千円

(他会計からの補助金)

第8条 統合水道等のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、16,935千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、29,905千円と定める。

平成22年度天理市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成22年度天理市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|--------------------------|
| (1) 供用開始区域内人口 | 65,813 人 |
| (2) 年間総排水量 | 7,424,940 m ³ |
| (3) 主要な建設改良事業 | 管渠整備事業等 571,930 千円 |

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 下水道事業収益	2,451,101 千円
第1項 営業収益	1,370,815 千円
第2項 営業外収益	1,080,285 千円
第3項 特別利益	1 千円
支 出	
第1款 下水道事業費用	2,756,375 千円
第1項 営業費用	2,046,447 千円
第2項 営業外費用	708,270 千円
第3項 特別損失	1,558 千円
第4項 予備費	100 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額834,810千円は、当年度分損益勘定留保資金834,810千円で補てんするものとする。)。

収 入	
第1款 下水道事業資本的収入	1,270,816 千円
第1項 企業債	456,000 千円
第2項 負担金	38,651 千円
第3項 補助金	758,965 千円
第4項 長期貸付金回収金	7,200 千円
第5項 その他資本的収入	10,000 千円
支 出	
第1款 下水道事業資本的支出	2,105,626 千円
第1項 建設改良費	671,582 千円
第2項 長期貸付金	10,000 千円
第3項 企業債償還金	1,416,844 千円
第4項 その他資本的支出	7,200 千円

(特例的収入及び支出)

第4条の2 地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ158,700千円及び245,300千円である。

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
下水道事業 資本的支出	建設改良費	雨水ポンプ場 施設改築事業	371,500千円	22	143,500千円
				23	228,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率
公共下水道事業	393,300千円	証書借入	年4%以内
流域下水道事業	62,700千円		

償還の方法		
償還期限	据置期間	その他
30年以内	5年以内	左記の条件の範囲内において借入先に融通条件がある場合は、その条件に従うことができる。ただし、財政の都合により償還期限及び据置期間を短縮し、もしくは、繰上償還をし、又は低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 収益的支出における各項間の流用
- (2) 資本的支出における各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 159,659千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業運営を助成するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,739,694千円である。

(平成22年3月29日揭示済)

天理市告示第95号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年3月29日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年3月29日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年3月29日から平成22年5月27日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年3月30日揭示済)

天理市告示第96号

天理市開発指導要領（平成元年9月天理市告示第45号）の一部を次のように改正する。

平成22年3月30日

天理市長 南 佳 策

第12条第1項第1号中「市長」を「天理市上下水道事業管理者（以下「上下水道事業管理者」という。）」に改め、同項第3号中「市長」を「上下水道事業管理者」に改め、同条第2項第5号中「市長」を「上下水道事業管理者」に改め、同項第8号中「天理市下水道条例施行規則（昭和48年12月天理市規則第40号）」を「天理市下水道条例施行規程（平成22年4月天理市上下水道局管理規程第22号）」に改める。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

(平成22年3月30日揭示済)

天理市告示第97号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年3月30日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年3月30日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年3月30日から平成22年5月28日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年3月31日揭示済)

天理市告示第98号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年3月31日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年3月31日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年3月31日から平成22年5月29日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年3月31日揭示済)

天理市告示第99号

天理市自転車等駐車場条例（平成13年9月天理市条例第31号）第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。

平成22年3月31日

天理市長 南 佳 策

- 1 撤去理由
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。
- 2 撤去日
平成22年3月31日
- 3 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年3月31日から平成22年9月30日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後5時まで
- 4 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 延滞期間に応じた駐車料金
- 5 連絡先
天理市開発公社 電話 0743-63-7210
天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成22年4月1日揭示済)

天理市告示第100号

地方税法（昭和25年法律第226号）第411条第2項の規定により、固定資産課税台帳に登録すべき固定資産の価格等のすべてを平成22年3月31日付けで登録した旨、公示する。

平成22年4月1日

天理市長 南 佳 策

(平成22年4月1日揭示済)

天理市告示第101号

平成22年度の天理市国民健康保険料率を下記のとおり決定したので、天理市国民健康保険条例（昭和34年3月天理市条例第8号）第15条第3項、第15条の6の5第3項及び第15条の11第3項の規定により告示する。

平成22年4月1日

天理市長 南 佳 策

記

- 1 基礎賦課額の保険料率

- (1) 所得割額 基礎控除後の総所得金額等の100分の8
- (2) 資産割額 土地及び家屋に係る固定資産税額の100分の20
- (3) 被保険者均等割額 被保険者1人について、22,800円
- (4) 世帯別平等割額 1世帯について、21,600円
- 2 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率
 - (1) 所得割額 基礎控除後の総所得金額等の100分の2
 - (2) 被保険者均等割額 被保険者1人について、7,000円
 - (3) 世帯別平等割額 1世帯について、6,000円
- 3 介護納付金賦課額の保険料率
 - (1) 所得割額 基礎控除後の総所得金額等の100分の1.8
 - (2) 被保険者均等割額 被保険者1人について、7,200円
 - (3) 世帯別平等割額 1世帯について、5,400円

(平成22年4月1日揭示済)

天理市告示第102号

天理市国民健康保険条例（昭和34年3月天理市条例第8号）第19条の規定による平成22年度天理市国民健康保険料の減額について、次のとおり告示する。

平成22年4月1日

天理市長 南 佳 策

記

- 1 基礎賦課額の減額の額
 - (1) 国民健康保険条例（以下「条例」という。）第19条第1項第1号アに規定する額 15,960円
 - (2) 条例第19条第1項第1号イに規定する額 15,120円
 - (3) 条例第19条第1項第2号アに規定する額 11,400円
 - (4) 条例第19条第1項第2号イに規定する額 10,800円
 - (5) 条例第19条第1項第3号アに規定する額 4,560円
 - (6) 条例第19条第1項第3号イに規定する額 4,320円
- 2 後期高齢者支援金等賦課額の減額の額
 - (1) 条例第19条第3項において読み替えて準用する同条第1項第1号アに規定する額 4,900円
 - (2) 条例第19条第3項において読み替えて準用する同条第1項第1号イに規定する額 4,200円
 - (3) 条例第19条第3項において読み替えて準用する同条第1項第2号アに規定する額 3,500円
 - (4) 条例第19条第3項において読み替えて準用する同条第1項第2号イに規定する額 3,000円
 - (5) 条例第19条第3項において読み替えて準用する同条第1項第3号アに規定する額 1,400円
 - (6) 条例第19条第3項において読み替えて準用する同条第1項第3号イに規定する額 1,200円
- 3 介護納付金賦課額の減額の額
 - (1) 条例第19条第4項において読み替えて準用する同条第1項第1号アに規定する額 5,040円
 - (2) 条例第19条第4項において読み替えて準用する同条第1項第1号イに規定する額 3,780円
 - (3) 条例第19条第4項において読み替えて準用する同条第1項第2号アに規定する額 3,600円
 - (4) 条例第19条第4項において読み替えて準用する同条第1項第2号イに規定する額 2,700円
 - (5) 条例第19条第4項において読み替えて準用する同条第1項第3号アに規定する額 1,440円
 - (6) 条例第19条第4項において読み替えて準用する同条第1項第3号イに規定する額 1,080円

(平成22年4月1日揭示済)

天理市告示第103号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第6条の規定に基づき、平成22年度一般廃棄物処理計画を次のとおり告示する。

平成22年4月1日

天理市長 南 佳 策

- 1 ごみ処理計画
 - (1) ごみ排出の見込み

可燃ごみ	23,500t
不燃ごみ	1,500t
資源ごみ	2,100t
計	27,100t
 - 自家処理量 50t
 - 小動物の死体 40体
 - 集団資源回収予定量 1,000t
 - 排出の状況（平成21年度） 別紙1 略

(2) 処理主体

- ア 家庭系ごみについては、委託業者による収集と運搬。又は自ら環境クリーンセンターに直接持込
 イ 事業系ごみについては、環境クリーンセンターに直接持込又は許可業者に委託。ただし、少量排出事業所の一部については、家庭系ごみステーションに排出し、委託業者が収集と運搬。
 ウ 中間処理については、直営又は処理委託。施設の運転等については委託業者
 エ 最終処理については、直営及び大阪湾広域臨海環境整備センターに委託

(3) 処理計画

ア 収集・運搬計画

① 収集・運搬する廃棄物の量

可燃物	12,400 t
不燃物	1,200 t
プラスチック製容器包装	320 t
ペットボトル	200 t
飲料カン・飲食用ビン	470 t
新聞・雑誌類	680 t
ダンボール	240 t
発泡スチロール	60 t
古着	100 t
牛乳パック	20 t

② 収集区域の範囲 天理市全域

③ 収集回数

可燃物	週2回
不燃物	月2回
資源ごみ	月2回
粗大ごみ	年5回
有害ごみ	年5回

④ 収集方法 分別収集でステーション方式

⑤ 収集・運搬する搬入先 天理市環境クリーンセンター

イ 中間処理計画

① 処理施設の概要 別紙2のとおり 略

② 処理方法

可燃物	焼却
不燃物	破碎処理後、資源回収を行い残渣は焼却
プラスチック製容器包装	委託業者による圧縮梱包包装処理後、指定法人ルートで処理
発泡スチロール	独自ルートによる最終処分まで委託
ペットボトル	委託業者によるフレーク処理後、独自ルートで処理
飲料カン	選別圧縮後に売却（独自ルート）
飲食用びん	3色に分別後売却及び一部処理委託（独自ルート）
新聞	ストックヤードで一時保管後売却
雑誌類	ストックヤードで一時保管後売却
ダンボール	ストックヤードで一時保管後売却
古着	ストックヤードで一時保管後売却
牛乳パック	選別後ストックヤードで一時保管後売却

③ 搬入される廃棄物の搬入者別の内訳書

委託収集（家庭系）	15,600 t
一般持込（家庭系）	1,050 t
一般持込（天理教）	1,800 t
一般持込（事業所・許可業者）	8,100 t
減免ごみ	480 t
2町1村持込	5,060 t
計	32,090 t

④ 残渣の料及び処分方式

残渣量	4,500 t
処分方式	埋立処分

ウ 最終処分計画

① 最終処分場の概要 別紙2のとおり 略

② 山辺広域第2最終処分場に搬入される焼却灰の量及び年間埋立容量

搬入量（天理市）	800 t
〃 （田原本町）	1,250 t

年間埋立量 1,429?
(搬入量÷1.4で算出)

- ③ 大阪湾広域臨海環境整備センターに搬入される焼却灰の量 3,700t／年

搬入場所 堺基地 大阪府堺市西区築港新町4丁目4番

処分場 神戸沖処分場 兵庫県神戸市東灘区向洋町地先

埋立地面積 88ha 埋立容量 15,000,000?

大阪沖処分場 大阪府大阪市此花区北港緑地地先

埋立地面積 95ha 埋立容量 14,000,000?

- ④ 山辺広域第2最終処分場埋立計画

第1処分地 埋立方法 サンドイッチ方式

埋立期間 昭和54年～平成7年

平成7年度で最終覆度工事完了

第2処分地 埋立方法 サンドイッチ方式

埋立期間 平成7年～平成35年

埋立残容量 26,097?

エ 集団資源回収量

① 新聞 500t

② 雑誌類 210t

③ ダンボール 150t

④ 古着 40t

計 900t

2 生活排出処理計画

- (1) し尿・汚泥排出の見込み

一般し尿 1,710kl

浄化槽汚泥 2,120kl

計 3,830kl

排出の状況(平成21年度) 別紙3 略

- (2) 処理主体

一般し尿の収集・運搬 業務委託

浄化槽汚泥収集・運搬 許可業者

一般し尿、浄化槽汚泥ともに、処理については環境クリーンセンターし尿処理場

- (3) 処理計画

ア 収集・運搬計画

- ① 収集・運搬するし尿・汚泥の量

一般し尿 1,710kl

浄化槽汚泥 2,120kl

計 3,830kl

- ② 区域の範囲 天理市内全域

- ③ 収集回数

一般し尿の汲取り 通常月1回

浄化槽汚泥び清掃 許可業者へ直接申込

- ④ 収集の方法 くみ取方式

- ⑤ 収集・運搬するし尿・汚泥の搬入先 天理市環境クリーンセンター し尿処理場

イ 中間処理計画

- ① 処理施設の概要

施設名 天理市環境クリーンセンター し尿処理場

所在地 天理市嘉幡町180番地

処理方法 高負荷脱窒素処理方式

処理能力 57kl／日

- ② 搬入されるし尿・汚泥の搬入別の内訳書

天理市一般し尿 1,710kl

天理市浄化槽汚泥 2,120kl

川西町持込 170kl

三宅町持込 140kl

計 4,140kl

- ③ 処理後の量及び処分方法

し渣・汚泥 160t

処分方法 焼却

3 ごみ減量等の具体策

- (1) 少量排出事業所について、現在家庭系ごみとして無料で市が収集している店舗があるが、この範囲を「店舗兼併用住宅」に限定するため、実態調査を行い、商工会等と指導強化を行う。
- (2) 家庭系粗大ごみリクエスト収集実施の検討を行う。
- (3) 古紙、古布類回収の促進
子ども会や自治会等団体にて回収
団体への助成金の交付（1kgあたり4円）
団体数：120団体／登録業者数：8業者
回収予定量：900t
- (4) 生ごみ処理器の普及促進
購入者に対して補助金交付（購入金額の2分の1。ただし、上限3万円）
捕縄対象予定世帯数 20世帯
- (5) むくもり収集の実施
日常のごみの排出が困難で親族や近隣住民の協力が得られない高齢者・障害者等の世帯に対して、市が戸別に玄関先等でごみの収集を行う。
対象世帯数 30世帯
- 4 その他一般廃棄物の処理に関し必要な事項
 - (1) 家庭系ごみの有料化の検討を行う。
 - (2) 独自ルートで処理を行っている資源物等の処理状況の検査を強化する。
 - (3) 資源物等の持ち去り防止のパトロール及び廃家電等の不適正排出パトロールを強化する。
 - (4) 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画及び生活排出処理基本計画を策定する。
 - (5) 橋脚施設の精密機能検査を実施する。
 - (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項に基づき、天理市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年3月天理市条例第3号）の一部改正を行う。

（平成22年4月1日揭示済）

天理市告示第104号

天理市物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月天理市告示第68号）の一部を次のように改正する。

平成22年4月1日

天理市長 南 佳 策

第1条中「天理市水道局」を「天理市上下水道局」に改める。
様式第1号中「天理市水道局」を「天理市上下水道局」に改める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

（平成22年4月1日揭示済）

天理市告示第105号

天理市測量又は建設コンサルタント等の業務委託及び工事用資材等の購入に係る指名競争入札の参加資格等に関する規程（平成16年3月天理市告示第77号）の一部を次のように改正する。

平成22年4月1日

天理市長 南 佳 策

第1条中「天理市水道局」を「天理市上下水道局」に改める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

（平成22年4月1日揭示済）

天理市告示第106号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年4月1日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成22年4月1日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 略

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成22年4月1日から平成22年5月30日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

午前9時から午後6時まで

（以下 略）

（平成22年4月2日揭示済）

天理市告示第107号

平成22年3月26日付けで専決を行った、平成21年度天理市一般会計補正予算（第6号）の要領は、次のとおりである。

平成22年4月2日

天理市長 南 佳 策

平成21年度天理市一般会計補正予算（第6号）

平成21年度天理市の一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23,624千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,611,754千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2 地方譲与税		193,000	△11,579	181,421
	1 地方揮発油譲与税	43,000	△11,579	31,421
4 配当割交付金		30,000	△9,290	20,710
	1 配当割交付金	30,000	△9,290	20,710
7 ゴルフ場利用税交付金		64,595	△1,292	63,303
	1 ゴルフ場利用税交付金	64,595	△1,292	63,303
14 国庫支出金		2,532,347	△41,139	2,491,208
	2 国庫補助金	856,524	△41,139	815,385
15 県支出金		1,433,156	86,924	1,520,080

款	項	補正前の額	補正額	計
	2 県補助金	千円 592,023	千円 86,924	千円 678,947
歳入	合計	23,588,130	23,624	23,611,754

2 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		千円 8,106,438	千円 23,624	千円 8,130,062
	1 社会福祉費	3,786,042	23,624	3,809,666
歳出	合計	23,588,130	23,624	23,611,754

第2表 繰越明許費補正

款	項	補正前		補正後	
		事業名	金額	事業名	金額
3 民 生 費	1 社 会 福 祉 費	介護福祉施設整備事業	千円 52,500	介護福祉施設整備事業	千円 76,124

(平成22年4月2日揭示済)

天理市告示第108号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年4月2日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成22年4月2日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 略
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年4月2日から平成22年5月31日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで
- (以下 略)

(平成22年4月5日揭示済)

天理市告示第109号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年9月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成22年4月5日

天理市長 南 佳 策

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成22年4月5日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 略
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成22年4月5日から平成22年6月3日まで（日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
午前9時から午後6時まで

公 告

(平成22年3月12日揭示済)

天理市公告第8号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成22年3月12日

天理市長 南 佳 策

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

(平成22年3月18日揭示済)

天理市公告第9号

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

平成22年3月18日

天理市長 南 佳 策

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第95条の規定により差押財産を公売することを公告する。
国税徴収法第99条の規定により見積価額を公告する。

	売却区分	名 称 、 性 質 、 そ の 他	数 量	見積価額	公売保証金
				(最低入札価額)	
				(円)	(円)
公 売 財 産	天7-1	着物の帯(袋帯・金色・六通柄)	1	150,000	15,000
	天7-2	着物の帯(丸袋帯・青海波の柄)	1	80,000	8,000
	天7-3	着物(ファンタジー)	1	10,000	1,000
	天7-4	①掛軸(千代田城・大観筆 写し)	1	20,000	2,000
	天7-5	②掛軸(春雨図・玉堂筆 写し)	1	20,000	2,000
	天7-6	③掛軸(竹生嶋山・玉堂筆 写し)	1	20,000	2,000
	天7-7	④掛軸(山色彩・大観筆 写し)	1	20,000	2,000
	天7-8	⑤掛軸(般若心經・弘法大師 写し)	1	20,000	2,000
	天7-9	⑥掛軸(松鶴之図・吉田寿泉と記載あり)	1	20,000	2,000
	天7-10	⑦掛軸(菊・葛飾北斎 写し)	1	10,000	1,000
	天7-11	⑧掛軸(書)	1	5,000	0
	天7-12	火入れとたばこ盆セット①	1	1,000	0
	天7-13	火入れとたばこ盆セット②	1	1,000	0
	天7-14	釣り竿リール付(くえ用)	1	5,000	0
	天7-15	火鉢(象眼細工入り桐製)	1	15,000	1,500
	天7-16	火鉢(螺鈿入り木製黒漆)	1	8,000	0
	天7-17	花器(葡萄紋入り真鍮製)	1	5,000	0
	天7-18	虎の木彫り	1	5,000	0

(注) ①上記売却区分ごとに公売します。 ②公売財産の詳細については、ヤフーが提供するインターネットオークションサイトに記載しています。	
公売方法	ヤフーが提供するインターネットオークション（せり売）
公売場所	ヤフーが提供するインターネットオークションのシステム上
公売参加申込期間	平成22年4月13日 午後1時00分～平成22年4月26日 午後11時00分
公売入札開始日時	平成22年5月7日 午後1時00分
入札締切日時	平成22年5月9日 午後11時00分
開札の日時	平成22年5月10日 午前10時00分
売却決定日時	平成22年5月10日 午前10時00分
場所	天理市役所 収税課
買受代金納付期限	平成22年5月20日 午後2時30分
買受人についての資格その他の要件	国税徴収法第92条及び同法第108条該当者は公売に参加できません。
その他	1. 天理市は瑕疵担保責任を負いません。 2. 公売に参加するためには、公売参加申込期間内において、公売財産の公売保証金を納付いただく必要があります。 3. 買受代金を納付したとき、買受財産の危険負担は買受人に移転します。買受後に発生した財産の毀損、盗難及び焼失などによる損害負担は買受人が負うことになります。 4. 引き渡しは、買受代金納付時の現況有姿で引き渡します。なお、引き渡しのために要した費用はすべて買受人の負担になります。 5. その他、詳細についてはヤフーオークションサイト並びに天理市のホームページでご確認ください。
配当を受ける者の権利の申出について	
公売財産上に質権、抵当権、先取特権、留置権その他この財産の売却代金から配当を受けることができる権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、債権現在額申立書によりその内容を当市収税課に申し出て下さい。 なお、債権現在額申立書の用紙は当市収税課に用意しています。	

(平成22年3月30日揭示済)

天理市公告第10号

天理農業振興地域整備計画書を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項の規定により準用する同法第11条第1項の規定により公告し、当該農業振興地域整備計画の案を次により縦覧に供する。

天理市の住民は、平成22年4月30日までに、当該農業振興地域整備計画の案について、市に意見を提出することができる。

また、当該農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の案に対して異議のあるときは、平成22年4月30日の翌日から起算して15日以内に天理市にこれを申し出ることができる。

平成22年3月30日

天理市長 南 佳 策

- 農用地利用計画の案の縦覧期間
自 平成22年3月30日（公告年月日）
至 平成22年4月30日（公告年月日の翌日から起算して30日目）
- 農用地利用計画の案の縦覧場所
天理市役所環境経済部農林課 天理市川原城町605番地

(平成22年4月1日揭示済)

天理市公告第11号

定期予防接種を次のとおり行いますので、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第4条及び第5条の規定により公告します。

平成22年4月1日

天理市長 南 佳 策

- 定期予防接種と実施方法（Ⅰ類）

予防接種名	対 象	実施場所	実施日時
ポリオ	生後3～90ヵ月未満	保健センター	平成22年5月 17・18・19・20・21日 平成22年10月 18・19・20・21・22日
BCG	生後3ヵ月から6ヵ月未満	市内指定医療機関	通年
三種混合 (ジフテリア・百日咳・破傷風)	生後3ヵ月から90ヵ月未満		
二種混合 (ジフテリア・破傷風)	満11歳から13歳未満		
二種混合 (麻疹・風疹)	① 生後12ヵ月から24ヵ月未満 ② 5歳以上7歳未満であって、 小学校就学の始期に達する日の 一年前から当該始期に達する前 日まで ③ 13歳となる日属する年度の初 日から当該年度の末日にある者 ④ 18歳となる日属する年度の初 日から当該年度の末日にある者		
日本脳炎第1期	生後36ヵ月から90ヵ月未満		
第2期	9歳から満13歳未満		

定期予防接種と実施方法(Ⅱ類)

予防接種名	対 象	実施場所	実施日時
インフルエンザ	① 65歳以上の者 ② 60歳以上65歳未満のものであって、心臓、腎臓、又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活行動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活が殆ど不可能な程度の障害を有する者	市内指定医療機関	平成22年10月1日～12月20日

2 指定医療機関での接種方法について

- ・保護者に電話で予約・確認をするように市から周知する。
- ・実施日時は、各医療機関の状況に応じて独自に設定する。
- ・保護者から直接医療機関に申し込むものとする。

3 接種を受けることが適当でない者(接種不適当者)

予防接種実施規則第6条に規定する接種不適当者は、以下のとおり。

- ① 明らかな発熱を呈して入る者
- ② 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- ③ 当該疾病に係わる予防接種の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- ④ その他予防接種を行うことが不適当な者

4 接種の判断を行うに際し注意を要する者(接種要注意者)

予防接種実施要領に規定する接種要注意者は、以下のとおり。

- ① 心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血管疾患及び発育障害等の基礎疾患を有することが明らかな者
- ② 前回の予防接種で2日以内に発熱のみられた者又は全身発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことが明らかな者
- ③ 過去にけいれんの既往のある者
- ④ 過去に免疫不全の診断がなされている者
- ⑤ 接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれのある者

5 接種料金

無料とする。

(平成22年4月12日揭示済)

天理市公告第12号

天理市学童保育条例(平成15年3月天理市条例第9号)第7条の規定により指定した指定管理者から、天理市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成18年6月天理市条例第27号)第18条の

規定に基づく代表者の変更届が提出されたので、同条例第10条の規定により、公告する。

平成22年4月12日

天理市長 南 佳 策

- 1 変更後の代表者の住所及び氏名
住所 天理市柳本町739-3
氏名 中西 章仁
- 2 変更年月日 平成22年4月1日

教育委員会

(平成22年3月19日揭示済)

天教告示第3号

平成22年3月23日午後3時30分から3月臨時教育委員会を天理市役所に招集する。

平成22年3月19日

天理市教育委員会
委員長 北 田 良 嗣

(平成22年3月23日揭示済)

天教告示第4号

平成22年3月25日午前9時30分から3月臨時教育委員会を天理市役所に招集する。

平成22年3月23日

天理市教育委員会
委員長 北 田 良 嗣

(平成22年3月25日揭示済)

天理市有料公園施設の管理等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月25日

天理市教育委員会
委員長 北 田 良 嗣

天理市教育委員会規則第1号

天理市有料公園施設の管理等に関する規則の一部を改正する規則

天理市有料公園施設の管理等に関する規則（平成5年3月天理市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

公園施設の使用日は、次に掲げる日以外の日とする。ただし、天理市教育委員会（以下「委員会」という。）が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(1) 水曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（その日が水曜日に当たる場合は、その日後においてその日に最も近い同法に規定する祝日でない日）

(3) 12月25日から翌年1月5日までの間

第2条第2項第3号を削る。

第6条を削る。

第7条第1項中「様式第6号」を「様式第5号」に改め、同条を第6条とする。

第8条を第7条とする。

第9条第2項中「様式第7号」を「様式第6号」に改め、同条を第8条とする。

第10条第2項中「様式第8号」を「様式第7号」に改め、同条を第9条とする。

第11条を第10条とする。

様式第5号を削る。

様式第6号中「第7条関係」を「第6条関係」に改め、同様式を様式第5号とする。

様式第7号中「第9条関係」を「第8条関係」に改め、同様式を様式第6号とする。

様式第8号中「第10条関係」を「第9条関係」に改め、同様式を様式第7号とする。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(平成22年3月25日揭示済)

天理市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月25日

天理市教育委員会
委員長 北 田 良 嗣

天理市教育委員会規則第2号

天理市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則

天理市教育委員会事務局組織に関する規則（昭和47年3月天理市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「教育施設整備室 整備係」を「教育施設整備室 建設係 保全係」に改める。

第2条第2項を次のように改める。

2 教育施設整備室の所掌事務は、次のとおりとする。

建設係

（1） 学校（園）の耐震化事業計画の策定及び実施に関すること。

（2） その他学校（園）の施設及び設備の整備計画の策定及び実施に関すること。

保全係

（1） 学校（園）の施設及び設備の保全計画の策定及び実施に関すること。

（2） 学校（園）の施設及び設備の営繕に関すること。

第6条の2文化財係の項第9号中「天理市黒塚古墳展示館等」を「天理市立黒塚古墳展示館等」に改める。

第7条第4項中「及び主査」を削り、同条に次の1項を加える。

5 前各項に定めるもののほか、所属職員として主査及び主事を置く。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

（平成22年3月25日揭示済）

天理市教育総合センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月25日

天理市教育委員会
委員長 北 田 良 嗣

天理市教育委員会規則第3号

天理市教育総合センター条例施行規則の一部を改正する規則

天理市教育総合センター条例施行規則（平成10年3月天理市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

（2） 副所長

第5条第2項中「副所長、副所長補佐」を「副所長補佐」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

天理市教育委員会教育長訓令甲第1号

天理市教育委員会事務処理規程（昭和62年3月天理市教育委員会教育長訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

平成22年3月31日

天理市教育委員会
教育長 村 井 稔 正

第5条教育総務課長の項第7号中「児童手当」の次に「及び子ども手当」を加え、同条文化財課長の項第5号中「天理市黒塚古墳展示館等」を「天理市立黒塚古墳展示館等」に改める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

天理市教育委員会教育長訓令甲第2号

天理市教育総合センター事務処理規程（平成10年3月天理市教育委員会教育長訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

平成22年3月31日

天理市教育委員会
教育長 村 井 稔 正

第3条中「副所長を置く場合にあっては、前条」を「前条」に改める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

（平成22年3月31日揭示済）

天教告示第5号

平成22年4月7日午前9時30分から4月定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成22年3月31日

天理市教育委員会
委員長 北 田 良 嗣

農業委員会

(平成22年3月30日揭示済)

天農委告示第4号

平成22年4月8日午後2時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。
平成22年3月30日

天理市農業委員会
会長 川 口 和 良

記

議案第1号 農地法（昭和27年法律第229号）第3条に関する許可申請について
議案第2号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
議案第3号 その他

選挙管理委員会

(平成22年3月31日揭示済)

天選告示第4号

平成22年3月31日現在における農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第14条第1項の規定による農業委員会の委員の選挙権を有する者の2分の1の数は、次のとおりである。
平成22年3月31日

天理市選挙管理委員会
委員長 堀 内 靖 介

第1選挙区 429人
第2選挙区 711人
第3選挙区 1,020人
第4選挙区 568人

公平委員会

(平成22年3月29日揭示済)

天理市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成22年3月29日

天理市公平委員会
委員長 堀 内 茂 治

天理市公平委員会規則第1号

天理市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

天理市管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年8月天理市公平委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1市長部局の項中「財政課財政一係長、財政課財政二係長」を「財政課財政係長」に改め、同表監査委員事務局の項中「次長」を「局長補佐」に改める。

別表第2病院の項中「課長補佐」の次に「、医長、室長」を加える。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する

監査委員

(平成22年3月25日揭示済)

天監委告示第5号

天理市監査委員事務局処務規程（昭和40年10日天理市監査委員告示第3号）の一部を次のように改正する。

平成22年3月25日

天理市監査委員 大 森 光三郎
同 別 所 矩 佳
同 大 橋 基 之

第2条第1項及び第3項中「次長」を「局長補佐」に改める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(平成22年3月25日揭示済)

天監委告示第6号

定期監査の結果について(公表)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定により、平成21年度第3回定期監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表します。

平成22年3月25日

天理市監査委員 大 森 光三郎
天理市監査委員 別 所 矩 佳
天理市監査委員 大 橋 基 之

1 監査の種別 定期監査

2 監査の執行期間及び監査対象

監 査 執 行 期 間	監 査 対 象	予算執行状況調査日
平成21年12月1日～平成21年12月9日	環 境 経 済 部	平成21年10月31日
平成21年12月10日～平成22年1月6日	市 民 部	平成21年11月30日
平成22年1月7日～1月14日	市 長 公 室	平成21年12月31日
〃 1月21日～2月10日	健 康 福 祉 部	平成21年12月31日
〃 2月3日～3月11日	建 設 部	平成22年1月31日
〃 3月15日	会 計 室	平成22年2月28日

但し、建設部監理課の予算執行状況調査日は、平成21年12月31日である。

3 監査の範囲 平成21年度の財務に関する事務の執行状況

4 監査の対象事項

- (1) 予算の執行状況
- (2) 収入及び支出事務処理状況
- (3) 物品の出納保管状況
- (4) 補助金関係事務処理状況
- (5) 契約関係事務処理状況
- (6) 財産の管理状況

5 監査の方法

監査対象となった各所属長から資料の提出を求め、予算の執行、収入及び支出事務等財務に関する事務が法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかどうか関係諸帳簿と照合し、必要に応じて関係職員から説明を聴取し監査を行った。

6 監査の結果

事務処理等は、予算の目的に従い法令に準拠し、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。なお、注意すべき事項については、関係職員に指示しておいた。

監査の結果は、以下のとおりである。

環境経済部

環境政策課

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成21年10月31日現在(単位:円・%)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
衛生使用料	11,666,000	6,060,630	5,003,130	1,057,500	82.6
衛生手数料	1,844,000	1,430,700	1,374,300	56,400	96.1
衛生費県補助金	0	0	0	0	0.0
衛生費寄付金	72,000	0	0	0	0.0
雑入	404,000	0	0	0	0.0
合 計	13,986,000	7,491,330	6,377,430	1,113,900	85.1

(2) 歳出

平成21年10月31日現在(単位:円・%)

目	予算現額	執行済額	残 額	執行率
保健衛生総務費	217,000	78,454	138,546	36.2
環境衛生費	63,856,000	48,257,786	15,598,214	75.6
合 計	64,073,000	48,336,240	15,736,760	75.4

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、衛生使用料では火葬場使用料であり、衛生手数料では犬の登録手数料、狂犬病予防

注射済票交付手数料等である。

歳出の主なものは、火葬場の指定管理料及び用地借地料等である。

農 林 課

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成21年10月31日現在（単位：円・％）

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
農林費分担金	5,831,000	1,571,000	0	1,571,000	0.0
農林使用料	115,000	127,030	127,030	0	100.0
農林手数料	3,000	0	0	0	0.0
農林費県補助金	45,531,000	0	0	0	0.0
委託金	7,231,000	0	0	0	0.0
農林費委託金	327,000	0	0	0	0.0
合 計	59,038,000	1,698,030	127,030	1,571,000	7.5

(2) 歳出

平成21年10月31日現在（単位：円・％）

目	予算現額	執行済額	残 額	執行率
統計調査費	7,231,000	0	7,231,000	0.0
農業振興費	23,740,000	5,100,602	18,639,398	21.5
畜産業費	900,000	273,249	626,751	30.4
農地費	146,967,000	41,756,705	105,210,295	28.4
現年繰越明許	142,527,000	40,593,938	101,933,062	28.5
繰越明許	4,440,000	1,162,767	3,277,233	26.2
農村総合整備事業費	78,837,000	131,918	78,705,082	0.0
現年繰越明許	48,837,000	131,918	48,705,082	0.3
繰越明許	30,000,000	0	30,000,000	0.2
林業総務費	234,000	171,370	62,630	73.2
林業振興費	4,738,000	2,123,642	2,614,358	44.8
農林業施設災害復旧費	2,426,000	99,270	2,326,730	4.1
合 計	265,073,000	49,656,756	215,416,244	18.7

（職員給与費除く。）

歳入は、農道及び行政財産の占用料である。

歳出の主なものは、農業振興費では、農家代表者会活動費補助金、やまと北部農業共済組合活動費補助金等である。

農地費では、水と農地活用促進事業（荒蒔北池、小島池）の安全施設整備工事、市単独土地改良事業補助金等であり、繰越事業として、むらづくり交付金（庵治）の農業用排水路整備工事が執行されている。

イ 補助金関係について

農家代表者会活動費補助金、市単独土地改良事業補助金等であり、補助金交付要綱等の関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

商工課

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成21年10月31日現在（単位：円・％）

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
商工費県補助金	499,000	0	0	0	0.0
総務費委託金	4,642,000	2,537,480	1,974,140	563,340	100.0
市預金利子	1,000	0	0	0	0.0
中小企業融資損失補償預託金返還金	8,200,000	0	0	0	0.0
雑 入	2,000	0	0	0	0.0
合 計	13,344,000	2,537,480	1,974,140	563,340	77.8

(2) 歳出

平成21年10月31日現在（単位：円・％）

目	予算現額	執行済額	残 額	執行率
指定調査総務費	57,000	0	57,000	0.0
指定統計費	4,593,803	2,391,310	2,202,493	52.1

高齢者等雇用安定対費	15,614,000	15,610,000	4,000	100.0
商 工 総 務 費	159,000	39,476	119,524	24.8
商 工 振 興 費	47,920,000	24,246,616	23,673,384	50.6
合 計	68,343,803	42,287,402	26,056,401	61.9

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、統計調査費委託金である。

歳出の主なものは、高齢者等雇用安定対費では、シルバー人材センターへの補助金であり、商工振興費では商工会補助金、中小企業融資損失補償契約に伴う貸付金である。

イ 補助金関係について

シルバー人材センター補助金、商工会補助金、たばこ組合補助金等であり、補助金交付要綱等の関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

観光課

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成21年10月31日現在 (単位:円・%)

目	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	収 入 率
商工費国庫補助金	4,728,000	0	0	0	0.0
雑 入	1,000	15,700	15,700	0	100.0
合 計	4,729,000	15,700	15,700	0	100.0

(2) 歳出

平成21年10月31日現在 (単位:円・%)

目	予 算 現 額	執 行 済 額	残 額	執 行 率
観 光 費	87,905,000	38,454,501	49,450,499	43.7
現 年	69,425,000	38,454,501	30,970,499	55.4
繰越明許費	18,480,000	0	18,480,000	0.0

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、イベント参加料等である。

歳出の主なものは、観光協会補助金、観光案内所建物等借上料、「てくてくてんりウォーキングフェスタ」及び「光の祭典」開催委託料、内山永久寺跡ポケットパーク整備工事費等である。

業務課

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成21年10月31日現在 (単位:円・%)

目	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	収 入 率
衛 生 使 用 料	4,000	6,790	6,790	0	100.0
衛 生 手 数 料	148,798,000	83,511,460	76,708,900	6,802,560	91.9
広域塵芥処理受託収入	208,800,000	109,765,182	59,026,322	50,738,860	53.8
雑 入	19,731,000	10,784,984	9,895,805	889,179	91.8
合 計	377,333,000	204,068,416	145,637,817	58,430,599	71.4

(2) 歳出

平成21年10月31日現在 (単位:円・%)

目	予 算 現 額	執 行 済 額	残 額	執 行 率
塵 芥 処 理 費	632,351,000	303,739,713	328,611,287	48.0
し 尿 処 理 費	70,317,000	33,151,269	37,165,731	47.1
広 域 塵 芥 処 理 費	90,523,000	50,291,246	40,231,754	55.6
合 計	793,191,000	387,182,228	406,008,772	48.8

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、衛生手数料では、ごみ及びし尿の処理手数料である。

広域塵芥処理受託収入では、山辺広域の各町村から持ち込まれるごみ等の受託収入、ごみ処理施設整備事業に伴う受託収入等である。

歳出の主なものは、塵芥処理費では、ごみ焼却施設の修繕費及び運転管理業務委託料、ごみ収集運搬業務委託料、塵芥車購入費等である。

し尿処理費では、し尿処理施設の修繕費、運転管理業務委託料等である。

広域塵芥処理費では需用費、灰等搬出運搬業務委託料、神戸沖及び大阪沖埋立処分場に係る広域処分委託料の変更に伴う負担金等である。

イ 委託関係について

ごみ収集運搬業務委託、ごみ焼却処理施設及びし尿処理施設の運転管理業務委託、灰等搬出運搬業務委託等であり、契約書等の関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

市民部

市民課

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成21年11月30日現在(単位:円・%)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
総務手数料	25,909,000	15,475,300	15,263,400	211,900	98.6
総務費委託金(国)	2,154,000	1,512,000	1,512,000	0	100.0
総務費委託金(県)	59,000	0	0	0	0.0
合 計	28,122,000	16,987,300	16,775,400	211,900	98.8

(2) 歳出

平成21年11月30日現在(単位:円・%)

目	予算現額	執行済額	残 額	執行率
戸籍住民基本台帳費	29,623,000	15,390,938	14,232,062	52.0

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、総務手数料では、戸籍謄抄本等の交付手数料であり、総務費委託金(国)では、外国人登録事務及び特別永住事務委託金である。

歳出の主なものは、住民記録、戸籍総合システムの保守委託料、戸籍総合システム及び自動交付機器の借上料等である。

イ 証明書等の発行状況について

証明書等の発行件数及び手数料は、次表のとおりである。

平成21年11月30日現在(単位:円・%)

区 分	件 数			調 定 額 (円)	収入済額 (円)	収入未済額 (円)	収入率 (%)
	無料(件)	有料(件)	計(件)				
戸籍謄抄本	1,909	8,369	10,278	5,722,650	5,694,100	28,550	99.5
住民票	1,802	18,739	20,541	5,438,150	5,364,150	74,000	98.6
印鑑証明	126	10,206	10,332	3,632,450	3,525,200	107,250	97.0
その他証明	90	748	838	614,050	611,950	2,100	99.7
広域交付住民票	0	23	23	6,500	6,500	0	100.0
住民基本台帳カード	0	123	123	61,500	61,500	0	100.0
計	3,927	38,208	42,135	15,475,300	15,263,400	211,900	98.6

なお、211,900円の収入未済額は、翌月に納入されていた。

保険医療課

ア 予算執行状況について

1 一般会計

(1) 歳入

平成21年11月30日現在(単位:円・%)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
民生費国庫負担金	21,517,000	0	0	0	0.0
民生費委託金	18,442,000	12,924,000	12,924,000	0	100.0
民生費県負担金	74,355,000	0	0	0	0.0
民生費県補助金	99,542,000	35,954,000	35,954,000	0	100.0
福祉医療費貸付金元利収入	8,400,000	5,956,941	5,956,941	0	100.0
雑 入	9,501,000	10,801,868	10,734,075	67,793	99.4
過年度収入	1,000	0	0	0	0.0
合 計	231,758,000	65,636,809	65,569,016	67,793	99.9

(2) 歳出

平成21年11月30日現在(単位:円・%)

目	予算現額	執行済額	残 額	執行率
諸 費	2,945,000	2,944,266	734	100.0
社会福祉総務費	8,400,000	5,002,951	3,397,049	59.6
障害者福祉費	73,875,000	48,893,481	24,981,519	66.2

老人福祉費	20,114,000	10,672,926	9,441,074	53.1
国 民 年 金 費	7,032,000	4,534,567	2,497,433	64.5
国民健康保険医療助成費	195,175,000	0	195,175,000	0.0
後期高齢者医療費	599,284,000	350,012,427	249,271,573	58.4
児童福祉総務費	86,698,000	56,346,651	30,351,349	65.0
母子福祉費	29,609,000	21,581,927	8,027,073	72.9
老人保健費	2,033,000	2,033,000	0	100.0
合 計	1,025,165,000	502,022,196	523,142,804	49.0

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、民生費委託金及び県補助金等である。

歳出の主なものは、障害者福祉費、老人福祉費、児童福祉総務費等の扶助費及び後期高齢者医療広域連合への負担金等である。

2 国民健康保険特別会計

(1) 歳入

平成21年11月30日現在 (単位：円・%)

款	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	収 入 率
国民健康保険料	1,612,756,000	2,169,534,309	934,740,920	1,234,793,389	43.1
使用料及び手数料	120,000	64,700	64,700	0	100.0
国 庫 支 出 金	2,124,508,000	796,421,000	796,421,000	0	100.0
療養給付費交付金	223,038,000	103,665,997	103,665,997	0	100.0
前期高齢者交付金	896,846,000	523,161,109	523,161,109	0	100.0
県 支 出 金	306,424,000	94,246,754	94,246,754	0	100.0
共同事業交付金	729,972,000	386,576,877	386,576,877	0	100.0
財 産 収 入	60,000	29,742	29,742	0	100.0
繰 入 金	347,761,000	99,760,000	99,760,000	0	100.0
繰 越 金	306,585,000	446,126,926	446,126,926	0	100.0
諸 収 入	8,865,000	8,503,495	8,546,510	-43,015	100.5
合 計	6,566,935,000	4,628,090,909	3,393,340,535	1,234,750,374	73.3

(2) 歳出

平成21年11月30日現在 (単位：円・%)

款	予 算 現 額	執 行 済 額	残 額	執 行 率
総 務 費	64,407,000	33,933,168	30,473,832	52.7
保 険 給 付 費	4,296,839,000	2,631,635,656	1,665,203,344	61.2
後 期 高 齢 者 支 援 金 等	845,902,000	563,980,109	281,921,891	66.7
前 期 高 齢 者 納 付 金 等	2,477,826	1,609,213	868,613	64.9
老 人 保 健 拠 出 金	113,375,000	75,540,258	37,834,742	66.6
介 護 納 付 金	310,785,000	207,192,701	103,592,299	66.7
共 同 事 業 拠 出 金	754,240,000	439,968,963	314,271,037	58.3
保 健 事 業 費	63,052,000	16,017,265	47,034,735	25.4
基 金 積 立 金	60,000	29,742	30,258	49.6
公 債 費	3,084,000	0	3,084,000	0.0
諸 支 出 金	10,532,000	1,783,315	8,748,685	16.9
予 備 費	934,174	0	934,174	0.0
合 計	6,465,688,000	3,971,690,390	2,493,997,610	61.4

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、国民健康保険料、国庫支出金、前期高齢者交付金、共同事業交付金、及び繰越金等である。

歳出の主なものは、総務費ではレセプト点検委託料、国保事務システム保守及び電算事務処理委託料等である。

保険給付費では、一般被保険者及び退職被保険者等療養給付費・療養費及び高額療養費、出産育児一時金である。

後期高齢者支援金等では、後期高齢者の支援金であり、老人保健拠出金では老人保健医療費拠出金である。

介護納付金では、介護給付費・地域支援事業納付金であり、共同事業拠出金では、保険財政共同安定化事業拠出金等である。

イ 国民健康保険料の収入状況について

国民健康保険料の収入状況は、次表のとおりである。

平成21年11月30日現在 (単位:円・%)

項 目			平成21年11月30日現在				平成20年11月30日現在	
			調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	収 入 率	収 入 済 額	収 入 率
医 療 分	一般分	現 年 度 分	1,136,824,192	619,106,002	517,718,190	54.5	637,377,762	54.4
		滞納繰越分	441,340,697	22,666,158	418,674,539	5.1	24,782,821	5.8
		計	1,578,164,889	641,772,160	936,392,729	40.7	662,160,583	41.3
	退職分	現 年 度 分	79,270,148	52,846,742	26,423,406	66.7	56,668,387	66.7
		滞納繰越分	14,557,335	1,290,040	13,267,295	8.9	2,372,508	14.3
		計	93,827,483	54,136,782	39,690,701	57.7	59,040,895	58.1
支 援 分	一般分	現 年 度 分	285,916,895	155,089,401	130,827,494	54.2	159,462,098	54.2
		滞納繰越分	29,237,840	3,811,424	25,426,416	13.0	0	—
		計	315,154,735	158,900,825	156,253,910	50.4	159,462,098	54.2
	退職分	現 年 度 分	19,366,255	12,862,525	6,503,730	66.4	13,949,401	66.6
		滞納繰越分	703,336	210,722	492,614	30.0	0	—
		計	20,069,591	13,073,247	6,996,344	65.1	13,949,401	66.6
介 護 分	一般分	現 年 度 分	103,949,676	53,652,033	50,297,643	51.6	58,398,025	52.1
		滞納繰越分	39,699,605	2,253,212	37,446,393	5.7	1,775,195	5.2
		計	143,649,281	55,905,245	87,744,036	38.9	60,173,220	41.2
	退職分	現 年 度 分	17,274,404	10,735,047	6,539,357	62.1	11,711,777	62.3
		滞納繰越分	1,393,926	217,614	1,176,312	15.6	146,780	13.9
		計	18,668,330	10,952,661	7,715,669	58.7	11,858,557	59.7
合 計		2,169,534,309	934,740,920	1,234,793,389	43.1	966,644,754	44.3	

国民健康保険料の収入状況を前年同期と比較すると、調定額で14,354,790円(0.7%)収入済額で31,903,834円(3.3%)それぞれ減少し、収入率では前年度より1.2ポイント減少となっている。

徴収にあたっては、徴収方法に創意工夫され、より一層財源の確保に努められるよう要望する。

3 老人保健特別会計

(1) 歳入

平成21年11月30日現在 (単位:円・%)

目	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	収 入 率
医療費交付金	10,741,000	346,000	346,000	0	100.0
審査支払手数料交付金	110,000	41,464	41,464	0	0.0
医療費負担金(国)	11,686,000	0	0	0	0.0
医療費負担金(県)	991,000	0	0	0	0.0
一般会計繰入金	2,033,000	2,033,000	2,033,000	0	100.0
繰 越 金	1,000	0	0	0	0.0
市 預 金 利 子	1,000	0	0	0	0.0
第三者納付金	1,000	0	0	0	0.0
返 納 金	1,000	0	0	0	0.0
雑 入	1,000	141,928	141,658	270	99.8
合 計	25,566,000	2,562,392	2,562,122	270	100.0

(2) 歳出

平成21年11月30日現在 (単位:円・%)

目	予 算 現 額	執 行 済 額	残 額	収 入 率
一 般 管 理 費	1,050,000	923,282	126,718	87.9
医 療 給 付 費	15,600,000	1,629,444	13,970,556	10.4
医 療 支 給 費	1,080,000	39,365	1,040,635	3.6
審 査 支 払 手 数 料	68,000	1,410	66,590	2.1
償 還 金	2,355,000	1,975,557	379,443	83.9
繰 上 充 用 金	5,413,000	5,412,277	723	100.0
合 計	25,566,000	9,981,335	15,584,665	39.0

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、医療費交付金、一般会計繰入金等である。

歳出の主なものは、医療給付費、医療費交付金返還金、繰上充用金等である。

4 後期高齢者医療特別会計

(1) 歳入

平成21年11月30日現在 (単位:円・%)

目	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	収 入 率
---	---------	-------	---------	-----------	-------

特別徴収保険料	238,000,000	209,753,700	136,126,800	73,626,900	64.9
普通徴収保険料	150,847,000	160,705,800	101,209,900	59,495,900	63.0
証 明 手 数 料	1,000	600	600	0	100.0
督 促 手 数 料	1,000	51,350	51,350	0	100.0
一般会計繰入金	145,198,000	46,058,000	46,058,000	0	100.0
繰 越 金	1,000	5,051,783	5,051,783	0	100.0
延 滞 金	1,000	0	0	0	0.0
過 料	1,000	0	0	0	0.0
保険料還付金	500,000	0	0	0	0.0
還 付 加 算 金	5,000	0	0	0	0.0
市 預 金 利 子	1,000	0	0	0	0.0
弁 償 金	1,000	0	0	0	0.0
雑 入	17,943,000	0	0	0	0.0
合 計	552,500,000	421,621,233	288,498,433	133,122,800	68.4

(2) 歳出

平成21年11月30日現在(単位:円・%)

目	予 算 現 額	執 行 済 額	残 額	執行率
一 般 管 理 費	14,263,000	13,594,994	668,006	95.3
現 年	10,189,000	9,520,994	668,006	93.4
繰越明許	4,074,000	4,074,000	0	100.0
賦 課 徴 収 費	2,317,000	492,300	1,824,700	21.2
後期高齢者医療広域連合給付金	521,546,000	248,993,500	272,552,500	47.7
健 康 診 査 費	17,943,000	3,033,676	14,909,324	16.9
保 険 料 還 付 金	505,000	70,400	434,600	13.9
合 計	556,574,000	266,184,870	290,389,130	47.8

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金等である。

歳出の主なものは、一般管理費では、後期高齢者医療システム保守及び電算事務処理委託料であり、繰越事業としてシステム改修等の委託料が執行されている。

後期高齢者医療広域連合給付金では、同事業への負担金等である。

男女共同参画課

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成21年11月30日現在(単位:円・%)

目	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収入未済額	収入率
総務使用料	732,000	625,900	559,100	66,800	89.3
雑 入	45,000	33,035	28,544	4,491	86.4
合 計	777,000	658,935	587,644	71,291	89.2

(2) 歳出

平成21年11月30日現在(単位:円・%)

目	予 算 現 額	執 行 済 額	残 額	執行率
男女共同参画推進費	9,780,000	6,284,043	3,495,957	64.3

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、男女共同参画プラザ使用料である。

歳出の主なものは、需用費、家庭教育学級運営委託料、土地賃貸借料等である。

人権センター

ア 予算執行状況について

1 一般会計

(1) 歳入

平成21年11月30日現在(単位:円・%)

目	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収入未済額	収入率
民 生 使 用 料	8,000	10,840	10,140	700	93.5
民生費県補助金	9,670,000	0	0	0	0.0
民生費県委託金	260,000	0	0	0	0.0
不動産売払収入	1,104,000	1,511,759	1,131,494	380,265	74.9

生活資金貸付金元利収入	1,000	1,223,746	0	1,223,746	0.0
雑入	0	13,218	13,218	0	100.0
合 計	11,043,000	2,759,563	1,154,852	1,604,711	41.8

(2) 歳出

平成21年11月30日現在 (単位:円・%)

目	予 算 現 額	執 行 済 額	残 額	執行率
社 会 福 祉 総 務 費	626,000	595,418	30,582	95.1
老人憩いの家管理費	679,000	452,012	226,988	66.6
コミュニティセンター費	3,722,000	1,519,281	2,202,719	40.8
人 権 啓 発 推 進 費	9,895,000	7,198,298	2,696,702	72.8
児 童 館 費	4,709,000	2,109,953	2,599,047	44.8
環 境 衛 生 費	4,390,000	3,106,700	1,283,300	70.8
住 宅 管 理 費	769,000	168,593	600,407	21.9
住宅新築資金等貸付金特別会計繰出金	4,013,000	0	4,013,000	0.0
合 計	28,803,000	15,150,255	13,652,745	52.6

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、不動産売却収入である。

歳出の主なものは、人権啓発推進費では、人権教育推進協議会補助金、人権ふれあい集会開催委託料、環境衛生費では、石上共同浴場の運営費補助金等である。

2 住宅新築資金等貸付金特別会計

(1) 歳入

平成21年11月30日現在 (単位:円・%)

目	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収入未済額	収入率
一般会計繰入金	4,013,000	0	0	0	0.0
繰越金	1,000,000	4,094,502	4,094,502	0	100.0
雑入	35,087,000	24,204,079	24,204,079	0	100.0
合 計	40,100,000	28,298,581	28,298,581	0	100.0

(2) 歳出

平成21年11月30日現在 (単位:円・%)

目	予 算 現 額	執 行 済 額	残 額	執行率
運 用 管 理 費	2,487,000	2,477,000	10,000	99.6
元 金	29,127,000	17,308,025	11,818,975	59.4
利 子	8,486,000	4,432,033	4,053,967	52.2
合 計	40,100,000	24,217,058	15,882,942	60.4

歳入は繰越金、雑入の回収管理組合返戻金である。

歳出の主なものは、運用管理費では、奈良県住宅新築資金等貸付金回収管理組合負担金であり、公債費の元金及び利子償還金である。

イ 貸付金の償還状況について

(1) 生活資金貸付金

平成21年11月30日現在 (単位:円・%)

区 分	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収入未済額	収入率
滞 納 繰 越 分	1,000	1,223,746	0	1,223,746	0.0

(2) 住宅新築資金等貸付金

平成21年11月30日現在 (単位:円・%)

区 分	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収入未済額	収入率
現 年 度 分	27,738,000	21,367,123	21,367,123	0	100.0
滞 納 繰 越 分	4,857,000	2,836,956	2,836,956	0	100.0
合 計	32,595,000	24,204,079	24,204,079	0	100.0

なお、平成21年4月より人権啓発課、石上コミュニティセンターを統合し、新たに人権センターとし発足したものである。

嘉幡コミュニティセンター
御経野コミュニティセンター

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成21年11月30日現在 (単位:円・%)

目	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収入未済額	収入率
---	---------	-------	---------	-------	-----

民生使用料	126,000	129,820	123,560	6,260	95.2
民生費県補助金	19,340,000	0	0	0	0.0
合 計	19,466,000	129,820	123,560	6,260	95.2

民生使用料は、嘉幡及び御経野コミュニティセンターの使用料等であり、民生費県補助金(コミュニティセンター運営費補助金)は年度末に納入される予定である。

(2) 歳出

嘉幡コミュニティセンター

平成21年11月30日現在(単位:円・%)

目	予 算 現 額	執 行 済 額	残 額	執 行 率
老人憩の家管理費	609,000	408,262	200,738	67.0
コミュニティセンター費	4,600,000	2,040,558	2,559,442	44.4
児童館費	3,518,000	1,463,139	2,054,861	41.6
環境衛生費	3,802,000	2,597,270	1,204,730	68.3
合 計	12,529,000	6,509,229	6,019,771	52.0

(職員給与を除く。)

御経野コミュニティセンター

平成21年11月30日現在(単位:円・%)

目	予 算 現 額	執 行 済 額	残 額	執 行 率
老人憩の家管理費	783,000	548,328	234,672	70.0
コミュニティセンター費	3,650,000	1,805,819	1,844,181	49.5
児童館費	4,032,000	1,774,304	2,257,696	44.0
環境衛生費	4,123,000	3,180,985	942,015	77.2
合 計	12,588,000	7,309,436	5,278,564	58.1

(職員給与費除く。)

嘉幡、御経野コミュニティセンター共通の歳出の主なものは、コミュニティセンター及び児童館の維持管理費、共同浴場の運営費補助金等である。

市長公室

秘書課

ア 予算執行状況について

(1) 歳出

平成21年12月31日現在(単位:円・%)

目	予 算 現 額	執 行 済 額	残 額	執 行 率
一般管理費	10,448,000	7,260,487	3,187,513	69.5
姉妹都市友好費	4,746,000	1,518,266	3,227,734	32.0
諸費	1,372,000	1,023,320	348,680	74.6
合 計	16,566,000	9,802,073	6,763,927	59.2

(職員給与費除く。)

歳出の主なものは、一般管理費では全国・近畿・県市長会負担金である。

姉妹都市友好費では瑞山市との交流事業費であり、諸費では都市行政研究会負担金等である。

イ 資金前渡金の経理状況について

交際費は資金前渡金として支出され、その保管は金融機関に預けられており、預金通帳、現金出納簿及び領収書等、適正に処理されていた。

人 事 課

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成21年12月31日現在(単位:円・%)

目	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収入未済額	収入率
雑 入	43,291,000	2,104,190	1,778,545	325,645	84.5

(2) 歳出

平成21年12月31日現在(単位:円・%)

目	予 算 現 額	執 行 済 額	残 額	執 行 率
一般管理費	85,172,000	23,896,999	61,275,001	28.1

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、職員駐車場料である。

歳出の主なものは、職員定期健康診断委託料、人事給与システム保守委託料・システム借上料等である。

イ 委託関係について

定期健康診断委託、人事給与システム保守委託、研修委託等であり、契約書等の関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

企 画 課

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成21年12月31日現在 (単位:円・%)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
総務費国庫補助金(繰越明許)	1,122,806,000	1,068,048,902	1,068,048,902	0	100.0
総務費県補助金	26,000	0	0	0	0.0
総務費委託金	400,000	342,490	342,490	0	100.0
合 計	1,123,232,000	1,068,391,392	1,068,391,392	0	100.0

(2) 歳出

平成21年12月31日現在 (単位:円・%)

目	予算現額	執行済額	残 額	執行率
企 画 費	23,225,000	16,211,244	7,013,756	69.8
定額給付金給付事業費	1,120,399,105	1,067,397,389	53,001,716	95.3
現 年	420,000	60,000	360,000	14.3
繰越明許	1,119,979,105	1,067,337,389	52,641,716	95.3
指 定 統 計 費	428,197	342,936	85,261	80.1
広 域 消 防 費	824,456,000	659,565,000	164,891,000	80.0
合 計	1,968,508,302	1,743,516,569	224,991,733	88.6

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、総務費国庫補助金では、定額給付金給付事業に伴う補助金であり、繰越事業として執行されている。

歳出の主なものは、定額給付金給付事業費では、同事業に伴う給付金であり、繰越事業として執行されている。

広域消防費では山辺広域行政事務組合消防費分担金である。

自治振興課

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成21年12月31日現在 (単位:円・%)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
総務費委託金	3,487,000	0	0	0	0.0
雑入	1,623,000	599,790	577,750	22,040	96.3
合計	5,110,000	599,790	577,750	22,040	96.3

(2) 歳出

平成21年12月31日現在 (単位:円・%)

目	予算現額	執行済額	残 額	執行率
広報費	59,579,000	45,235,131	14,343,869	75.9
諸費	1,000,000	0	1,000,000	0.0
合計	60,579,000	45,235,131	15,343,869	74.7

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、広報紙・ホームページ広告掲載料である。

歳出の主なものは、広報費では毎月2回発行される「町から町へ」の印刷代、「いきいきタウン」の制作及び放送委託料、多世代ふれあい交流事業補助金、校区区長会運営交付金等である。

イ 補助金関係について

多世代ふれあい交流事業補助金、校区区長会運営交付金等であり、補助金交付要綱等の関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

市民会館

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成21年12月31日現在 (単位:円・%)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
---	------	-----	------	-------	-----

総務使用料	7,440,000	7,280,645	7,280,645	0	100.0
雑入	94,000	69,980	69,980	0	100.0
合計	7,534,000	7,350,625	7,350,625	0	100.0

(2) 歳出

平成21年12月31日現在 (単位:円・%)

目	予算現額	執行済額	残額	執行率
市民会館費	21,144,000	13,297,793	7,846,207	62.9

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、市民会館使用料であり、歳出の主なものは、市民会館の維持管理費である。

イ 市民会館の利用状況について

平成21年12月31日現在 (単位:件)

区分	ホール	会議室	合計
4月	9	44	53
5月	8	53	61
6月	14	67	81
7月	12	55	67
8月	17	42	59
9月	16	38	54
10月	17	60	77
11月	20	48	68
12月	10	40	50
合計	123	447	570

健康福祉部

社会福祉課

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成21年12月31日現在 (単位:円・%)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
民生費負担金	1,300,000	0	0	0	0.0
民生使用料	4,000	3,770	3,770	0	100.0
民生費(国)負担金	1,133,785,000	866,454,696	866,454,696	0	100.0
民生費(国)補助金	35,753,000	2,934,000	2,934,000	0	100.0
衛生費(国)補助金	56,000	2,489,000	2,489,000	0	100.0
民生費(国)委託金	180,000	0	0	0	0.0
民生費(県)負担金	183,788,000	0	0	0	0.0
民生費(県)補助金	45,298,000	0	0	0	0.0
衛生費(県)補助金	10,493,000	0	0	0	0.0
貸付金元利収入	163,000	0	0	0	0.0
雑入	6,313,000	45,322,166	14,997,616	30,324,550	33.1
過年度収入	1,000	0	0	0	0.0
合計	1,417,134,000	917,203,632	886,879,082	30,324,550	96.7

(2) 歳出

平成21年12月31日現在 (単位:円・%)

目	予算現額	執行済額	残額	執行率
諸費	13,734,000	0	13,734,000	0.0
社会福祉総務費	69,434,000	53,034,306	16,399,694	76.4
障害者福祉費	872,519,000	570,729,640	301,789,360	65.4
遺家族等援護費	3,832,000	2,374,789	1,457,211	62.0
福祉センター費	67,598,000	50,540,400	17,057,600	74.8
障害者ふれあいセンター費	23,767,000	17,876,850	5,890,150	75.2
児童福祉総務費	180,000	127,318	52,682	70.7
生活保護総務費	6,602,000	3,394,497	3,207,503	51.4
扶助費	1,056,082,000	709,854,128	346,227,872	67.2
災害救助費	901,000	550,000	351,000	61.0
衛生費	21,402,000	13,891,740	7,510,260	64.9
合計	2,136,051,000	1,422,373,668	713,677,332	66.6

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、障害者自立支援給付費及び生活保護費の国庫負担金である。

歳出の主なものは、社会福祉総務費では、社会福祉協議会補助金、各地区民生児童委員活動負担金であり、障害者福祉費では、地域活動支援センター指定管理料、福祉作業所運営補助金、障害者福祉に係る扶助費である。

福祉センター費及び障害者ふれあいセンター費では、それぞれの指定管理料であり、扶助費では生活保護費である。

イ 委託関係について

地域活動支援センター、福祉センター及びふれあいセンターの指定管理料、社会福祉活動用大型バス運行委託、支援費制度適正化事業委託等であり、契約書等の関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

ウ 補助金関係について

社会福祉協議会補助金、福祉作業所運営補助金、民生児童委員活動負担金等であり、補助金交付要綱等の関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

健康推進課

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成21年12月31日現在 (単位:円・%)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
衛生使用料	8,860,000	8,277,508	8,092,288	185,220	97.8
衛生手数料	10,000	23,000	23,000	0	100.0
衛生費国庫補助金	17,742,000	0	0	0	0.0
民生費県補助金	18,070,000	0	0	0	0.0
衛生費県補助金	11,930,000	0	0	0	0.0
雑入	1,513,000	1,309,600	1,305,200	4,400	99.7
合計	58,125,000	9,610,108	9,420,488	189,620	98.0

(2) 歳出

平成21年12月31日現在 (単位:円・%)

目	予算現額	執行済額	残額	執行率
母子保健費	58,266,000	34,666,871	23,599,129	59.5
保健衛生総務費	3,930,000	2,811,852	1,118,148	71.5
予防費	121,598,502	80,039,459	41,559,043	65.8
健康増進対策費	51,005,000	25,922,681	25,082,319	50.8
合計	234,799,502	143,440,863	91,358,639	61.1

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、衛生使用料では休日応急診療所使用料であり、雑入ではがん検診等実費徴収金である。

歳出の主なものは、母子保健費では妊婦健康診査委託料、扶助費であり、予防費では各種予防接種委託料、休日応急診療所の医師会・薬剤師会に対する委託料及び交付金であり、健康増進対策費では各がん検診委託料である。

イ 休日応急診療所の利用状況は、次表のとおりである。

平成21年12月31日現在 (単位:人)

科 目		4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	合 計
医科	内科	17	69	12	15	26	55	36	75	84	389
	外科	2	1	0	0	1	0	1	0	3	8
	小児科	49	111	33	54	48	150	163	233	193	1,034
	そ の 他	0	0	0	1	1	0	0	2	0	4
	合 計	68	181	45	70	76	205	200	310	280	1,435

ウ 検診の受診状況は、次表のとおりである

平成21年12月31日現在 (単位:人・円・%)

科目	受診者数	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
胃がん検診	503 (191)	452,700	452,700	0	100.0
胸部検診	387 (159)	77,400	77,400	0	100.0
喀痰検診	48 (21)	21,600	21,600	0	100.0

成人病検診	158 (0)	316,000	316,000	0	100.0
合 計	1,096 (371)	867,700	867,700	0	100.0

()は、70歳以上無料受診者数を表す。

エ 委託関係について

休日応急診療所医師会及び薬剤師会に対する委託料、地域ふれあい教室事業委託等であり、契約書等の関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

児童福祉課

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成21年12月31日現在 (単位：円・%)

目	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	収 入 率
民生費負担金	345,478,000	250,095,068	208,881,488	41,213,580	83.5
民生使用料	8,000	1,776	1,776	0	100.0
民生費国庫負担金	500,179,000	307,532,905	307,532,905	0	100.0
民生費国庫補助金	60,803,000	41,509,000	41,509,000	0	100.0
現 年	19,294,000	0	0	0	0.0
繰越明許	41,509,000	41,509,000	41,509,000	0	100.0
民生費県負担金	232,102,000	129,075,000	129,075,000	0	100.0
民生費県補助金	247,944,000	0	0	0	0.0
雑 入	11,440,000	5,312,992	5,252,992	60,000	98.9
過 年 度 収 入	449,000	192,333	192,333	0	100.0
合 計	1,398,403,000	733,719,074	692,445,494	41,273,580	94.4

(2) 歳出

平成21年12月31日現在 (単位：円・%)

目	予 算 現 額	執 行 済 額	残 額	執 行 率
諸 費	1,794,000	0	1,794,000	0.0
障害者福祉費	12,974,000	9,608,033	3,365,967	74.1
児童福祉総務費	454,003,530	170,941,632	283,061,898	37.7
現 年	445,721,530	170,752,632	274,968,898	38.3
繰越明許	8,282,000	189,000	8,093,000	2.3
児童措置費	1,136,906,000	744,662,866	392,243,434	65.5
現 年	1,095,679,000	707,007,675	388,671,325	64.5
繰越明許	41,227,000	37,655,191	3,571,809	91.3
保育所費	166,476,470	92,272,492	74,203,978	55.4
母子福祉費	269,336,000	261,213,149	8,122,851	97.0
合 計	2,041,490,000	1,278,698,172	762,791,828	62.6

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、民生費負担金では保育所及び学童保育所入所者負担金であり、民生費国庫及び県負担金では保育所運営費負担金、被用者児童手当等の負担金である。

民生費国庫補助金では、子育て応援特別手当に伴う交付金であり、繰越事業として執行されている。

歳出の主なものは、児童福祉総務費では、民間保育所運営費補助金、学童保育所指定管理料であり、繰越事業として井戸堂学童保育所新築に伴い、大和平野土地改良区への決済金が執行されている。

児童措置費では扶助費(児童手当)、保育所運営費負担金であり、繰越事業として子育て応援特別手当等が執行されている。

保育所費では、各保育所に係る経費、中央保育所用地借上料であり、母子福祉費では扶助費(児童扶養手当)である。

イ 補助金関係について

民間保育所運営費補助金、知的障害児支援施設運営事業補助金、子育て応援特別手当等であり、補助金交付要綱等の関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

ウ 天理市立保育所の保育料の収納状況は、次表のとおりである。

平成21年12月31日現在 (単位：円・%)

保 育 所 名	調 定 額	収 入 済 額	収 入 未 済 額	収 入 率
現年度				
中 央 保 育 所	32,171,750	31,717,800	453,950	98.6
南 保 育 所	22,822,700	21,915,800	906,900	96.0
山 田 保 育 所	2,897,950	2,801,350	96,600	96.7
北 保 育 所	18,443,150	17,587,550	855,600	95.4

嘉 幡 保 育 所	13,900,150	12,662,500	1,237,650	91.1
計	90,235,700	86,685,000	3,550,700	96.1
滞 納 繰 越 分	29,233,970	1,624,910	27,609,060	5.6
合 計	119,469,670	88,309,910	31,159,760	73.9

保育料の収納には扶養義務者の実態を把握し、より一層の収納確保に努められるよう要望する。

介護福祉課

ア 予算執行状況について

1 一般会計

(1) 歳入

平成21年12月31日現在 (単位:円・%)

目	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収入未済額	収入率
民生費負担金	20,722,000	14,927,551	13,589,551	1,338,000	91.0
民生使用料	6,000	6,920	6,920	0	100.0
民生費県補助金	3,348,000	0	0	0	0.0
不動産売却収入	14,815,000	14,870,000	14,870,000	0	100.0
介護保険特別会計繰入金	47,538,000	47,537,293	47,537,293	0	100.0
雑 入	0	2,641	2,641	0	100.0
過 年 度 収 入	10,000	0	0	0	0.0
合 計	86,439,000	77,344,405	76,006,405	1,338,000	98.3

(2) 歳 出

平成21年12月31日現在 (単位:円・%)

目	予 算 現 額	執 行 済 額	残 額	執 行 率
諸 費	300,000	450	299,550	0.2
老人福祉費	59,862,000	25,939,042	33,922,958	43.3
ふるさと園費	134,307,000	103,038,225	31,268,775	76.7
老人憩の家管理費	600,000	300,000	300,000	50.0
多世代交流広場管理費	2,162,000	2,149,100	12,900	99.4
介護保険費	533,251,000	483,801,080	49,449,920	90.7
合 計	730,482,000	615,227,897	115,254,103	84.2

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、民生費負担金では、老人ホーム入所者に係る費用徴収金であり、介護保険特別会計繰入金である。

歳出の主なものは、老人福祉費では、老人クラブ等活動補助金、老人保護措置費である。

ふるさと園費では、ふるさと園の指定管理料、老人保護措置費であり、介護保険費では、介護保険特別会計繰出金である。

2 介護保険特別会計

(1) 歳入

平成21年12月31日現在 (単位:円・%)

目	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収入未済額	収入率
第1号被保険者保険料	630,910,000	703,697,200	457,838,940	245,858,260	65.1
認定審査会負担金	1,411,000	705,000	705,000	0	100.0
総務手数料	1,000	900	900	0	100.0
督促手数料	30,000	43,350	43,350	0	100.0
介護給付費負担金(国)	594,421,000	365,264,000	365,264,000	0	100.0
調整交付金	177,652,000	117,158,000	117,158,000	0	100.0
地域支援事業交付金(国)	6,560,000	4,919,700	4,919,700	0	100.0
地域支援事業交付金(国)	24,282,000	18,210,069	18,210,069	0	100.0
介護給付費交付金	1,008,657,000	647,645,545	647,645,545	0	100.0
地域支援事業支援交付金	7,872,000	7,543,000	7,543,000	0	100.0
介護給付費負担金(県)	494,954,000	302,048,000	302,048,000	0	100.0
地域支援事業交付金(県)	3,280,000	1,639,917	1,639,917	0	100.0
地域支援事業交付金(県)	12,141,000	6,070,083	6,070,083	0	100.0
利子及び配当金	568,000	225,408	225,408	0	100.0
一般会計繰入金	532,760,000	483,770,000	483,770,000	0	100.0
介護給付費準備基金繰入金	1,000	0	0	0	0.0

介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金	21,544,000	0	0	0	0.0
繰越金	199,593,000	199,593,328	199,593,328	0	100.0
第1号被保険者延滞金	1,000	0	0	0	0.0
過料	1,000	0	0	0	0.0
市預金利子	1,000	0	0	0	0.0
第三者納付金	1,000	0	0	0	0.0
返納金	1,000	0	0	0	0.0
雑入	1,000	0	0	0	0.0
合計	3,716,643,000	2,858,533,500	2,612,675,240	245,858,260	91.4

(2) 歳出

平成21年12月31日現在(単位:円・%)

目	予算現額	執行済額	残額	執行率
一般管理費	10,135,000	3,292,318	6,842,682	32.5
連合会負担金	1,852,000	1,518,274	333,726	82.0
賦課徴収費	11,056,000	7,073,898	3,982,102	64.0
介護認定審査会費	7,804,000	4,827,175	2,976,825	61.9
認定調査等費	42,559,000	27,588,314	14,970,686	64.8
介護保険事業推進費	376,000	220,175	155,825	58.6
介護サービス等諸費	2,835,360,000	1,835,049,015	1,000,310,985	64.7
介護予防サービス等諸費	298,260,000	179,530,609	118,729,391	60.2
審査支払手数料	5,700,000	3,799,525	1,900,475	66.7
高額介護サービス等費	48,000,000	34,332,020	13,667,980	71.5
高額医療合算介護サービス等費	50,000,000	0	50,000,000	0.0
特定入所者介護サービス等費	114,600,000	71,349,445	43,250,555	62.3
財政安定化基金拠出金	1,000	0	1,000	0.0
介護予防事業費	26,238,000	2,423,809	23,814,191	9.2
包括的支援事業・任意事業費	60,703,000	53,994,955	6,708,045	88.9
介護給付費準備基金積立金	106,104,000	105,814,657	289,343	99.7
介護従事者処遇改善臨時特例基金積立金	109,000	54,865	54,135	50.3
保険料還付金	754,000	754,000	0	100.0
償還金	49,494,000	12,736,287	36,757,713	25.7
一般会計繰出金	47,538,000	47,537,293	707	99.9
合計	3,716,643,000	2,391,896,634	1,324,746,366	64.4

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、第1号被保険者保険料では現年度分特別徴収及び普通徴収の介護保険料である。

介護給付費負担金(国・県)では現年度介護給付費負担金であり、調整交付金では現年度調整交付金である。

介護給付費交付金では現年度介護給付費交付金であり、一般会計繰入金では一般会計から本特別会計への繰入金であり、繰越金では本特別会計繰越金である。

歳出の主なものは、介護サービス等諸費では施設及び居宅介護サービス給付費であり、介護予防サービス等諸費では対象者への介護・予防サービス給付費である。

包括的支援及び任意事業費では、地域包括支援センター業務委託料であり、介護給付費準備基金積立金では、同基金への積立金である。

イ 委託関係について

ふるさと園指定管理料、地域包括支援センター業務委託、介護支援専門員適正化事業委託等であり、契約書等の関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

建設部

監理課

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成21年12月31日現在(単位:円・%)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
土木費負担金	500,000	0	0	0	0.0
土木使用料	31,011,000	30,766,360	30,223,150	543,210	98.2
総務手数料	24,000	34,240	34,240	0	100.0

財産貸付収入	3,865,000	3,710,188	3,710,188	0	100.0
雑入	0	556,032	541,332	14,700	97.4
合 計	35,400,000	35,066,820	34,508,910	557,910	98.4

(2) 歳出

平成21年12月31日現在 (単位:円・%)

目	予算現額	執行済額	残 額	執行率
地籍調査費	27,608,000	2,398,660	25,209,340	8.7
道路橋りょう総務費	17,732,000	6,646,026	11,085,974	37.5
道路維持費	942,000	36,165	905,835	3.8
駅前広場管理費	29,272,000	21,285,051	7,986,949	72.7
合 計	75,554,000	30,365,902	45,188,098	40.2

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、土木使用料では道路占用料、自動車駐車場使用料であり、財産貸付収入では土地貸付収入である。

歳出の主なものは、地籍調査費では、地籍調査に伴う課税情報データ業務委託料であり、道路橋りょう総務費では、名阪高架下駐車場指定管理料であり、駅前広場管理費では天理駅前広場及び地下通路指定管理料等である。

イ 道路占用料の収入状況は、次表のとおりである。

平成21年12月31日現在 (単位:円・%)

区 分	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
道路占用料	25,688,000	26,253,770	26,012,700	241,070	99.1

ウ 法定外公共物占用料の収入状況は、次表のとおりである。

平成21年12月31日現在 (単位:円・%)

区 分	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
法定外公共物占用料	879,000	880,690	823,550	57,140	93.5

土 木 課

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成22年1月31日現在 (単位:円・%)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
交通安全対策特別交付金	12,000,000	5,161,000	5,161,000	0	100.0
災害復旧費国庫負担金	1,334,000	0	0	0	0.0
土木費国庫補助金	34,591,000	0	0	0	0.0
土木費県補助金	15,000,000	1,454,250	1,454,250	0	100.0
合 計	62,925,000	6,615,250	6,615,250	0	100.0

(2) 歳出

平成22年1月31日現在 (単位:円・%)

目	予算現額	執行済額	残 額	執行率
交通安全対策費	12,000,000	8,600,095	3,399,905	71.7
道路橋りょう総務費	2,727,000	1,809,116	917,884	66.3
道路維持費	75,502,000	32,443,733	43,058,267	43.0
現 年	61,101,000	19,334,483	41,766,517	31.6
繰越明許	14,401,000	13,109,250	1,291,750	91.0
道路新設改良費	320,203,000	98,457,920	221,745,080	30.7
現 年	258,623,000	42,946,423	215,676,577	16.6
繰越明許	61,580,000	55,511,497	6,068,503	90.1
河川総務費	139,537,000	13,631,774	125,905,226	9.8
現 年	89,141,000	5,625,524	83,515,476	6.3
繰越明許	50,396,000	8,006,250	42,389,750	15.9
公園管理費	4,170,000	2,238,044	1,931,956	53.7
住宅管理費	1,000,000	0	1,000,000	0.0
繰越明許	1,000,000	0	1,000,000	0.0
道路及び河川災害復旧費	3,375,000	346,269	3,028,731	10.3
合 計	558,514,000	157,526,951	400,987,049	28.2

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、交通安全対策特別交付金である。

歳出の主なものは、道路維持費では道路修繕工事費、道路補修用資材代であり、繰越事業として乙木合場線等の道路修繕工事が執行されている。

道路新設改良費では、川原城二階堂線等の道路改良工事であり、繰越事業として勾田樺本線等の道路改良工事が執行されている。

河川総務費では西井戸堂排水路等の河川修繕工事費であり、繰越事業として柳本町の板橋筋川等の河川修繕工事が執行されている。

イ 工事関係について

道路改良及び河川修繕工事等であり、契約書等の関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

都市計画課

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成22年1月31日現在(単位:円・%)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
土木使用料	123,000	126,700	126,700	0	100.0
土木手数料	300,000	525,000	510,000	15,000	97.1
土木費国庫補助金	101,200,000	0	0	0	0.0
土木費県負担金	1,536,000	0	0	0	0.0
不動産売払収入	22,545,000	1,125,810	1,125,810	0	100.0
雑入	336,000	293,815	275,220	18,595	93.7
合計	126,040,000	2,071,325	2,037,730	33,595	98.4

(2) 歳出

平成22年1月31日現在(単位:円・%)

目	予算現額	執行済額	残額	執行率
道路新設改良費	22,618,000	3,619,760	18,998,240	16.0
現年	12,328,000	3,619,760	8,708,240	29.4
繰越明許	10,290,000	0	10,290,000	0.0
都市計画費	1,689,000	581,809	1,107,191	34.4
街路事業費	291,116,000	75,471,697	215,644,303	25.9
現年	239,236,000	29,541,417	209,694,583	12.3
繰越明許	51,880,000	45,930,280	5,949,720	88.5
公園管理費	31,913,000	20,020,746	11,892,254	62.7
公園事業費	9,117,000	7,270,107	1,846,893	79.7
合計	356,453,000	106,964,119	249,488,881	30.0

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、土地売払収入である。

歳出の主なものは、街路事業費では、勾田樺本線の代替用地購入費であり、繰越事業として、別所丹波市線の道路改良工事、勾田樺本線の用地購入費等が執行されている。

公園管理費では、各公園の維持管理業務委託料であり、公園事業費では、田井庄池公園の揚水施設復旧工事費である。

イ 工事関係について

別所丹波市線の道路改良工事、田井庄池公園の揚水施設復旧工事及び長柄運動公園の施設修繕工事であり、契約書等の関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

市街地整備課

予算執行状況について

1 一般会計

歳出

平成22年1月31日現在(単位:円・%)

目	予算現額	支出済額	残額	執行率
土地開発公社費	200,300,000	200,281,020	18,980	100.0
区画整理総務費	45,562,000	35,424,020	10,137,980	77.7
駅前広場管理費	776,000	585,298	190,702	75.4
合計	246,638,000	236,290,338	10,347,662	95.8

(職員給与費除く。)

歳出の主なものは、土地開発公社費では土地開発公社用地購入費であり、区画整理総務費では土地区画整理事業特別会計への繰出金である。

2 土地区画整理事業特別会計

(1) 歳入

平成22年1月31日現在(単位:円・%)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
土地区画整理事業費国庫補助金	77,390,000	0	0	0	0.0
現年繰越明許	61,000,000	0	0	0	0.0
	16,390,000	0	0	0	0.0
一般会計繰入金	44,997,000	35,000,000	35,000,000	0	100.0
繰越金	21,512,000	21,512,240	21,512,240	0	100.0
現年繰越明許	3,952,000	3,952,240	3,952,240	0	100.0
	17,560,000	17,560,000	17,560,000	0	100.0
市預金利子	1,000	0	0	0	0.0
雑入	1,000	0	0	0	0.0
土地区画整理事業債	54,800,000	0	0	0	0.0
現年繰越明許	40,500,000	0	0	0	0.0
	14,300,000	0	0	0	0.0
保留地処分金	1,000	0	0	0	0.0
利子及び配当金	138,000	95,838	75,205	20,633	78.5
合 計	198,840,000	56,608,078	56,587,445	20,633	100.0

(2) 歳出

平成22年1月31日現在(単位:円・%)

目	予算現額	執行済額	残 額	執行率
山の辺第一工区土地区画整理事業費	188,816,000	100,454,331	88,361,669	53.2
現年繰越明許	140,566,000	72,433,455	68,132,545	51.5
	48,250,000	28,020,876	20,229,124	58.1
利 子	432,000	118,211	313,789	27.4
合 計	189,248,000	100,572,542	88,675,458	53.1

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、一般会計繰入金、繰越事業による繰越金である。

歳出の主なものは、建物移転補償費、区画道路整備工事費、繰越事業として計画変更に伴う業務委託料等が執行されている。

住 宅 課

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成22年1月31日現在(単位:円・%)

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
土 木 使 用 料	43,410,000	86,864,150	35,493,200	51,370,950	40.9
土 木 手 数 料	2,000	600	600	0	100.0
土木費国庫補助金	4,003,000	1,901,000	1,901,000	0	100.0
市 預 金 利 子	2,000	0	0	0	0.0
雑 入	3,900,000	2,482,884	2,482,884	0	100.0
合 計	51,317,000	91,248,634	39,877,684	51,370,950	43.7

(2) 歳出

平成22年1月31日現在(単位:円・%)

目	予算現額	執行済額	残 額	執行率
住 宅 管 理 費	65,839,000	32,315,899	33,523,101	49.1
現年繰越明許	55,289,000	22,268,449	33,020,551	40.3
	10,550,000	10,047,450	502,550	95.2
住 宅 建 設 費	25,108,000	15,036,350	10,071,650	59.9
現年繰越明許	2,851,000	499,800	2,351,200	17.5
	22,257,000	14,536,550	7,720,450	65.3
合 計	90,947,000	47,352,249	43,594,751	52.1

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、住宅使用料である。

歳出の主なものは、住宅管理費では施設修繕費、住宅入居者管理システム保守委託料であり、繰越事業として、標本・田市営住宅等の空家解体工事が執行されている。

住宅建設費では、繰越事業として石上市営住宅の用地測量業務委託、嘉幡市営住宅の周辺道路整備工事等が執行されている。

イ 住宅使用料の収入状況は、次表のとおりである。

平成22年1月31日現在（単位：円・％）

区 分	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収入未済額	収 入 率
現 年 度 分	40,997,000	46,430,900	33,458,500	12,972,400	72.1
滞 納 繰 越 分	2,010,000	39,998,900	1,600,350	38,398,550	4.0
合 計	43,007,000	86,429,800	35,058,850	51,370,950	40.6

使用料の収納確保については、夜間訪問等種々努力されているところであるが、相当以前の使用料も含まれている現状のもと、更なる努力方を要望する。

下水道課

ア 予算執行状況について

1 一般会計

(1) 歳入

平成22年1月31日現在（単位：円・％）

目	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収入未済額	収 入 率
衛生費国庫補助金	816,000	0	0	0	0.0
衛生費県補助金	816,000	0	0	0	0.0
公債費県補助金	34,200,000	34,200,000	34,200,000	0	100.0
合 計	35,832,000	34,200,000	34,200,000	0	100.0

(2) 歳出

平成22年1月31日現在（単位：円・％）

目	予 算 現 額	執 行 済 額	残 額	執 行 率
浄化槽設置整備事業費	8,587,000	20,620	8,509,380	0.2
下 水 道 事 業 費	1,654,185,000	1,500,000,000	154,185,000	90.7
合 計	1,662,772,000	1,500,020,620	162,694,380	90.2

（職員給与費除く。）

歳入は公債費県補助金であり、歳出の主なものは下水道事業費では、一般会計から下水道事業特別会計への繰出金である。

2 大和都市計画下水道事業特別会計

(1) 歳入

平成22年1月31日現在（単位：円・％）

目	予 算 現 額	調 定 額	収 入 済 額	収入未済額	収 入 率
下水道事業費負担金	4,402,000	4,292,894	2,818,690	1,474,204	65.7
下水道使用料	1,204,874,000	959,214,686	914,472,066	44,742,620	95.3
農業集落排水使用料	3,696,000	4,168,047	3,744,636	423,411	89.8
下水道手数料	391,000	363,250	363,250	0	100.0
下水道事業費国庫補助金	571,830,000	0	0	0	0.0
現 年	295,000,000	0	0	0	0.0
繰越明許	276,830,000	0	0	0	0.0
下水道事業費県補助金	113,750,000	0	0	0	0.0
現 年	75,750,000	0	0	0	0.0
繰越明許	38,000,000	0	0	0	0.0
一般会計繰入金	1,654,185,000	1,500,000,000	1,500,000,000	0	100.0
繰 越 金	54,532,000	123,539,371	123,539,371	0	100.0
現 年	25,756,000	94,763,371	94,763,371	0	100.0
繰越明許	28,776,000	28,776,000	28,776,000	0	0.0
市預金利子	1,000	0	0	0	0.0
雑 入	4,001,000	25,160	24,870	290	98.8
下水道事業債	2,192,400,000	250,000,000	250,000,000	0	100.0
現 年	1,634,300,000	250,000,000	250,000,000	0	100.0
繰越明許	558,100,000	0	0	0	0.0
合 計	5,804,062,000	2,841,603,408	2,794,962,883	46,640,525	98.4

(2) 歳出

平成22年1月31日現在（単位：円・％）

目	予 算 現 額	執 行 済 額	残 額	執 行 率
---	---------	---------	-----	-------

下水道総務費	775,546,000	460,193,955	315,352,045	59.3
現年繰越明許	767,952,000	460,193,955	307,758,045	59.9
	7,594,000	0	7,594,000	0.0
下水道維持費	57,990,000	22,428,674	35,561,326	39.7
現年繰越明許	56,542,000	20,980,724	35,561,276	37.1
	1,448,000	1,447,950	50	100.0
農業集落排水施設総務費	542,000	0	542,000	0.0
農業集落排水施設維持費	19,132,000	6,093,053	13,038,947	31.8
都市水環境整備下水道事業費	1,493,126,000	781,838,298	711,287,702	52.4
現年繰越明許	817,517,000	200,037,342	617,479,658	24.5
	675,609,000	581,800,956	93,808,044	86.1
下水道防災事業費	228,178,000	1,726,031	226,451,969	0.8
現年繰越明許	102,678,000	316,817	102,361,183	0.3
	125,500,000	1,409,214	124,090,786	1.1
流域下水道事業費	53,673,000	0	53,673,000	0.0
農業集落排水施設整備事業費	284,751,000	87,178,477	197,572,523	30.6
現年繰越明許	193,196,000	19,069,148	174,126,852	9.9
	91,555,000	68,109,329	23,445,671	74.4
元金	2,030,334,000	735,163,908	1,295,170,092	36.2
利子	708,512,000	356,103,828	352,408,172	50.3
予備費	100,000	0	100,000	0.0
合計	5,651,884,000	2,450,726,224	3,201,157,776	43.4

(職員給与費除く。)

歳入の主なものは、下水道使用料、一般会計繰入金、繰越金及び市債である。

歳出の主なものは、下水道総務費では流域下水道維持管理費負担金、公課費であり、都市水環境整備下水道事業費では、汚水柵設置及び汚水管布設工事費である。

繰越事業として、汚水管布設工事、水道管移設補償等が執行されている。

農業集落排水施設整備事業費では汚水管布設工事であり、繰越事業として、同工事及び水道管移設補償等が執行されている。

元金、利子では長期債の元金及び利子償還金である。

イ 工事関係について

汚水柵設置、汚水管布設工事等であり、契約書等の関係書類を監査した結果、適正に処理されていた。

ウ 水洗便所改造資金貸付金の交付状況について

既設の、くみとり便所を水洗便所に改造するため、排水設備の新設又は改造工事に要する資金として、貸付基金が設置されているもので、平成22年1月31日現在の本年度貸付件数は11件、貸付金額は4,810,000円であった。

水洗便所改造資金貸付運用状況は、次表のとおりである。

平成22年1月31日現在（単位：円）

区 分	前年度末現在	平成21年4月1日～平成22年1月31日			平成22年1月31日現在
		増	減	差引残額	
貸付金	15,661,160	4,810,000	6,547,800	△1,737,800	13,923,360
現金	34,338,840	6,547,800	4,810,000	1,737,800	36,076,640
計	50,000,000	11,357,800	11,357,800	0	50,000,000

会 計 室

ア 予算執行状況について

(1) 歳入

平成22年2月28日現在（単位：円・％）

目	予算現額	調定額	収入済額	収入未済額	収入率
市預金利子	1,108,000	597,103	597,103	0	100.0

(2) 歳出

平成22年2月28日現在（単位：円・％）

目	予算現額	執行済額	残 額	執行率
会計管理費	1,093,000	702,964	390,036	64.3

(職員給与費除く。)

歳入は市預金利子であり、歳出では、会計事務処理の経費である。

イ 基金の管理状況について

基金の預け入れは、市内の金融機関を中心に、安全、確実に運用しながら歳計現金への繰替運用もされていた。
基金状況は、次表のとおりである。

平成22年2月28日（単位：千円）

基金名	金額	基金名	金額	基金名	金額
財政調整基金	100,124 (1,000,000)	公共施設整備基金	99,109	減債基金	215,096
地元公共事業積立基金	485,941	地域振興基金	16,755	福祉基金	260,501
国民健康保険財政調整基金	128	介護保険給付費準備基金	252,904	土地開発基金	127,126
「天理っ子」育成基金	3,925	介護従事者処遇改善臨時特例基金	31,151	土地区画整理事業保留地処分基金	50,095

（ ）は、繰替運用額で外書である。水洗便所改造資金貸付基金は除く。）

むすび

以上が平成21年度の環境経済部（環境政策課、農林課、商工課、観光課、業務課）、市民部（市民課、保険医療課、男女共同参画課、人権センター、嘉幡・御経野コミュニティセンター）、市長公室（秘書課、人事課、企画課、自治振興課、市民会館）、健康福祉部（社会福祉課、健康推進課、児童福祉課、介護福祉課）、建設部（監理課、土木課、都市計画課、市街地整備課、住宅課、下水道課）及び会計室の定期監査を行った結果である。

平成21年度の予算執行状況、収入支出の事務処理状況、財産の管理状況等についての関係書類の監査を実施した結果、法令に準拠しそれぞれ予算の目的に従い、適正に処理されていた。

環境経済部においては生活環境の保全、商工業と観光の振興、市民部においては国民健康保険事業の運営、人権尊重における人権文化の創造、市長公室においては更なる行政改革と地方分権の推進、新総合計画の策定、健康福祉部においては市民の健康づくりと福祉の向上、建設部においては生活基盤の整備として道路、河川、下水道事業等に取り組まれている。今後も施政方針に則り適正な事務の遂行に努められたい。

災害対策本部

（平成22年3月31日揭示）

天理市災害対策本部告示第1号

天理市災害対策本部規程（平成8年3月天理市災害対策本部告示第1号）の一部を次のように改正する。
平成22年3月31日

天理市災害対策本部長
天理市長 南 佳 策

第2条第7号中「下水道班」を削り、同条第8号中「水道部」を「上下水道部」に、「浄水班」を「浄水班 下水道班」に改める。

第4条中「及び教育長」を「、教育長及び上下水道事業管理者」に改める。

別表建設部の項中

「

下水道班 (下水道課長)	下水道課職員	1 下水道施設の応急復旧に関すること。 2 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関すること。
-----------------	--------	--

を削り、

」

同表中

「

水道部 (水道局長)	庶務班 (総務課長)	総務課職員	1 本部事務局並びに各部との連絡及び報告に関すること。 2 部内各班との連絡調整に関すること。 3 水道施設の応急対策に関すること。 4 災害用自動車（水道ガス部）の管理及び配車輸送に関すること。 5 部の経理及び給与に関する
---------------	---------------	-------	---

			こと。 6 部所管の被害状況の取りまとめに関する事
	給水班 (給水課長)	給水課職員	1 飲料水の供給に関する事 2 非常給水に関する事
	浄水班 (浄水課長)	浄水課職員	1 水源及び浄水施設の応急復旧に関する事 2 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関する事
	協力班 (営業課長)	営業課職員	1 部内各班への協力に関する事 2 その他部長の命ずる指示事項に関する事

を「

上下水道部 (上下水道局長)	庶務班 (総務課長)	総務課職員	1 本部事務局並びに各部との連絡及び報告に関する事 2 部内各班との連絡調整に関する事 3 水道施設の応急対策に関する事 4 災害用自動車(上下水道部)の管理及び配車輸送に関する事 5 部の経理及び給与に関する事 6 部所管の被害状況の取りまとめに関する事
	給水班 (給水課長)	給水課職員	1 飲料水の供給に関する事 2 非常給水に関する事
	浄水班 (浄水課長)	浄水課職員	1 水源及び浄水施設の応急復旧に関する事 2 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関する事
	下水道班 (下水道課長)	下水道課職員	1 下水道施設の応急復旧に関する事 2 所管施設に係る被害状況の調査及び報告に関する事
	協力班 (営業課長)	営業課職員	1 部内各班への協力に関する事 2 その他部長の命ずる指示事項に関する事

に改める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

公営企業

(平成22年3月25日揭示済)

天理市水道局告示第3号

天理市指定給水装置工事事業者の再開について

平成22年3月25日付けをもって下記の天理市指定給水装置工事事業者は再開したので告示する。

平成22年3月25日

天理市水道事業代表者

天理市長 南 佳 策

再開天理市指定給水装置工事事業者
商 号 (株) 広和
代表者 藤井 幹久
住 所 奈良市法華寺町630-15

(平成22年3月30日揭示済)

天理市水道局管理規程第1号

天理市水道局事務分掌規程(平成13年3月天理市水道ガス局管理規程第1号)の一部を次のように改正する。

平成22年3月30日

天理市水道事業代表者
天理市長 南 佳 策

題名を次のように改める。

天理市上下水道局事務分掌規程

第1条中「天理市水道事業の設置等に関する条例」を「天理市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例」に、「第3条」を「第4条第2項」に、「天理市水道局」を「天理市上下水道局」に改める。

第2条中「総務課 庶務係 経理係」を「総務課 庶務係 経理一係 経理二係」に、「営業課 営業係 業務係 集金係」を

「営業課 営業係 業務係 集金係
下水道課 管理係 事業係 施設係」
に改める。

第3条庶務係の項中第17号を第18号とし、第16号を第17号とし、第15号の次に次の1号を加える。

(16) 指定下水道工事店の指定管理事務及び排水設備工事責任技術者の選任管理事務に関する事。

第3条経理係の項を次のように改める。

経理一係

- (1) 水道事業に係る財政計画及び資金計画に関する事。
- (2) 水道事業に係る予算編成事務の総括、予算書の作成及び予算執行管理の統制に関する事。
- (3) 水道事業に係る決算事務の総括並びに財務諸表及び決算書の作成に関する事。
- (4) 水道事業に係る企業債及び一時借入金に関する事。
- (5) 水道料金の原価計算に関する事。
- (6) 水道事業に係る現金及び有価証券の保管並びに出納事務に関する事。
- (7) 水道事業に係る会計伝票、帳簿及び証拠書類の保管整理に関する事。
- (8) 水道事業に係る金融機関との指定契約及び連絡調整に関する事。
- (9) 水道事業に係る公金の預託に関する事。
- (10) 水道事業に係る収入及び支出書類の審査に関する事。
- (11) 水道事業に係る普通財産(物品、資材等を含む。)の総括管理及び処分にに関する事。
- (12) 水道事業に係る固定資産の評価及び償却並びに固定資産台帳の整理保管に関する事。
- (13) その他水道事業に係る経理に関する事。

第3条に次の1項を加える。

経理二係

- (1) 下水道事業に係る財政計画及び資金計画に関する事。
- (2) 下水道事業に係る予算編成事務の総括、予算書の作成及び予算執行管理の統制に関する事。
- (3) 下水道事業に係る決算事務の総括並びに財務諸表及び決算書の作成に関する事。
- (4) 下水道事業に係る企業債及び一時借入金に関する事。
- (5) 下水道使用料の原価計算に関する事。
- (6) 下水道事業に係る現金及び有価証券の保管並びに出納事務に関する事。
- (7) 下水道事業に係る会計伝票、帳簿及び証拠書類の保管整理に関する事。
- (8) 下水道事業に係る金融機関との指定契約及び連絡調整に関する事。
- (9) 下水道事業に係る公金の預託に関する事。
- (10) 下水道事業に係る収入及び支出書類の審査に関する事。
- (11) 下水道事業に係る普通財産(物品、資材等を含む。)の総括管理及び処分にに関する事。
- (12) 下水道事業に係る固定資産の評価及び償却並びに固定資産台帳の整理保管に関する事。
- (13) その他下水道事業に係る経理に関する事。

第6条営業係の項第1号中「下水道使用料の」を「下水道使用料」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(下水道課の事務)

第6条の2 下水道課の事務分掌は、次のとおりとする。

管理係

- (1) 公共下水道及び農業集落排水処理施設の供用開始に関する事。
- (2) 下水道事業受益者負担金に係る調査及び賦課徴収に関する事。
- (3) 公共下水道事業及び農業集落排水事業の補助申請に関する事。
- (4) 水洗便所改造資金貸付金に関する事。
- (5) 水洗便所の普及促進に関する事。
- (6) 事業用地及びその他附帯物件の取得に関する事。
- (7) 課の庶務に関する事。

事業係

- (1) 公共下水道事業及び農業集落排水事業の計画に関する事。
- (2) 公共下水道事業及び農業集落排水事業の設計、施行及び監督に関する事。
- (3) 公共下水道事業、都市下水路事業及び農業集落排水事業の災害復旧工事の設計、施工及び監督に関する事。
- (4) 流域下水道との調整事務に関する事。

施設係

- (1) 公共下水道及び農業集落排水施設の管渠の維持管理及び修繕に関する事。
- (2) 雨水ポンプ場及び農業集落排水処理場の管理及び運営に関する事。
- (3) 汚水樹の設置申請に伴う工事の設計及び監督に関する事。
- (4) 流入水の水質に関する事。
- (5) 下水道台帳及び農業集落排水処理施設台帳の作成及び管理に関する事。
- (6) 事業用地の境界明示その他出願に関する事。
- (7) 下水道施設管理者以外の者が行う下水道工事の設計審査及び指導に関する事。
- (8) 指定下水道工事店に係る排水設備工事の施行の承認、検査及び指導監督に関する事。
- (9) 指定下水道工事店及び排水設備工事責任技術者の指導に関する事。
- (10) 他課に係る排水設備の技術に関する事。

第13条中「水道事業管理者」を「天理市上下水道事業管理者」に改める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(平成22年3月30日揭示済)

天理市水道局管理規程第2号

天理市水道局決裁規程(平成13年3月天理市水道ガス局管理規程第2号)の一部を次のように改正する。

平成22年3月30日

天理市水道事業代表者
天理市長 南 佳 策

題名を次のように改める。

天理市上下水道局決裁規程

第1条中「水道事業管理者」を「天理市上下水道事業管理者」に改める。

別表第1局長の専決事項の項第13号中「3,000万円」を「100万円」に改め、同項第14号中「3,000万円」を「500万円」に改め、同項第15号中「500万円以上」を「2,000万円未満」に改め、同項第17号中「項以上」を「目以下」に改め、同項第18号中「300万円」を「100万円」に改め、同項第19号中「水道料金」を「上下水道料金」に、「分担金等」を「分担金及び下水道事業受益者負担金(以下「受益者負担金」という。)」に改め、同項第20号を同項第22号とし、同項第19号の次に次の2号を加える。

(20) 受益者負担金並びに下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料の滞納処分の決定及び停止に関する事。

(21) 受益者負担金の徴収猶予、納期限の延長及び繰上徴収に関する事。

別表第3総務課長の項第10号中「100万円」を「20万円」に改め、同項第12号中「及び目以下」を「及び1件10万円未満の目以下」に改める。

別表第3営業課長の項に次の1号を加える。

(6) 過誤納金の還付及び充当の通知に関する事。

別表第3に次の1項を加える。

下水道課長

- (1) 道路、河川等の占用に係る協議に関する事。
- (2) 工事の指導及び監督に関する事。
- (3) 軽易な下水道事業の普及及び広報活動に関する事。
- (4) 受益者負担金の納付通知書、変更通知書等の発行及び送達並びに公示送達に関する事。
- (5) 受益者負担金に係る諸届に関する事。
- (6) 私設排水設備等に係る届出及び計画の確認並びに工事の検査に関する事。
- (7) 水質検査及び悪質汚水の取締りに関する事。
- (8) 下水道配水管の占用の許可に関する事。

(9) 下水道の使用量の認定に関すること。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(平成22年3月30日揭示済)

天理市水道局管理規程第3号

天理市水道局庁舎管理規程（平成13年3月天理市水道ガス局管理規程第24号）の一部を次のように改正する。

平成22年3月30日

天理市水道事業代表者
天理市長 南 佳 策

題名を次のように改める。

天理市上下水道局庁舎管理規程

第1条中「水道局庁舎」を「上下水道局庁舎」に改める。

第2条中「水道局」を「上下水道局」に、「水道施設」を「上下水道施設」に、「水道事業管理者」を「天理市上下水道事業管理者」改める。

第4条の表中「水道局庁舎」を「上下水道局庁舎」に、「水道局長」を「上下水道局長」に、

「

配水池	給水課長
-----	------

を
「

配水池	給水課長
農業集落排水処理施設	下水道課長

に改める。」

第12条第1項及び第2項中「水道局庁舎」を「上下水道局庁舎」に改める。

第17条第1号中「水道局」を「上下水道局」に改める。

様式第1号中「天理市水道局」を「天理市上下水道局」に改める。

様式第2号中「水道事業管理者」を「天理市上下水道事業管理者」に改める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(平成22年3月30日揭示済)

天理市水道局管理規程第4号

天理市水道局文書取扱規程（平成13年3月天理市水道ガス局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

平成22年3月30日

天理市水道事業代表者
天理市長 南 佳 策

題名を次のように改める。

天理市上下水道局文書取扱規程

第1条中「天理市水道局」を「天理市上下水道局」に改める。

第16条第1項中「天理市水道局公印規程」を「天理市上下水道局公印規程」に改める。

第18条第1項中「天理市水道局管理規程等整理簿」を「天理市上下水道局管理規程等整理簿」に改め、同条第2項中「天理市水道局管理規程等整理簿」を「天理市上下水道局管理規程等整理簿」に、「及び告示」を「、告示及び公告」に改める。

様式第3号中

「

営 業 課	：	
給 水 課	：	
浄 水 課	：	

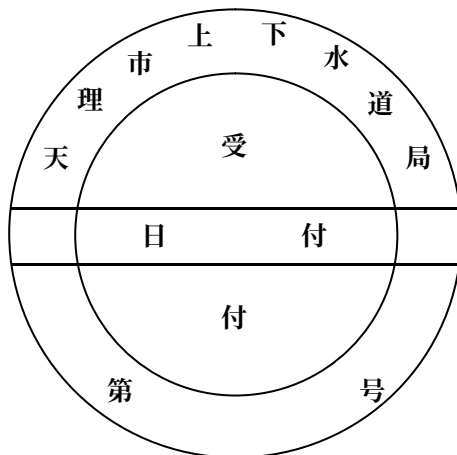
を
「

給水課	：	
浄水課	：	
営業課	：	
下水道課	：	

に改める。」

様式第4号を次のように改める。

様式第4号（第5条関係）



様式第5号中「天理市水道局」を「天理市上下水道局」に改める。

様式第6号中

「

議合	課長		庶務係長		
	課長		経理係長		

を

「

議合	課長				
	課長				

に、

」

「天理市水道局」を「天理市上下水道局」に改める。

様式第11号中「天理市水道局管理規程等整理簿」を「天理市上下水道局管理規程等整理簿」に改める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(平成22年3月30日揭示済)

天理市水道局管理規程第5号

天理市水道局公印規程(平成13年3月天理市水道ガス局管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

平成22年3月30日

天理市水道事業代表者
天理市長 南 佳 策

題名を次のように改める。

天理市上下水道局公印規程

第1条中「天理市水道事業」の次に「及び下水道事業」を加える。

第2条を次のように改める。

(公印の種類)

第2条 公印の種類は、次のとおりとする。

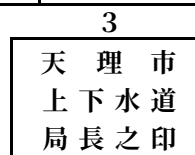
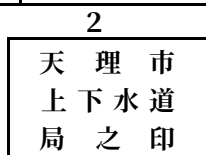
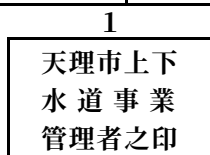
- (1) 天理市上下水道事業管理者印
- (2) 天理市上下水道局印
- (3) 天理市上下水道局長印

2 上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)に事故があるとき、又は管理者が欠けたときに、上席の職員がその職務を代理する場合においては、上下水道事業管理者印を使用し、上下水道事業管理者職務代理者印は、調製しないものとする。

別表を次のように改める。

別表（第3条関係）

名称	ひな型	書体	寸法 (ミリメートル)	個数	使用区分	保管課
天理市上下水道事業管理者印	1	れい書	方22	1	管理者名をもって発する文書	総務課
天理市上下水道局印	2	れい書	方22	1	局名をもって発する文書	
天理市上下水道局長印	3	れい書	方18	1	局長名をもって発する文書	



附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の際現に改正前の天理市水道局公印規程別表に規定する天理市長印の印影及び天理市長名が印刷されている納入通知書等で残存するものは、当分の間、改正後の同表に規定する天理市上下水道事業管理者印の印影及び天理市上下水道事業管理者名が印刷されているものとみなして、なお使用することができる。
- 3 この規程の施行の際現に改正前の天理市水道局公印規程別表に規定する天理市長印を、この規程の施行日以降に使用する場合は、この規程による改正後の天理市上下水道局公印規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(平成22年3月30日揭示済)

天理市水道局管理規程第6号

天理市情報公開条例の施行に関する天理市水道局規程(平成10年3月天理市水道ガス局管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

平成22年3月30日

天理市水道事業代表者
天理市長 南 佳 策

題名を次のように改める。

天理市情報公開条例の施行に関する天理市上下水道局規程
本則中「水道事業管理者」を「天理市上下水道事業管理者」に改める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(平成22年3月30日揭示済)

天理市水道局管理規程第7号

天理市水道局が保有する個人情報の保護に関する規程(平成16年3月天理市水道局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

平成22年3月30日

天理市水道事業代表者
天理市長 南 佳 策

題名を次のように改める。

天理市上下水道局が保有する個人情報の保護に関する規程
本則中「天理市水道局」を「天理市上下水道局」に改める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(平成22年3月30日揭示済)

天理市水道局管理規程第8号

天理市水道局水道技術管理者の職務に関する規程(平成17年6月天理市水道局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

平成22年3月30日

天理市水道事業代表者
天理市長 南 佳 策

題名を次のように改める。

天理市上下水道局水道技術管理者の職務に関する規程

第2条第2項中「水道事業管理者」を「天理市上下水道事業管理者」に改める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(平成22年3月30日揭示済)

天理市水道局管理規程第9号

天理市水道局職員就業規則（平成13年3月天理市水道ガス局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

平成22年3月30日

天理市水道事業代表者
天理市長 南 佳 策

題名を次のように改める。

天理市上下水道局職員就業規則

第1条中「天理市水道局」を「天理市上下水道局」に改める。

第2条第1項中「水道事業管理者」を「天理市上下水道事業管理者」に、「天理市水道局」を「天理市上下水道局」に改める。

第4条中「水道事業」の次に「及び下水道事業」を加える。

第8条中「天理市水道局職員証」を「天理市上下水道局職員証」に改める。

第19条中「水道局庁舎」を「上下水道局庁舎」に改める。

第43条中「天理市水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」を「天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」に、「天理市水道局に勤務する企業職員の給与及び旅費に関する規程」を「天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与及び旅費に関する規程」に改める。

第48条中「水道局」を「天理市上下水道局（以下「局」という。）」に改める。

第49条、第50条及び第51条第1項中「水道局」を「局」に改める。

様式第1号及び様式第4号中「水道事業管理者」を「天理市上下水道事業管理者」に改める。

様式第5号中「天理市水道局職員証」を「天理市上下水道局職員証」に、「水道事業管理者」を「天理市上下水道事業管理者」に改める。

様式第7号、様式第8号、様式第10号及び様式第11号中「水道事業管理者」を「天理市上下水道事業管理者」に改める。

様式第12号中「水道局」を「上下水道局」に改める。

様式第13号及び様式第14号中「水道事業管理者」を「天理市上下水道事業管理者」に改める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(平成22年3月30日揭示済)

天理市水道局管理規程第10号

天理市水道局労働安全衛生委員会規程（平成3年3月天理市水道ガス局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

平成22年3月30日

天理市水道事業代表者
天理市長 南 佳 策

題名を次のように改める。

天理市上下水道局労働安全衛生委員会規程

第1条中「天理市水道局」を「天理市上下水道局」に、「天理市水道局労働安全衛生委員会」を「天理市上下水道局労働安全衛生委員会」に改める。

第2条中「水道事業管理者」を「天理市上下水道事業管理者」に改める。

第3条第2項中「水道局長」を「上下水道局長」に改める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(平成22年3月30日揭示済)

天理市水道局管理規程第11号

天理市水道局に勤務する企業職員の給与及び旅費に関する規程（昭和42年4月天理市水道ガス部管理規

程第6号)の一部を次のように改正する。

平成22年3月30日

天理市水道事業代表者
天理市長 南 佳 策

題名を次のように改める。

天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与及び旅費に関する規程

本則中「天理市水道局」を「天理市上下水道局」に、「天理市水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」を「天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」に改める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(平成22年3月30日揭示済)

天理市水道局管理規程第12号

天理市企業職員管理職手当支給規程(昭和44年4月天理市水道ガス部管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

平成22年3月30日

天理市水道事業代表者
天理市長 南 佳 策

第1条中「天理市水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」を「天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」に改める。

附則第2項中「平成22年3月31日」を「平成23年3月31日」に改める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(平成22年3月30日揭示済)

天理市水道局管理規程第13号

天理市企業職員の管理職員特別勤務手当に関する規程(平成7年9月天理市水道ガス局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

平成22年3月30日

天理市水道事業代表者
天理市長 南 佳 策

第1条中「天理市水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」を「天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」に改める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(平成22年3月30日揭示済)

天理市水道局管理規程第14号

天理市企業職員の特殊勤務手当に関する規程(昭和38年4月天理市水道ガス部管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

平成22年3月30日

天理市水道事業代表者
天理市長 南 佳 策

第1条中「天理市水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」を「天理市上下水道局に勤務する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例」に改める。

別表中

「			
緊急手当	1回	3,000円以内	水道施設の故障等により退庁後に出勤を命ぜられて緊急作業に従事した職員
」			

を

「			
緊急手当	1回	3,000円以内	水道施設の故障等により退庁後に出勤を命ぜられて緊急作業に従事した職員
清掃手当	日額	500円	下水道の清掃に従事した職員
」			

に改める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(平成22年3月30日揭示済)

天理市水道局管理規程第15号

天理市水道局被服等貸与規程（平成13年3月天理市水道ガス局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

平成22年3月30日

天理市水道事業代表者
天理市長 南 佳 策

題名を次のように改める。

天理市上下水道局被服等貸与規程

第1条中「天理市水道局」を「天理市上下水道局」に改める。

第2条中「水道事業管理者」を「天理市上下水道事業管理者」に改める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

天理市水道局管理規程第16号

天理市水道局会計規程（平成13年3月天理市水道ガス局管理規程第14号）の一部を次のように改正する。

平成22年3月30日

天理市水道事業代表者
天理市長 南 佳 策

題名を次のように改める。

天理市上下水道局会計規程

第1条中「天理市水道事業」の次に「及び下水道事業」を加え、「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第2条第1項中「水道事業」を「上下水道事業」に、「水道局（以下「局」という。）」を「上下水道局」に改め、同条第4項中「水道事業管理者」を「上下水道事業管理者」に改める。

第4条第1項中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条第2項中「天理市水道事業出納取扱金融機関」を「天理市上下水道事業出納取扱金融機関」に、「天理市水道事業収納取扱金融機関」を「天理市上下水道事業収納取扱金融機関」に改める。

第5条第1項及び第3項中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第6条中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第9条中「会計伝票は」を「企業出納員は、会計伝票」に、「書類は、それぞれの」を「書類をそれぞれの」に改める。

第10条第1項中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第12条第2項中「第15条第2項により」を「第15条第2項の規定により」に改める。

第15条第1項中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第16条第1項中「天理市水道局事務分掌規程」を「天理市上下水道局事務分掌規程」に改め、同条第3項中「調定の更正をしようと」を「調定を更正しようと」に改める。

第19条中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第20条第1項中「当該収納した日」を「収納した日」に改め、同条第2項中「当該引継ぎを受けた日」を「引継ぎを受けた日又は収納した日」に改める。

第22条第1項中「又は誤納」の次に「（以下「過誤納」という。）」を加える。

第23条中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第24条第2項中「直ちにその支払のなかった金額」を「当該収入は初めから納付がなかったものとみなし、直ちに当該金額」に改め、同条第3項中「前項の規定による収納取扱金融機関からの通知」を「前項の規定により収納取扱金融機関から支払拒絶の旨の通知」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 前項の場合において、出納取扱金融機関は、企業出納員からの払込みを受けた小切手（企業出納員自ら収納したもの又は現金取扱員が収納したものに限る。）については、当該小切手を企業出納員に返還し、当該小切手の受領証を徴さなければならない。この場合において、企業出納員は、直ちに当該小切手を納付した納入義務者に対して当該小切手の支払が拒絶され、かつ、当該収入の納付が取り消された旨及び当該小切手を還付する旨を書面により通知するとともに、直ちに主管課長にその旨を通知しなければならない。

第24条第6項を削り、同条第7項中「第6項の通知をした納入義務者から支払」を「第5項後段の通知をした納入義務者から、支払」に改め、同項を同条第6項とする。

第25条を次のように改める。

（不納欠損）

第25条 主管課長は、法令若しくは条例又は議会の議決によって債権を放棄し、又は時効等により債権が

消滅した場合は、当該債権に係る収入金の調定の年月日、金額、収入科目、調定後の経緯等を記載した文書を添付して管理者の決裁を受け、企業出納員に通知しなければならない。

2 企業出納員は、前項の規定により主管課長から債権が消滅した旨の通知を受けた場合は、振替伝票を発行し、内訳簿及び支出予算執行計画整理簿に記帳しなければならない。

第27条第4項中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第28条第2項中「、その残金を添えて企業出納員」を「その残金を添えて、企業職員」に改める。

第35条第1項中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、「又は誤払」の次に「(以下「過誤払」という。)」を加え、同条第2項中「過誤払について収入伝票」を「過誤払について収納した場合は、収入伝票」に、「当該伝票により」を「内訳簿及び」に改める。

第36条第1項中「水道事業」を「上下水道事業」に改め、同条第2項中「前項の」の次に「規定により主管課長から債務が消滅した旨の」を加える。

第37条中第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

(4) 預り担保金

第37条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 預り下水道料金

第38条、第39条第1項及び第43条中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第49条第1項中「出庫届によって当該使用しようとする棚卸資産の払出しについて、企業出納員」を「出庫届により企業出納員」に改める。

第51条第1項中「水道事業」を「上下水道事業」に、「不用となり、又は」を「、不用となり又は」に改める。

第56条第1項中「結果を」を「結果について」に改め、同条第2項中「現品に」を「、現品に」に改める。

第57条中「発行し」を「発行して修正し」に改め、「当該出庫伝票に基づき」を削り、「支出予算執行計画整理簿を修正しなければならない」を「支出予算執行計画整理簿に記帳しなければならない」に改める。

第58条第1項中「購入直後」を「購入後」に、「、管理者」を「管理者」に改める。

第60条第2項中「第49条第2項」を「第52条第1項」に改める。

第61条第2号中「及び施設利用権で」を「、施設利用権及びその他これに準じるもので」に改め、同条第3号中「、その他投資」を「及びその他投資」に改める。

第78条中「償却資産のうち、管理者が特に必要と認めた直後」を「管理者が特に必要であると認めた場合においては、償却資産のうち、直接」に改める。

第80条中「水道局長」を「上下水道局長」に、「毎会計年度予算」を「翌会計年度予算」に改め、「予算見積書とともに」を削る。

第81条第1項及び第2項中「水道局長」を「上下水道局長」に改める。

第87条中「水道事業」を「上下水道事業」に改める。

第90条第1項第5号中「欠損金処分計算書」を「欠損金処理計算書」に改める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(平成22年3月30日揭示済)

天理市水道局管理規程第17号

天理市水道施設の布設工事負担金徴収規程(昭和62年5月天理市水道ガス局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

平成22年3月30日

天理市水道事業代表者

天理市長 南 佳 策

第3条第1号中「水道事業管理者」を「天理市上下水道事業管理者」に改める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(平成22年3月30日揭示済)

天理市水道局管理規程第18号

天理市水道料金等集金業務委託規程(平成13年3月天理市水道ガス局管理規程第16号)の一部を次のように改正する。

平成22年3月30日

天理市水道事業代表者

天理市長 南 佳 策

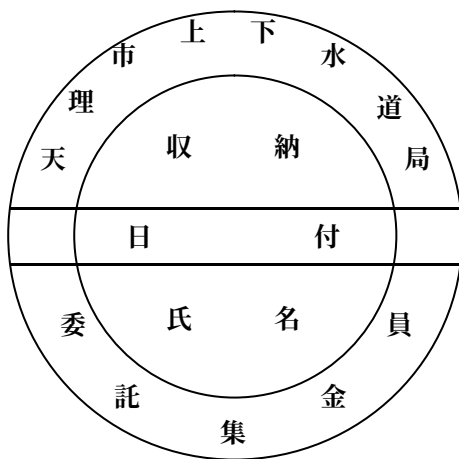
第3条第2項中「水道事業管理者」を「天理市上下水道事業管理者」に改める。

第6条中「天理市水道事業出納取扱金融機関又は天理市水道事業収納取扱金融機関」を「天理市上下水道事業出納取扱金融機関又は天理市上下水道事業収納取扱金融機関」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号（第5条関係）

委 託 集 金 員 収 納 印



備考

- 1 大きさは、直径30ミリメートルとする。
- 2 「氏名」の部分には、委託集金員の姓を表す。

様式第2号中「天理市水道局」を「天理市上下水道局」に、「水道事業管理者」を「天理市上下水道事業管理者」に改める。

様式第3号中「天理市水道局委託集金員」を「天理市上下水道局委託集金員」に、「水道事業管理者」を「天理市上下水道事業管理者」に改める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(平成22年3月30日揭示済)

天理市水道局管理規程第19号

天理市指定給水装置工事事業者規程（平成10年2月天理市水道ガス局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

平成22年3月30日

天理市水道事業代表者
天理市長 南 佳 策

第2条第4号中「水道事業管理者」を「天理市上下水道事業管理者」に改める。

様式第1号から様式第6号までの規定中「水道事業管理者」を「天理市上下水道事業管理者」に改める。
様式第7号を削る。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(平成22年3月30日揭示済)

天理市水道局管理規程第20号

天理市水道水源保護条例施行規程（平成14年6月天理市水道局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

平成22年3月30日

天理市水道事業代表者
天理市長 南 佳 策

様式第1号から様式第11号までの規定中「水道事業管理者」を「天理市上下水道事業管理者」に改める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(平成22年3月30日揭示済)

天理市水道局管理規程第21号

天理市上下水道事業管理者の職務を代理する職員の順序に関する規程を次のように定める。

平成22年3月30日

天理市水道事業代表者
天理市長 南 佳 策

天理市上下水道事業管理者の職務を代理する職員の順序に関する規程

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第13条第1項の規定に基づき、管理者に事故があるとき、又は管理者が欠けたときその職務を代理する職員の順序を次のとおり定める。

第1順位 上下水道局長

第2順位 上下水道局次長（2名以上の場合は、管理者があらかじめ定める順序によるものとする。）

第3順位 総務課長

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(平成22年3月30日揭示済)

天理市水道局告示第4号

天理市水道事業の業務に係る公金の収納及び支払の事務の一部を取扱わせる出納取扱金融機関並びに収納の事務の一部を取り扱わせる収納取扱金融機関の指定（平成13年3月天理市水道ガス局告示第7号）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月30日

天理市水道事業代表者
天理市長 南 佳 策

題名中「天理市水道事業」を「天理市水道事業及び下水道事業」に改める。

本則中「天理市水道事業」の次に「及び下水道事業」を加える。

(平成22年3月30日揭示済)

天理市水道局告示第5号

天理市水道局物品購入等に係る指名競争入札の参加資格等に関する規程（平成10年3月天理市水道ガス局告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成22年3月30日

天理市水道事業代表者
天理市長 南 佳 策

題名を次のように改める。

天理市上下水道局物品購入等に係る指名競争入札の参加資格等に関する規程

第1条中「天理市水道局会計規程」を「天理市上下水道局会計規程」に、「天理市水道局」を「天理市上下水道局」に改める。

第2条第1項中「水道事業管理者」を「天理市上下水道事業管理者」に改める。

様式中「天理市水道局」を「天理市上下水道局」に、「水道事業管理者」を「天理市上下水道事業管理者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

（入札参加資格者の特例措置）

2 平成22年度に限り、この規程の施行の際現に天理市物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月天理市告示第68号）の規定による下水道事業に係る物品購入等に係る指名競争入札の参加資格を有する者は、この規程の規定に基づく資格者とみなす。

(平成22年3月30日揭示済)

天理市水道局告示第6号

天理市水道局測量又は建設コンサルタント等の業務委託に係る指名競争入札の参加資格等に関する規程（平成16年12月天理市水道局告示第17号）の一部を次のように改正する。

平成22年3月30日

天理市水道事業代表者
天理市長 南 佳 策

題名を次のように改める。

天理市上下水道局測量又は建設コンサルタント等の業務委託に係る指名競争入札の参加資格等に関する規程

第1条中「天理市水道局会計規程」を「天理市上下水道局会計規程」に、「天理市水道局」を「天理市

上下水道局」に改める。

第2条第1項中「水道事業管理者」を「天理市上下水道事業管理者」に改め、同条第2項中「様式第1号」を「様式」に改める。

別紙様式第1号中「様式第1号」を「様式」に、「天理市水道局」を「天理市上下水道局」に、「水道事業管理者」を「天理市上下水道事業管理者」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(入札参加資格者の特例措置)

2 平成22年度に限り、この規程の施行の際現に天理市測量又は建設コンサルタント等の業務委託及び工事用資材等の購入に係る指名競争入札の参加資格等に関する規程（平成16年3月天理市告示第77号）の規定による下水道事業に係る測量又は建設コンサルタント等の業務委託及び工事用資材等の購入に係る指名競争入札の参加資格を有する者は、この規程の規定に基づく参加資格者とみなす。

(平成22年4月1日揭示済)

天理市上下水道局管理規程第22号

天理市下水道条例施行規程を次のように定める。

平成22年4月1日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

天理市下水道条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、天理市下水道条例（昭和48年12月天理市条例第36号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(排水設備等の計画確認の申請)

第2条 条例第5条前段の規定により排水設備等の計画の確認を受けようとする者は、排水設備等計画確認申請書（様式第1号）に、次の要領により作成した見取図、平面図、縦断面図及び構造詳細図を添付しなければならない。

(1) 見取図には、申請地及び隣接地を表示すること。

(2) 平面図には、縮尺200分の1を標準とし、次の事項を記載すること。

ア 境界及び面積

イ 道路、建物、水道、井戸、台所、浴室、洗濯場、便所その他汚水を排出する施設の位置

ウ 管渠の位置、形状、寸法、延長、材質及び勾配

エ ます及びマンホールの位置

オ その他下水の排除の状況を明らかにするために必要な事項

(3) 縦断面図の縮尺は、横は平面図に準じ、縦は100分の1を標準とし、管渠の大きさは、勾配及び連絡する下水管渠の末端を基準とした地表及び管渠の高さを記入すること。

(4) 構造詳細図には、縮尺20分の1を標準とし、管渠及びその附属装置の構造及び寸法を記入すること。

2 天理市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、前項の計画を確認したときは、排水設備等計画確認書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

3 条例第5条後段の規定による届出は、排水設備等計画変更届（様式第3号）によらなければならない。（排水設備等の工事完了届）

第3条 条例第7条第1項の規定による工事を完了したときの届出は、排水設備等工事完了届（様式第4号）によらなければならない。

2 条例第7条第2項の規定により交付する検査済証は、様式第5号による標識とし、水洗便所については、様式第6号による標識とする。

3 前項の標識は、門戸の見やすい場所に掲示しなければならない。

(使用開始等の届出)

第4条 条例第8条第1項前段の規定により公共下水道の使用の開始、休止廃止又は再開の届出をしようとするときは、その事実の生じた日から5日以内に公共下水道使用開始（休止、廃止、再開）届（様式第7号）を管理者に提出しなければならない。

2 条例第8条第1項後段の規定により使用者の変更届をしようとするときは、公共下水道使用者変更届（様式第8号）を管理者に提出しなければならない。

(除害施設の設置等の特例)

第5条 条例第9条の3に規定する管理規程で定める項目及び量は、次の表に掲げるものとする。

項目	量
----	---

アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素含有量	1月平均排出量750立方メートル以下
生物化学的酸素要求量	同上
浮遊物質量	同上
窒素含有量	同上
磷含有量	同上

(使用料の減免申請)

第6条 条例第12条の規定により使用料の減免を受けようとするときは、下水道使用料減免申請書(様式第9号)を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請により使用料の減免を承認したときは、下水道使用料減免承認通知書(様式第10号)を交付するものとする。

(使用料の算定)

第7条 使用料の算定は、次に定めるところによる。

(1) 条例第14条第1項の規定による定例日は、水道料金の算定の水道メーター点検日とする。

(2) 水道水以外の水を使用する場合は、その区域の水道メーター点検日をもって使用月の定例日とする。

(水道水以外の排水量の認定)

第8条 条例第15条第2号の規定による水道水以外の汚水排水量の認定は、次に定めるところによる。

(1) 家事用に使用する井戸(動力式揚水設備のあるものを除く。)については、1世帯1人につき1月2立方メートルとする。

(2) 前号の井戸が水道と併用されている場合には、前号により認定した量の2分の1の量をもって当該井戸による汚水の排水量とみなす。

(3) 前2号以外のものについては、使用者の世帯人数、業態、揚水設備その他水の使用状況等の事実を考慮して当該井戸による汚水の排水量を認定する。

(汚水排水量の申告等)

第9条 条例第15条第3号に規定する製水業その他の事業とは、製水業、清涼飲料水製造業、醸造業及び水菓子製造業をいう。

2 条例第15条第3号の規定により汚水の量を申告しようとする者は、汚水排水量申告書(様式第11号)を管理者に提出しなければならない。

(一時使用の申請及び許可)

第10条 条例第16条第1項の規定により公共下水道を一時使用しようとするときは、その使用開始前に、公共下水道一時使用申請書(様式第12号)を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請により一時使用を許可したときは、公共下水道一時使用許可書(様式第13号)を交付するものとする。

(行為の許可申請)

第11条 条例第20条の規定により行為の許可を受けようとするときは、物件設置(変更)許可申請書(様式第14号)を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請により許可をしたときは、物件設置(変更)許可書(様式第15号)を交付するものとする。

(占用の許可申請)

第12条 条例第22条第1項の規定により公共下水道の施設又は敷地の占用許可を受けようとするときは、公共下水道敷地占用許可申請書(様式第16号)に次に掲げる書類を添付し、管理者に提出しなければならない。

(1) 工作物を設置しようとするときは、その設計図

(2) 公共下水道敷地の占用が隣接の土地又は建物の所有者若しくは占有者に利害関係があると認められるときは、その者の同意書

(3) その他管理者が必要と認める書類

2 管理者は、前項の申請により許可をしたときは、公共下水道敷地占用許可書(様式第17号)を交付するものとする。

(占有者の異動の届出)

第13条 次の各号のいずれかに該当するときは、占有者は、直ちにその旨を管理者に届け出なければならない。

(1) 相続又は法人の合併によって占有者の名義を変更したとき。

(2) 占有者が住所又は氏名を変更したとき。

(代理人の選定又は変更の届出)

第14条 条例第26条の規定により代理人を選定又は変更したときは、代理人選定(変更)届(様式第18号)により届け出なければならない。

(身分証明書)

第15条 条例第17条の2第2項に規定する身分証明書は、様式第19号とする。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に廃止前の天理市下水道条例施行規則（昭和48年12月天理市規則第40号。以下「旧規則」という。）の規定により市長が行った処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定により管理者が行ったものとみなす。

3 この規程の施行の際現に旧規則の規定に基づき作成されている申請書等の用紙で未使用のものは、この規程の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

様式第1号（第2条関係）

		貸付	有・無
受 付 番 号	第 号		
受 付 年 月 日	年 月 日		
確認年月日及び番号	年 月 日 第 号		

排水設備等計画確認申請書

年 月 日

天理市上下水道事業管理者 様

次のとおり確認申請します。

申 請 者	住所	氏名 ㊟	
設 置 場 所	天理市 町 番地	使用者氏名	
家屋所有者承諾	住所	氏名 ㊟	
土地所有者承諾	住所	氏名 ㊟	
工 事 施 行 店	住所 (電話)	店名 代表者氏名 ㊟	
責 任 技 術 者	住所	氏名 (登録番号) ㊟	
工 事 内 容	新設 増設 改造(浄・汲) 撤去 その他()		
設 備 種 類	雨水のみ 汚水のみ 汚水雨水		
排 水 区 分	家事用 官公署 学校 営業用 病院用 公衆浴場 会社工場用 その他()		
排 水 面 積 (敷地面積)	m ²	排水人口 人	水洗便所設備
建 物 面 積	m ²	排水戸数 戸	有 無 改造
構 造	排水管、排水 きょ等の種類	陶管 コンクリート管 ビニール管 その他()	
	内径及び延長		ます 個
	内径 mm 延長 m	便器	
	mm m	大 便器 個	
	mm m	小 便器 個	
	mm m	兼用便器 個	
着工予定	年 月 日	完工予定	年 月 日
添付書類	見取図 平面図 縦断面図 構造詳細図 助成金 貸付金		
年 月 分	地 区	冊	番 号 種 別 氏 名

排水設備等（新設 増設 改造）工事調書

種 別	形状寸法	単 位	数量	単価	材料費	施工費	備 考
便 所 内 部 工 事	型 号	個		円	円	円	
	〃						
	〃						
	〃						
	排 便 管 工 事 費	箇所					
	〃						
	便槽処理工事費	箇所					
浄化槽処理工事費	〃						
小 計 (①)							
排 水 設 備 工 事	排 水 管	m					
	〃						
	〃						
	〃						
	ま す	箇所					
	〃						
	〃						
	〃						
附 帯 雑 工 事	床 ト ラ ッ プ	個					
	補 修 工 事 費						
	公共ます連絡工事費	箇所					
小 計 (②)							
計 (①+②)							
諸 経 費							
消 耗 雑 費							
事 務 雑 費							
小 計 (③)							
計 (①+②+③)			消費税・ 地方消費税		合 計		
給 水 工 事 費							
総 計							

様式第2号（第2条関係）

排水設備等計画確認書	
年 月 日	
申請者	様
天理市上下水道事業管理者 ☐	
年 月 日付けで申請のあった排水設備等の計画を次のとおり確認 します。	
設置場所	天理市 町 番地
申請書受付年月日	年 月 日
確認年月日及び番号	年 月 日 第 号
指 示 事 項	

（注）この書類は、工事の着手、検査等に必要なものですから、大切に保管してください。

様式第3号（第2条関係）

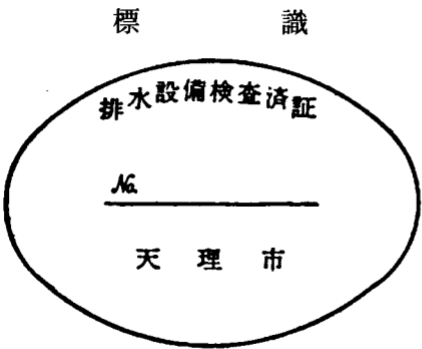
排水設備等計画変更書			
年 月 日			
天理市上下水道事業管理者 様			
排水設備等計画の一部を変更したいので、次のとおり届け出ます。			
届 出 者	住 所		
	氏 名	㊟	
設 置 場 所		天理市 町 番地	
確認年月日及び番号		年 月 日 第 号	
工 事 施 行 店	住 所 (電話)		
	店 名 代表者 氏 名	㊟	
責 任 技 術 者		(登録番号) ㊟	
変 更 事 項	前	後	

様式第4号（第3条関係）

排水設備等工事完了届			
			年 月 日
天理市上下水道事業管理者 様			
次のとおり排水設備等の（新設、増設、改造）工事を完了しましたので、検査願 いたく届け出ます。			
届 出 者	住 所		摘 要
	氏 名	㊟	
設 置 場 所		天理市 町 番地	
工 事 施 行 店	住 所 (電話)		
	店 名		
	代表者 氏 名	㊟	
責 任 技 術 者		(登録番号) ㊟	
確認年月日及び番号		年 月 日 第 号	
工事着手年月日		年 月 日	
工事完了年月日		年 月 日	
(注) 工事完了後5日以内に提出してください。			
受 付	年 月 日	検査結果	合格 不合格
検 査	年 月 日	排水設備検査証番号 第 号	
検 査 確 認 者 名		㊟	

(注) 太枠内は、記入しないでください。

様式第5号（第3条関係）



横 6.0cm
縦 4.0cm
地 白色
文 字 黒色
番号数字 黒色
材 質 金属製

様式第6号（第3条関係）



横 4.0cm
縦 3.0cm
地 水色
文 字 白色
ふ ち 白色
材 質 金属製

様式第7号（第4条関係）

公共下水道使用開始（休止、廃止、再開）届									
年 月 日									
天理市上下水道事業管理者 様									
住 所									
届 出 者 氏 名 ㊞									
電 話									
開始 休止 廃止 再開 次のとおり公共下水道の使用を します。									
排 除 場 所	天理市 町 番地				摘 要				
使 用 者									
排水設備番号	第 号								
汚 水 種 類	☐ 水道汚水 ☐ 井戸汚水（手動、動力） ☐ その他汚水（ ）								
使 用 目 的	☐ 家事用 ☐ 官公署、学校 ☐ 営業用 ☐ 病院用 ☐ 公衆浴場 ☐ 会社工場用 ☐ その他（ ）								
開始等年月日	年 月 日 開始 休止 廃止 再開								
構 成 人 員	家 族 名 同居人 名 通勤者 名 計 名								
浴 所 有 無	水 洗 便器数	大便器 個 小便器 個							
モ ー タ ー		ポ ン プ							
製作者名				製作者名					
出 力	IP			型 式					
電 圧	V			口 径 ㎜					
電 流	A			そ の 他					

(注) 該当する□には、レ印を記入してください。

様式第8号（第4条関係）

公 共 下 水 道 使 用 者 変 更 届									
年 月 日									
天理市上下水道事業管理者 様									
公共下水道の使用者に変更があったので、届け出ます。									
新使用者	住所								
	氏名		電話						
旧使用者	住所								
	氏名		電話						
排 除 場 所									
排水設備番号		第 号							
汚 水 種 類		☐ 水道汚水 ☐ 井戸汚水（手動、動力） ☐ その他汚水							
使 用 目 的		☐ 家事用 ☐ 官公署、学校 ☐ 営業用 ☐ 病院用 ☐ 公衆浴場 ☐ 会社工場用 その他（ ）							
変 更 年 月 日		年 月 日							
構 成 人 員		家族 名 同居人 名 通勤者 名 計 名							
浴そう	有	無	水 洗 便器数	大便器 個 兼用便器 個	小便器 個				
モ ー タ ー				ポ ン プ					
製作所名				製作所名					
出 力		IP		型 式					
電 圧		V		口 径		mm			
電 流		A		そ の 他					
変更の理由									

（注）該当する□には、レ印を記入してください。

様式第9号（第6条関係）

受 付	第 号
	年 月 日

下 水 道 使 用 料 減 免 申 請 書		
年 月 日		
天理市上下水道事業管理者 様		
申請者 住所		
氏名 ⑩		
使用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。		
料金の区分	区 分	下水道使用料
	使 用 場 所	
減免を必要とする理由		

様式第10号（第6条関係）

下 水 道 使 用 料 減 免 承 認 通 知 書		
年 月 日		
申請者 住所 氏名 様		
天理市上下水道事業管理者 印		
年 月 日付けで申請のあった使用料の減免については、次のとおり承認したので、通知します。		
料金の区分	区 分	下水道使用料
	使 用 場 所	
減免の内容	区 分	☐ 全部の減免 ☐ 一部の減免
	金額又は率	
	期 間	年 月 日から 年 月 日まで
備 考		

様式第11号（第9条関係）

汚 水 排 水 量 申 告 書			
			年 月 日
天理市上下水道事業管理者 様			
住所 申告者 氏名			(印)
排水汚水の減量認定を受けたいので、次のとおり申告します。			
設 置 場 所	天理市 町 番地		
排水設備番号	第 号		
汚 水 の 種 類	☐ 水道汚水 ☐ 井戸汚水（手動、動力） ☐ その他（ ）		
使用水の用途			
生産品名及び 数 量	品 名	製 造 数 量（月 間）	
排 水 期 間	年 月 日～ 年 月 日		
期間中使用水量	m ³		
減 量 汚 水 量	m ³		
排 水 汚 水 量	m ³		
参 考 事 項			
受付	年 月 日	認定排水量 （決 定）	月 m ³
		認 定	年 月 日
調査	年 月 日	特 記 事 項	

(注) 太枠内は、記入しないでください。

該当する□には、レ印を記入してください。

様式第12号（第10条関係）

公 共 下 水 道 一 時 使 用 申 請 書 年 月 日 天理市上下水道事業管理者 様 所 在 地 申請者 名 称 代表者名 ㊞ 公共下水道を一時使用したいので、次のとおり申請します。				
使 用 場 所	天理市 町 番地			
使 用 期 間	年 月 日～ 年 月 日			
使 用 目 的				
使 用 水	☐ 水道水 ☐ 水道水以外の水			
汚水の予定排水量	1日最大	m ³	1月最大	m ³
	1日最少	m ³	1月最少	m ³
台 数	モーター	台	ポ ン プ	台
備 考				

（注）使用場所の見取図を添付してください。

該当する□には、レ印を記入してください。

様式第13号（第10条関係）

公共下水道一時使用許可書				
年 月 日				
申請者		様		
天理市上下水道事業管理者 印				
年 月 日付けで申請のあった公共下水道の一時使用については、 次のとおり許可します。				
使 用 場 所	天理市 町 番地			
使 用 期 間	年 月 日～ 年 月 日			
使 用 料	水 量	m ³	金 額	円
許 可 条 件				

（注）この許可書は、大切に保管してください。

様式第14号（第11条関係）

物件設置（変更）許可申請書 年 月 日 天理市上下水道事業管理者 様 住 所 申請者 氏 名 ㊞ 物件設置（変更）の許可を受けたいので、次のとおり申請します。			
設 置 場 所	天理市 町 番地		
設 置 の 目 的			
物 件 の 名 称		設 置 面 積	m ²
設 置 期 間	年 月 日～ 年 月 日		
工 事 期 間	年 月 日～ 年 月 日		
施 工 業 者			
備 考			

（注）設置場所見取図、平面図、配置図及び構造図は、別に添付してください。

様式第15号（第11条関係）

物 件 設 置 (変 更) 許 可 書			
年 月 日			
申請者		様	
天理市上下水道事業管理者 印			
年 月 日付けで申請のあった物件設置（変更）については、次の とおり許可します。			
設 置 場 所	天理市 町 番地		
設 置 の 目 的			
物 件 の 名 称		設 置 面 積	m ²
設 置 期 間	年 月 日～ 年 月 日		
工 事 期 間	年 月 日～ 年 月 日		
許 可 条 件			

（注）この許可書は、大切に保管してください。

様式第16号（第12条関係）

公共下水道敷地占用許可申請書			
天理市上下水道事業管理者 様		年 月 日	
申請者		住 所	
		氏 名 ㊟	
公共下水道敷地の占用許可を受けたいので、次のとおり申請します。			
占 用 場 所	天理市 町 番地		
占 用 目 的			
占 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
占 用 面 積	メートル メートル 平方メートル 長さ（ ）×幅（ ）＝面積（ ）		
物件工作物又は 施 行 の 構 造			
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
添付書類 1 見取図及び工作物設計図 2 隣接の土地又は建物の所有者若しくは占有者と利害関係があるときは、その同意書			
受 付	番号	許 可 年 月 日	年 月 日
	年 月 日	許 可 番 号	第 号
備考			

(注) 太枠内は、記入しないでください。

様式第17号（第12条関係）

公共下水道敷地占用許可書	
年 月 日	
申請者	様
天理市上下水道事業管理者 印	
年 月 日付けで申請のあった公共下水道敷地の占用については、 次のとおり許可します。	
占 用 場 所	天理市 町 番地
占 用 目 的	
占 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
占 用 面 積	メートル メートル 平方メートル 長さ（ ）×幅（ ）＝面積（ ）
占 用 料	
許 可 条 件	

（注）この許可書は、大切に保管してください。

代 理 人 選 定（変更）届 年 月 日				
天理市上下水道事業管理者 様 住 所 届出者 氏 名 ㊟				
天理市下水道条例に関する一切の事項を処理させるため、次のとおり市内に居住する代理人を選定（変更）したので、届け出ます。				
設 置 場 所	天理市 町 番地			
使 用 者 名				
新 代 理 人	住 所	天理市 町 番地		
	氏 名		承諾印	
旧 代 理 人	住 所	天理市 町 番地		
	氏 名		承諾印	
摘要				

様式第19号（第15条関係）

（表）

6 cm	身 分 証 明 書		写 真
	No. _____ 職名 _____ 氏名 _____ 年 月 日生 天理市下水道条例第17条の2の規定による職務を行う者であることを証明する。 年 月 日 天理市上下水道事業管理者 印		
8 cm			

（裏）

- 1 工場又は事業場から排除される汚水の排出量又は水質を認定するため必要な計測器具の計測、維持、修繕、撤去に必要な限りで当該工場又は事業場の敷地内に立ち入る場合には常時携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 2 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 本証は、紛失又は損傷したときは、直ちに届け出なければならない。
- 4 本証は、資格を失ったときは、直ちに返還しなければならない。

（平成22年4月1日揭示済）

天理市上下水道局管理規程第23号

天理市指定下水道工事店等に関する規程を次のように定める。

平成22年4月1日

 天理市上下水道事業管理者
 中 谷 博

天理市指定下水道工事店等に関する規程

（趣旨）

第1条 この規程は、天理市下水道条例（昭和48年12月天理市条例第36号。以下「条例」という。）第6条第3項の規定により、指定下水道工事店（以下「工事店」という。）及び排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(工事店の定義)

第2条 この規程において「工事店」とは、排水設備等の工事（以下「工事」という。）の申込者の委託を受け、その手続を行い、工事の施工を業とするものをいう。

(工事店の要件)

第3条 工事店は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 奈良県内に店舗又は営業所を有すること。
- (2) 第9条の規定により登録を受けた責任技術者を有すること。
- (3) その他天理市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認める要件を備えていること。

(指定の申請)

第4条 工事店の指定を受けようとする者は、指定下水道工事店申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、管理者に提出しなければならない。

- (1) 代表者の履歴書
 - (2) 代表者の印鑑登録証明書
 - (3) 代表者の住民票の写し
 - (4) 登記事項証明書及び定款（法人に限る。）
 - (5) 工事経歴書
 - (6) 代表者の前年度の市県民税納税証明書
 - (7) 所有機材調書
 - (8) 誓約書（様式第2号）
 - (9) 責任技術者及び常勤の従業員の名簿
 - (10) 店舗（倉庫を含む。）の見取図、平面図及び写真
 - (11) その他管理者が必要と認める書類
- 2 前項に規定する申請書の提出期間は、毎年5月1日から同月31日までとする。ただし、相続、合併その他これらに類する理由により工事店の地位を承継した者が、新たに工事店の指定を受けようとする場合については、この限りでない。
- 3 工事店は、工事店の指定を受けた日（前項ただし書の規定により指定を受けた場合は、その指定を受けた日前において最も近い6月30日）から起算して5年を経過する日の属する年の5月1日から同月31日までの間に、指定下水道工事店更新申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて管理者に申請し、指定の更新を受けなければならない。
- (1) 所有機材調書
 - (2) 責任技術者及び常勤の従業員の名簿
 - (3) その他管理者が必要と認める書類

(工事店の指定等)

第5条 工事店の指定は、前条の申請により管理者が審査の上行い、工事店名簿に登録する。

2 工事店の指定は、毎年6月に行う。ただし、前条第2項ただし書の規定により申請書が提出された場合については、この限りでない。

3 工事店の指定の有効期間は、5年とする。ただし、前条第2項ただし書の規定による指定については、この限りでない。

4 管理者は、工事店を指定したときは、当該工事店に対し天理市指定下水道工事店証（様式第4号。以下「工事店証」という。）を交付する。

5 工事店は、指定の有効期間が満了したときは、速やかに工事店証を管理者に返納しなければならない。

(工事店の義務)

第6条 工事店は、条例、天理市下水道条例施行規程（平成22年3月天理市水道局管理規程第22号）及びこの規程の規定を遵守し、その他天理市上下水道局（以下「局」という。）の指示に従うほか、次に定める義務を負うものとする。

- (1) 店舗の見やすい箇所に工事店証及び天理市指定下水道工事店標示板（様式第5号。以下「標示板」という。）を掲げること。
- (2) 工事は、すべて責任技術者の監督の下に施工すること。
- (3) 店舗の移転、責任技術者の異動その他重要な変更が生じたときは、直ちに管理者に届け出ること。
- (4) 工事の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒まないこと。
- (5) 工事を誠実かつ迅速に施工し、工事が完了したときは、速やかに管理者に届け出て、責任技術者立会いの上局の検査を受けること。
- (6) 検査の結果、工事が不完全と認められるときは、局の指定する期間内に改修すること。
- (7) 完工検査に合格した後6月以内に生じた故障については、無償で修繕すること。ただし、その故障の原因が工事店の責めに帰すべきものでないと認められるときは、この限りでない。
- (8) 名義を貸与し、又は工事を一括して下請負人に施工させないこと。
- (9) 反則工事の防止に協力すること。
- (10) 災害時における復旧その他管理者からの緊急の要請を受けたときは、これに協力すること。

(指定の取消し等)

第7条 管理者は、工事店が次の各号のいずれかに該当するときは、当該工事店の指定の効力を一定期間停止し、又は指定を取り消すことができる。

- (1) 第3条に定める要件を欠くに至ったとき。
- (2) 前条の規定に違反したとき。
- (3) 工事店として不正又は不適当な行為があったとき。
- (4) その他管理者が工事店として不適格と認めたとき。

2 前項の停止又は取消しによって生ずる損害については、局は、その責めを負わない。

(工事店の廃業等)

第8条 工事店は、廃業したとき、又は前条第1項の規定により工事店の指定を取り消されたときは、工事店証を3日以内に管理者に返還するとともに、標示板を直ちに取り外さなければならない。

(責任技術者の登録)

第9条 管理者が行う責任技術者の登録(以下「責任技術者の登録」という。)は、新たに責任技術者の登録を受けようとする者(第15条第1項の規定により登録を取り消された者又は次条第2項の規定により責任技術者としての登録資格を失った者で、再びその登録を受けようとするものを含む。)について行う新規登録及び第12条第2項に規定する有効期間の満了に伴いその更新を受けようとする者について行う更新登録とする。

2 責任技術者の登録資格の認定は、新規登録にあっては管理者が指定する試験機関(以下「指定試験機関」という。)が行う排水設備工事責任技術者試験に合格した者(奈良県内の市町村長が行った排水設備工事責任技術者試験に合格した者であって第11条第3項の排水設備工事責任技術者更新講習(以下この項において「更新講習」という。)を修了したものを含む。)について、更新登録にあっては更新講習を修了した者(同項ただし書に該当する者を含む。)について、書類審査の方法によって行うものとする。

3 責任技術者の登録は、申請の都度行うものとする。

4 管理者は、責任技術者の登録をしたときは、当該責任技術者を排水設備工事責任技術者登録台帳に登録する。

(登録資格)

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、責任技術者の登録を受けることができない。

- (1) 未成年者
- (2) 成年被後見人又は被保佐人
- (3) 破産者で復権を得ない者
- (4) 第15条第1項の規定により責任技術者としての資格を取り消され、その日から2年を経過していない者

2 責任技術者は、前項第2号又は第3号に該当するときは、その登録資格を失う。

(登録の申請)

第11条 責任技術者の登録を受けようとする者は、新規登録を受けようとする場合にあっては管理者が定める期間内に排水設備工事責任技術者登録申請書(様式第6号)を、更新登録を受けようとする場合にあっては次条第2項に規定する有効期間が満了する日の1月前までに排水設備工事責任技術者更新登録申請書(様式第7号)を、管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類及び写真を添付しなければならない。ただし、次項ただし書に該当する者には第2号アの書類を、同項ただし書に規定する講習の修了後速やかに管理者に提出しなければならない。

(1) 新規登録の申請書

ア 第9条第2項の試験の合格証の写し(奈良県内の市町村長が行った排水設備工事責任技術者試験に合格した者であって次項に規定する講習を修了したものにあっては、当該講習の修了証の写し)

イ 住民票の写し

ウ 顔写真(上半身、無帽の縦の長さ3.5センチメートル、横の長さ2.5センチメートルの写真をいう。)2枚

エ その他管理者が必要と認める書類

(2) 更新登録の申請書

ア 次項に規定する講習の修了証の写し

イ 前号イからエまでに掲げる書類及び写真

3 第1項の規定により更新登録を受けようとする者は、指定試験機関が行う排水設備工事責任技術者更新講習を受講しなければならない。ただし、病気その他やむを得ない理由により当該講習を受講できない者は、当該理由が消滅した後、当該講習又はこれに準ずると管理者が認める講習を受講しなければならない。

(責任技術者証)

第12条 管理者は、責任技術者の登録をした者に対し天理市排水設備工事責任技術者証(様式第8号。以下「責任技術者証」という。)を交付する。

2 責任技術者証の有効期間は、交付の日から起算して5年とする。

3 責任技術者は、常に責任技術者証を携帯し、局職員、工事申込人その他の関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 責任技術者は、第2項の期間が満了したとき、又は第15条第1項の規定によりその資格を取り消されたときは、速やかに責任技術者証を管理者に返還しなければならない。

(変更の届出)

第13条 責任技術者は、氏名、住所又は所属工事店に変更が生じたときは、速やかにその旨を管理者に届け出なければならない。

(禁止規定)

第14条 責任技術者は、2以上の工事店に所属してはならない。

(登録の取消し等)

第15条 管理者は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、責任技術者の登録の効力を一定期間停止し、又はその登録を取り消すことができる。

(1) 工事店の指定の取消しが当該責任技術者の担当した排水設備工事の技術に関する事項に起因するとき。

(2) 責任技術者として不正又は不適当な行為があったとき。

2 前項の停止又は取消しによって生ずる損害については、局は、その責めを負わない。

(手数料の納付)

第16条 条例第6条の2の規定による工事店の指定又は責任技術者の登録に係る手数料は、工事店証又は責任技術者証の交付を受ける際に納付しなければならない。

(その他)

第17条 この規程に定めるもののほか工事店について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に廃止前の天理市指定下水道工事店等に関する規則（平成6年6月天理市規則第19号。以下「旧規則」という。）の規定に基づき市長が行った手続により工事店及び責任技術者である者は、この規程の規定に基づき管理者が行ったものとみなす。

3 この規程の施行の際現に旧規則第12条第1項の規定に基づき市長が交付した責任技術者証は、同条第2項に規定する有効期間に限り、天理市指定下水道工事店等に関する規程（平成22年4月天理市水道局管理規程第23号）第12条第1項の規定に基づき管理者が交付したものとみなす。

様式第1号（第4条関係）

指定下水道工事店申請書			
		年 月 日	
天理市上下水道事業管理者 様			
申請者		住 所	
		氏 名	㊞
		(電話番号	)
天理市指定下水道工事店の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。			
店舗の所在地			
商号又は名称			
設立年月日		年 月 日	
代表者	住 所		
	氏 名		
建設業法の登録 年月日及び番号		年 月 日	第 号
事業の内容			
添付書類 (1)代表者の履歴書 (2)印鑑登録証明書 (3)代表者の住民票の写し (4)登記事項証明書及び定款(法人に限る。) (5)工事経歴書 (6)前年度の 市県民税納税証明書 (7)所有機材調書 (8)誓約書(様式第2号) (9)責任技 術者及び常勤の従業員の名簿 (10)店舗(倉庫を含む。)の見取図、平面図及び写 真 (11)その他管理者が必要と認める書類			
処 理 欄	受 付 年 月 日	年 月 日	摘要
	指 定 年 月 日	年 月 日	
	指定期間満了年月日	年 月 日	
	指 定 番 号	第 号	

様式第2号（第4条関係）

誓 約 書

天理市指定下水道工事店として指定を受けた後は、天理市指定下水道工事店等に関する規程をはじめ、同規程に基づく指示事項を遵守し、万一不手際があったときは、どのような処分を受けても異議を申しません。

上記誓約します。

年 月 日

住 所
氏 名



天理市上下水道事業管理者 様

様式第3号（第4条関係）

指定下水道工事店更新申請書			
			年 月 日
天理市上下水道事業管理者 様			
申請者		住 所 氏 名 (電話番号)	㊟
天理市指定下水道工事店の指定の更新を受けたいので、関係書類を添えて申請します。			
店舗の所在地			
商号又は名称			
設立年月日			
代表者	住 所		
	氏 名		
建設業法の登録 年月日及び番号		年 月 日	第 号
事業の内容			
添付書類 (1) 所有機材調書 (2) 責任技術者及び常勤の従業員の名簿			
処 理 欄	受付年月日	年 月 日	摘要
	指定年月日	年 月 日	
	指定期間満了年月日	年 月 日	
	指定番号	第 号	

様式第4号（第5条関係）

天理市指定第 号

天理市指定下水道工事店証

住 所

商号又は名称

氏名又は代表者名

天理市指定下水道工事店として指定します。

指定の期間は、 年 月 日から 年 月 日までとします。

年 月 日

天理市上下水道事業管理者 印

様式第5号（第6条関係）

天理市指定下水道工事店標示板

← 37cm →	
↑ 29 cm ↓	天理市指定下水道工事店
	指 定 番 号 第 号
	指 定 年 月 日 年 月 日
	工 事 店 名

様式第6号（第11条関係）

排水設備工事責任技術者登録申請書			
		年 月 日	
天理市上下水道事業管理者 様			
住 所			
申請者			
氏 名 ⑩			
(電話番号)			
天理市排水設備工事責任技術者の登録を受けたいので、申請します。			
所 属 工事店	所在地		
	名 称		
工事店指定番号		第	号
添 付 書 類		(1) 試験の合格証の写し又は講習の修了証の写し (2) 住民票の写し (3) 顔写真2枚	
備 考			
処 理 欄	受付年月日	年 月 日	摘要
	責任技術者 有効期間	自 年 月 日	
		至 年 月 日	
	登録番号	第 号	

様式第7号（第11条関係）

排水設備工事責任技術者更新登録申請書			
			年 月 日
天理市上下水道事業管理者 様			
住 所			
申請者			
氏 名 (印)			
(電話番号)			
天理市排水設備工事責任技術者の更新登録を受けたいので、申請します。			
所 属 工事店	所 在 地		
	名 称		
工事店指定番号		第	号
添 付 書 類		(1)講習の修了証の写し (2)住民票の写し (3)顔写真2枚	
責任技術者証交付 年月日及び番号		年 月 日	第 号
備 考			
処 理 欄	受付年月日	年 月 日	摘要
	責任技術者 有効期間	自 年 月 日 至 年 月 日	
	登録番号	第 号	

様式第8号（第12条関係）

（表）

天理市排水設備工事責任技術者証	
登 録 番 号 第 号 顔 写 真 縦 3.5cm 横 2.5cm	住 所 氏 名 生年月日 上記の者は、天理市排水設備工事責任技術者であることを 証します。 交付年月日 有 効 期 限 年 月 日 年 月 日 天理市上下水道事業管理者 印

（裏）

所 属 工 事 店 名	
注 意 事 項	
1 この証は、常に携帯し、関係者の請求があったときは、提示してください。 2 この証は、他人に貸与し、又は譲渡することができません。 3 この証を紛失若しくは損傷したとき、又は記載事項に変更が生じたときは、速やかに管理者に届け出てください。 4 この証は、有効期間が満了したとき、又は責任技術者としての資格を失ったときは、速やかに管理者に返還してください。	

（平成22年4月1日揭示済）

天理市上下水道局管理規程第24号

天理市農業集落排水処理施設条例施行規程を次のように定める。

平成22年4月1日

 天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

 天理市農業集落排水処理施設条例施行規程
（趣旨）

第1条 この規程は、天理市農業集落排水処理施設条例（平成9年3月天理市条例第16号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（排水設備等の新設等の基準）

第2条 条例第6条前段に規定する管理規程で定める排水設備等の新設等の基準は、次に定めるとおりとする。

- (1) 排水設備は、堅固で耐久力を有する構造とすること。
- (2) 処理施設に汚水を流入させるために設ける排水設備は、公共のますその他の排水施設（以下この条において「公共ます等」という。）に固着させること。
- (3) 排水設備を公共ます等に固着させるときは、処理施設の機能を妨げ、又は処理施設を損傷するおそれのない箇所及び工事の実施方法を選ぶこと。
- (4) 汚水を排除すべき排水管の内径及び勾配は、天理市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が特別の理由があると認めた場合を除き、次の表に定めるところによるものとし、排水渠の断面積及び勾配は、同表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる排水管の内径に同表の右欄に掲げる勾配以上の流下能力のあるものとする。ただし、一の建築物から排除される汚水の一部を排除すべき排水管で、延長が3メートル以下のものの内径は、75ミリメートル以上とすることができる。

排水人口 (単位人)	排水管の内径 (単位ミリメートル)	勾配
150未満	100以上	100分の2以上
150以上 300未満	125以上	100分の1.7以上
300以上 500未満	150以上	100分の1.5以上
500以上	200以上	100分の1.2以上

- (5) 処理施設に汚水を流入させるために設ける排水設備は、汚水と雨水とを分離して排除する構造とすること。
- (6) 汚水を排除すべき排水渠は、暗渠とすること。ただし、建築物内において開渠が必要と認められるものについては、この限りでない。
- (7) 暗渠である構造の部分の次に掲げる箇所には、ます又はマンホールを設けること。
 - ア 汚水の流路の方向又は勾配が著しく変化する箇所
 - イ 管渠の長さがその内径又は内のり幅の120倍を超えない範囲内において管渠の清掃上適当な箇所
- (8) 汚水を排除するます又はマンホールには、密閉することができる蓋を設けること。
- (9) その他汚水を良好に排除するために必要と認められる構造とすること。

（排水設備等の計画確認の申請）

第3条 条例第6条前段の規定により排水設備等の計画の確認を受けようとする者は、排水設備等計画確認申請書（様式第1号）に、次の要領により作成した見取図、平面図、縦断面図及び構造詳細図を添付しなければならない。

- (1) 見取図には、申請地及び隣接地を表示すること。
- (2) 平面図には、縮尺200分の1を標準とし、次の事項を記載すること。
 - ア 境界及び面積
 - イ 道路、建物、水道、井戸、台所、浴室、洗濯場、便所その他汚水を排除する施設の位置
 - ウ 管渠の位置、形状、寸法、延長、材質及び勾配
 - エ ます及びマンホールの位置
 - オ その他下水の排除の状況を明らかにするために必要な事項
- (3) 縦断面図の縮尺は、横は平面図に準じ、縦は100分の1を標準とし、管渠の大きさは、勾配及び連絡する下水管渠の末端を基準とした地表及び管渠の高さを記入すること。
- (4) 構造詳細図には、縮尺20分の1を標準とし、管渠及びその附属装置の構造及び寸法を記入すること。

2 管理者は、前項の計画を確認したときは、排水設備等計画確認書（様式第2号）を当該申請者に交付するものとする。

3 条例第6条後段の規定による届出は、排水設備等計画変更届（様式第3号）によらなければならない。（排水設備等の工事完了届）

第4条 条例第8条第1項の規定による工事を完了したときの届出は、排水設備等工事完了届（様式第4号）によらなければならない。

2 条例第8条第2項の規定により交付する検査済証は、様式第5号による標識とし、水洗便所については、様式第6号による標識とする。

3 前項の標識は、門戸の見やすい場所に掲示しなければならない。（使用開始等の届出）

第5条 条例第9条前段の規定により処理施設の使用の開始、休止若しくは廃止又は再開の届出をしようとする者は、その事実の生じた日から5日以内に農業集落排水処理施設使用開始（休止、廃止、再開）届（様式第7号）を管理者に提出しなければならない。

2 条例第9条後段の規定により使用者の変更届をしようとする者は、農業集落排水処理施設使用者変更届（様式第8号）を管理者に提出しなければならない。

（使用料の減免申請）

第6条 条例第13条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、農業集落排水処理施設使用料減免申請書（様式第9号）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請により使用料の減免を承認したときは、農業集落排水処理施設使用料減免承認通知書（様式第10号）を当該申請者に交付するものとする。

（使用料の算定における定例日）

第7条 条例第15条第1項に規定する定例日は、水道料金の算定の水道メーター点検日とする。ただし、水道水以外の水を使用する場合は、その区域の水道メーター点検定例日をもって使用月の定例日とする。

（水道水以外の排水量の認定）

第8条 条例第16条第1項第2号の規定による水道水以外の污水排水量の認定は、次に定めるところによる。

（1）動力式揚水設備を有する井戸又はこれに類する施設（次号において「井戸等」という。）で、生活全般に使用するものについては、1世帯1人につき1月8.1立方メートルとする。

（2）前号の井戸等が水道と併用されている場合には、同号により認定した量の2分の1の量をもって当該井戸等による污水の排水量とみなす。

（3）前2号以外のものについては、使用者の世帯人数、業態、揚水設備その他の使用状況等の事実を考慮して当該井戸等による污水の排水量を認定する。

（污水排水量の申告等）

第9条 条例第16条第2項に規定する製水業その他の事業とは、製水業、清涼飲料水製造業、醸造業及び水菓子製造業をいう。

2 条例第16条第2項前段の規定により污水排水量を申告しようとする者は、污水排水量申告書（様式第11号）を管理者に提出しなければならない。

（一時使用の申請及び許可）

第10条 条例第17条第1項の規定により処理施設を一時使用しようとする者は、その使用開始前に、農業集落排水処理施設一時使用申請書（様式第12号）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請により一時使用を許可したときは、農業集落排水処理施設一時使用許可書（様式第13号）を当該申請者に交付するものとする。

（占用の許可申請）

第11条 条例第19条第1項の規定により処理施設又は敷地の占用許可を受けようとする者は、農業集落排水処理施設・敷地占用許可申請書（様式第14号）に次に掲げる書類を添付し、管理者に提出しなければならない。

（1）工作物を設置しようとするときは、その設計図

（2）処理施設の敷地の占用について、隣接の土地又は建物の所有者又は占用者に利害関係があると認められるときは、その者の同意書

（3）その他管理者が必要と認める書類

2 管理者は、前項の申請により許可をしたときは、農業集落排水処理施設・敷地占用許可書（様式第15号）を当該申請者に交付するものとする。

（占用者の異動の届出）

第12条 占用者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を管理者に届け出なければならない。

（1）相続又は法人の合併によって占用者の名義を変更したとき。

（2）住所又は氏名を変更したとき。

（代理人の選定又は変更の届出）

第13条 条例第23条の規定による代理人を選定し、又は変更したときの届出は、代理人選定（変更）届（様式第16号）により行わなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際現に廃止前の天理市農業集落排水処理施設条例施行規則（平成9年3月天理市規則第21号。以下「旧規則」という。）の規定により市長が行った処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定により管理者が行ったものとみなす。

3 この規程の施行の際現に旧規則の規定に基づき作成されている申請書等の用紙で未使用のものは、この規程の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

様式第1号（第3条関係）

		貸付		有・無	
受 付 番 号	第 号				
受 付 年 月 日	年 月 日				
確認年月日及び番号	年 月 日 第 号				

排水設備等計画確認申請書

年 月 日

天理市上下水道事業管理者 様

次のとおり確認申請します。

申 請 者	住所		氏名		
設 置 場 所	天理市 町 番地		使用者 氏名		
家屋所有者承諾	住所		氏名 ㊟		
土地所有者承諾	住所		氏名 ㊟		
工 事 施 行 店	住所 (電話)		店名 代表者氏名		
責 任 技 術 者	住所		氏名 (登録番号)		
工 事 内 容	新設 増設 改造(浄・汲) 撤去 その他 ()				
設 備 種 類	雨水のみ 汚水のみ 汚水雨水				
排 水 区 分	家事用 官公署 学校 営業用 病院用 公衆浴場 会社工場用 その他 ()				
排 水 面 積 (敷地面積)	m ²		排水人口 人	水洗便所設備	
建 物 面 積	m ²		排水戸数 戸	有 無 改造	
構 造	排水管、排水 渠等の種類	陶管 コンクリート管 ビニール管 その他 ()			
	内径及び延長		ます 個		
	内径 mm	延長 m	便器		
	mm	m	大 便器 個		
	mm	m	小 便器 個		
			兼用便器 個		
着工予定	年 月 日		完工予定	年 月 日	
添付書類	見取図 平面図 縦断面図 構造詳細図 助成金 貸付金				
年 月 分	地 区	冊	番	号	種 別 氏 名

排水設備等（新設 増設 改造）工事調書

種 別	形状寸法	単 位	数量	単価	材料費	施工費	備 考
	型 号	個		円	円	円	
便 所 内 部 工 事	〃						
	〃						
	〃						
	〃						
	排便管工事費	箇所					
	〃						
	便槽処理工事費	箇所					
	浄化槽処理工事費	〃					
	小 計 (①)						
排 水 設 備 工 事	排 水 管	m					
	〃						
	〃						
	〃						
	ま す	箇所					
	〃						
	〃						
	〃						
	〃						
附 帯 雑 工 事	床 ト ラ ッ プ	個					
	補 修 工 事 費						
	公共ます連絡工事費	箇所					
小 計 (②)							
計 (①+②)							
諸 経 費							
消 耗 雑 費							
事 務 雑 費							
小 計 (③)							
計 (①+②+③)		消費税・ 地方消費税		合 計			
給 水 工 事 費							
総 計							

様式第2号（第3条関係）

排水設備等計画確認書	
年 月 日	
申請者	様
天理市上下水道事業管理者 印	
年 月 日付けで申請のあった排水設備等の計画を次のとおり確認 します。	
設置場所	天理市 町 番地
申請書受付年月日	年 月 日
確認年月日及び番号	年 月 日 第 号
指 示 事 項	

（注）この書類は、工事の着手、検査等に必要なものですから、大切に保管してください。

様式第3号（第3条関係）

排水設備等計画変更届			
			年 月 日
天理市上下水道事業管理者 様			
排水設備等の計画の一部を変更したいので、次のとおり届け出ます。			
届 出 者	住 所		
	氏 名	㊟	
設 置 場 所		天理市 町 番地	
確認年月日及び番号		年 月 日 第 号	
工 事 施 行 店	住 所 (電話)		
	店 名		
	代表者 氏 名	㊟	
責 任 技 術 者		(登録番号) ㊟	
変 更 事 項	前		後

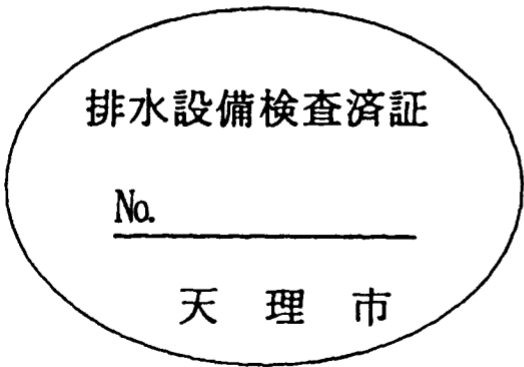
様式第4号（第4条関係）

排水設備等工事完了届			
			年 月 日
天理市上下水道事業管理者 様			
次のとおり排水設備等の（新設、増設、改造）工事を完了しましたので、検査願 いたく届け出ます。			
届 出 者	住 所		摘 要
	氏 名	㊟	
設 置 場 所		天理市 町 番地	
工 事 施 行 店	住 所 (電話)		
	店 名		
	代表者 氏 名	㊟	
責 任 技 術 者		(登録番号) ㊟	
確認年月日及び番号		年 月 日 第 号	
工事着手年月日		年 月 日	
工事完了年月日		年 月 日	
(注) 工事完了後5日以内に提出してください。			
受 付	年 月 日	検査結果 合格 不合格	
検 査	年 月 日	排水設備検査証番号 第 号	
検 査 確 認 者 名		㊟	

(注) 太枠内は、記入しないでください。

様式第 5 号（第 4 条関係）

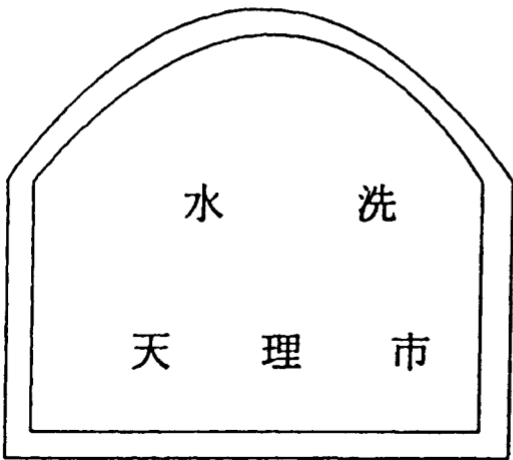
標 識



横	6.0cm
縦	4.0cm
地	白 色
文 字	黒 色
番号数字	黒 色
材 質	金属製

様式第 6 号（第 4 条関係）

標 識



横	4.0cm
縦	3.0cm
地	水 色
文 字	白 色
ふ ち	白 色
材 質	金属製

農業集落排水処理施設使用開始（休止、廃止、再開）届

年 月 日

天理市上下水道事業管理者 様

住 所

届出者 氏 名

電 話

(印)

開始
休止
廃止
再開
次のとおり農業集落排水処理施設の使用を しますので、届け出ます。

排 除 場 所	天理市	町	番地	摘 要
使 用 者				
汚水設備番号	第 号			
汚 水 種 類	☐ 水道汚水 ☐ 井戸汚水（手動、動力） ☐ その他汚水（ ）			
使 用 目 的	☐ 家事用 ☐ 官公署、学校 ☐ 営業用 ☐ 病院用 ☐ 公衆浴場 ☐ 会社工場用 ☐ その他（ ）			
開始等年月日	年 月 日 開始 休止 廃止、再開			
構 成 人 員	家 族 名 同居人 名 通勤者 名 計 名			
浴 そ う	有	無	水 洗 便器数	大便器 個 小便器 個 兼用便器 個
モ	一	タ	一	ボ ン プ
製作者名	製作者名			
出 力	HP		形 式	
電 圧	V		口 径	cm
電 流	A		そ の 他	

- 180 -

様式第8号（第5条関係）

農業集落排水処理施設使用者変更届					
年 月 日					
天理市上下水道事業管理者 様					
農業集落排水処理施設の使用者に変更があったので、届け出ます。					
新使用者	住所				摘 要
	氏名		電話		
旧使用者	住所				
	氏名		電話		
排 除 場 所					
排水設備番号		第 号			
汚 水 種 類		☐ 水道汚水 ☐ 井戸汚水（手動、動力） ☐ その他汚水			
使 用 目 的		☐ 家事用 ☐ 官公署、学校 ☐ 営業用 ☐ 病院用 ☐ 公衆浴場 ☐ 会社工場 その他（ ）			
変 更 年 月 日		年 月 日			
構 成 人 員		家族 名 同居人 名 通勤者 名 計 名			
浴 所	有 無	水 洗 便器数	大 便 器 個 兼用便器 個	小 便 器 個	
モ ー タ ー			ポ ン プ		
製作所名			製作所名		
出 力 HP			型 式		
電 圧 V			口 径 mm		
電 流 A			そ の 他		
変更の理由					

（注）該当する□に○印を記入してください。

受	第	号
付	年 月 日	

年 月 日

住所

氏名

印

農業集落排水処理施設使用料の減免を受けたいので、次のとおり申請します。

料金の区分	区 分	農業集落排水処理施設使用料
	使用場所	

減免を必要とする理由

様式第10号（第6条関係）

農業集落排水処理施設使用料減免承認通知書

年 月 日

住所

申請者

氏名

様

天理市上下水道事業管理者 ☒

年 月 日付けで申請のあった農業集落排水処理施設使用料の減免

について、次のとおり承認したので、通知します。

料金の区分	区 分	農業集落排水処理施設使用料
	使用場所	
減免の内容	区 分	☐ 全部の減免 ☐ 一部の減免
	金額又は率	
	期 間	年 月 日から 年 月 日まで

備考

様式第11号（第9条関係）

汚 水 排 水 量 申 告 書			
			年 月 日
天理市上下水道事業管理者 様			
住所			
申告者			
氏名 ㊞			
汚水排水の減量認定を受けたいので、次のとおり申告します。			
設 置 場 所	天理市 町 番地		
排水設備番号	第 号		
汚 水 の 種 類	☐ 水道汚水 ☐ 井戸汚水（手動、動力） ☐ その他（ ）		
使用水の用途			
生産品名及び	品 名	製 造 数 量（月 間）	
数 量			
排 水 期 間	年 月 日～ 年 月 日		
期間中使用水量	m ³		
減 量 汚 水 量	m ³		
排 水 汚 水 量	m ³		
参 考 事 項			
受付	年 月 日	認定排水量 （決 定）	月 m ³
調査	年 月 日	認 定	年 月 日
		特 記 事 項	

（注）太枠内は、記入しないでください。

該当する□にㄱ印を記入してください。

様式第12号（第10条関係）

農業集落排水処理施設一時使用申請書 年 月 日 天理市上下水道事業管理者 様 所 在 地 使用者 名 称 代表者名 ㊟ 農業集落排水処理施設を一時使用したいので、次のとおり申請します。				
使 用 場 所	天理市 町 番地			
使 用 期 間	年 月 日～ 年 月 日			
使 用 目 的				
使 用 水	☐ 水道水 ☐ 水道水以外の水			
汚水の予定排水量	1 日最大	m ³	1 月最大	m ³
	1 日最小	m ³	1 月最小	m ³
台 数	モーター	台	ポ ン プ	台
備 考				

（注）使用場所の見取図を添付してください。

該当する□にㄥ印を記入してください。

様式第13号（第10条関係）

農業集落排水処理施設一時使用許可書 年 月 日 申請者 様 天理市上下水道事業管理者 印 年 月 日付けで申請のあった農業集落排水処理施設の一時使用について、次のとおり許可します。				
使 用 場 所	天理市 町 番地			
使 用 期 間	年 月 日～ 年 月 日			
使 用 料	水 量	m ³	金 額	円
許 可 条 件				

（注）この許可書は、大切に保管してください。

様式第14号（第11条関係）

農業集落排水処理施設・敷地占用許可申請書			
年 月 日			
天理市上下水道事業管理者 様			
申請者 住 所			
氏 名 ㊟			
農業集落排水処理施設又は敷地について占用許可を受けたいので、次のとおり申請します。			
占 用 場 所	天理市 町 番地		
占 用 目 的			
占 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 年 月間		
占 用 面 積	メートル メートル 平方メートル 長さ（ ） × 幅（ ） = 面積（ ）		
物件工作物又は 施 行 の 構 造			
工 事 期 間	年 月 日から 年 月 日まで		
添付書類			
1 見取図及び工作物設計図			
2 隣接の土地又は建物の所有者又は占用者と利害関係があるときは、その同意書			
受 付	番号	許可年月日	年 月 日
	年 月 日	許 可 番 号	第 号
備考			

(注) 太枠内は、記入しないでください。

様式第15号（第11条関係）

農業集落排水処理施設・敷地占用許可書 年 月 日 申請者 様 天理市上下水道事業管理者 印 年 月 日付けで申請のあった農業集落排水処理施設又は敷地の占有について、次のとおり許可します。	
占 用 場 所	天理市 町 番地
占 用 目 的	
占 用 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 年 月間
占 用 面 積	メートル メートル 平方メートル 長さ（ ） ×幅（ ） =面積（ ）
占 用 料	
許 可 条 件	

（注）この許可書は、大切に保管してください。

様式第16号（第13条関係）

代理人選定（変更）届				
年 月 日				
天理市上下水道事業管理者 様				
住 所				
届出者				
氏 名				
⑩				
天理市農業集落排水処理施設条例に定める一切の事項を処理させるため、次のとおり市内に居住する代理人を選定（変更）したので、届け出ます。				
設 置 場 所	天理市 町 番地			
使 用 者 名				
新 代 理 人	住 所	天理市 町 番地		
	氏 名		承諾印	
旧 代 理 人	住 所	天理市 町 番地		
	氏 名		承諾印	
摘 要				

（平成22年4月1日揭示済）

天理市上下水道局管理規程第25号

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程を次のように定める。

平成22年4月1日

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年3月天理市条例第1号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(受益者の土地の面積)

第2条 条例第5条の規定による受益者負担金（以下「負担金」という。）の額の算定基準となる土地の面積は、公簿による。ただし、これにより難いとき、その他天理市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が必要と認めるときは、実測その他の方法によることができる。

(受益者の申告)

第3条 受益者は、条例第7条の規定による賦課対象区域の公告の日現在において、当該賦課対象区域内に所有する土地について、管理者の指定する日までに、下水道事業受益者申告書（様式第1号）を管理者に提出しなければならない。

2 前項の場合において、同一の土地に2人以上の受益者があるときは、代表者を定め、その代表者が前項の申告書を提出しなければならない。

(受益者の変更)

第4条 条例第13条の規定による受益者の変更があったときは、当該変更に係る新受益者は、速やかに下水道事業受益者変更届（様式第2号）を管理者に提出しなければならない。

2 前項の場合において、同一の土地について2人以上の受益者があるときは、前条第2項の規定を準用する。

3 管理者は、下水道事業受益者変更届を受理したときは、下水道事業受益者負担義務変更・消滅通知書（様式第3号）により、旧受益者に通知するものとする。

4 新たに受益者となった者に納付させる負担金の額及び納付期日等の通知については、第6条の規定を準用する。

(不申告等の認定)

第5条 管理者は、前2条の規定による申告のないとき、又は申告の内容が事実と異なるときは、申告によらないで認定することができる。

(負担金の決定通知)

第6条 条例第8条第3項の規定による負担金の額及びその納付期日（以下「納期」という。）等の通知は、下水道事業受益者負担金決定通知書（様式第4号）によるものとする。

(負担金の納付)

第7条 受益者は、前条の負担金の額を20で除して得た額（以下「期別納付額」という。）を、毎年度次に掲げる納期に納付しなければならない。

- (1) 第1期 6月1日から6月30日まで
- (2) 第2期 9月1日から9月30日まで
- (3) 第3期 12月1日から12月28日まで
- (4) 第4期 翌年3月1日から3月31日まで

2 管理者は、年度の途中から負担金の徴収を開始するとき、その他特別の理由があるときは、前項の規定にかかわらず、別に負担金を分割し、納期を定めることができる。

3 負担金の納付の通知は、下水道事業受益者負担金納付通知書（様式第5号）によってする。

(端数計算)

第8条 条例第5条の規定により計算された単位負担金額に円未満の端数があるとき、及び各受益者の負担金の確定金額に10円未満の端数があるときは、それぞれこれを切り捨てるものとする。

2 前条第1項の規定による期別納付額を計算する場合において、10円未満の端数があるときは、その端数は、すべて、最初の期別納付額に合算するものとする。

(負担金の一括納付及び納期前納付)

第9条 条例第8条第4項ただし書の規定による一括納付とは、同条第1項に規定する負担金の全額を初年度の第1期に納付することをいう。

2 負担金を一括納付した受益者には、納期前に納付した額の100分の20を乗じて得た額を当該受益者に一括納付報償金として交付する。

3 前項のほか、負担金を納期前に納付した受益者には、納期前に納付した期別納付額の150分の1に納期前の月数（1月未満の端数がある場合においては、14日以下は切り捨て、15日以上は1月とする。）を乗じて得た額の報償金を交付する。

4 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、一括納付報償金及び報償金（以下これらを単に「報償金」という。）を交付しない。

- (1) 報償金の額が10円未満であるとき。
- (2) 当該受益者に未納に係る負担金の納付額があるとき。
- (3) 国有土地に係る負担金であるとき（普通財産に係る土地を除く。）。

(4) その他管理者が報償金を交付する必要がないと認めたとき。

(負担金の徴収猶予)

第10条 条例第9条の規定により負担金の徴収猶予を受けようとする者は、下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書(様式第6号)を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請があったときは、その適否を決定し、下水道事業受益者負担金徴収猶予決定通知書(様式第7号)により、当該受益者に通知するものとする。

3 負担金の徴収猶予の基準は、別表第1のとおりとする。

(負担金の減免)

第11条 条例第10条第2項の規定により負担金の減免を受けようとする者は、下水道事業受益者負担金減免申請書(様式第8号)を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請があったときは、その適否を決定し、下水道事業受益者負担金減免決定通知書(様式第9号)により、当該受益者に通知するものとする。

3 負担金減免の基準は、別表第2のとおりとする。

(繰上徴収)

第12条 管理者は、既に納付義務の確定した受益者が次の各号のいずれかにに該当するときは、納期前であっても確定した負担金の額を徴収することができる。

(1) 国税、地方税、分担金その他の公課の滞納によって滞納処分を受けるとき。

(2) 強制執行を受けるとき。

(3) 破産手続開始の決定を受けたとき。

(4) 競売の開始があったとき。

(5) 法人が解散したとき。

(6) 受益者の死亡により、相続人が限定承認をしたとき。

(7) 詐欺その他不正の行為により負担金の徴収を免がれ、又は免がれようとしたとき。

(納付管理人)

第13条 受益者は、市内に住所、居所、事務所又は事業所を有しないときは、負担金の納付に関する一切の事項を処理させるため、市内に居住するもののうちから納付管理人を定め、下水道事業受益者負担金納付管理人届(様式第10号)を管理者に提出しなければならない。納付管理人を変更し、又は廃止したときも、また同様とする。

(住所変更届)

第14条 受益者は、自己又は納付管理人の住所又は居所に変更があったときは、下水道事業受益者(納付管理人)住所変更届(様式第11号)を管理者に提出しなければならない。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に廃止前の天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規則(昭和45年3月天理市規則第4号。以下「旧規則」という。)の規定により市長が行った処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定により管理者が行ったものとみなす。

3 この規程の施行の際現に旧規則の規定に基づき作成されている申請書等の用紙で未使用のものは、この規程の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

別表第1(第10条関係)

受益者負担金徴収猶予基準

徴収猶予の対象となる土地	徴収猶予率	徴収猶予の期間
1 管理者がその状況により市街化することが遅れると予想され、かつ、当分の間生産緑地として特にやむを得ないと認める区域における田、畑、山林その他これに準ずる土地(ただし、土地の状況により宅地と認められるものを除く。)	5割	管理者の認定する期間
2 管理者がその状況により特に徴収猶予の必要があると認めた土地	管理者の認定する率	管理者の認定する期間

別表第2(第11条関係)

受益者負担金減免基準

減免の対象となる土地	減免率
1 国及び地方公共団体の所有又は使用に係る土地	%
(1) 一般庁舎用地	50
(2) 学校用地	75
(3) 社会福祉施設用地	75
(4) 病院用地	25
(5) 公営企業及び公共企業体等の財産である土地	25
(6) 有料の職員宿舍用地	25
(7) 図書館、市民会館、公民館、体育施設及びこれらに準ずるものに係る用地	50
2 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校で、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人が設置するものに係る土地（施設管理者又は職員等の住居に使用する建物の用地又は各種学校を除く。）	50
3 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する施設に係る土地	75
4 鉄道用地	
(1) 線路敷地	25
(2) 踏切に係る敷地	100
(3) 駅前広場に係る土地	100
5 自治会等が管理する施設に係る土地	
(1) 公会堂、公民館、集会所等の用地（管理人等が住居に使用する建物の用地を除く。）	75
(2) 消防器具、備品等の格納庫の用地	100
6 公共性の高い私道で、公道に準ずると認められるもの及び水路の敷地	100
7 生活保護法（昭和25年法律第144号）により生活扶助を受けている者	
(1) 生活扶助期間中の期別納付額に対する減免	100
(2) 生活扶助解除後の期間に係る期別納付額に対する減免	0
8 生活扶助を受けている者に準ずると認められる生活困窮者	
(1) 生活困窮状態の継続期間中の期別納付額に対する減免	50
(2) 生活困窮状態が終わった後の期間中に係る期別納付額に対する減免	0
9 管理者が、その状況により特に減免する必要があると認めたとき。	その状況に応じて決定する

様式第1号 (第3条関係)

下水道事業受益者申告書 No. _____



天理市上下水道事業管理者様										年 月 日					
(TEL)															
受益者 (代表者) 住所															
氏 名										⑤					
天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第3条第1項の規定により、次のとおり申告します。															
記															
受			益			地			者			摘		要	
土地の所在	地番	地目	地積	権利の種類	権利の存続期間	住所	氏名	同意印							
			m ²												
※ 合計		※ 地	※ 備考				※ 賦課台帳		※ 処理						

備考 ※印欄は、記入しないでください。(裏面をよく読んで記入してください。)

申 告 さ れ る と き の 注 意

- 1 この申告は、本年下水道事業の受益者負担金が賦課される区域（ 年 月 日天理市上下水道局公告第 号に記
載されている地域）の受益者が申告してください。
- 2 この申告で「受益者」とは、公共下水道の排水区域内の土地の所有者をいいます。ただし、地上権、質権又は使用貸借若しくは
賃貸借による権利（一時使用のため設定された権利を除く。）の目的となっている土地については、それぞれ地上権者、質権者、
使用借主又は賃借人をいいます。
- 3 同一の土地に2人以上の受益者があるときは、代表者を定め、その代表者が申告してください。
- 4 「土地の所在」「地番」「地目」「地積」の欄は、土地台帳のものをそれぞれ記入してください。
- 5 「権利の種類」の欄には、権利の目的となっている土地について所有権、地上権、質権又は使用貸借若しくは賃貸借による権
利の別を記入してください。
- 6 「権利の存続期間」の欄には、土地の所有者以外の受益者がそれぞれの権利を設定した期間を記入してください。
- 7 「同意印」の欄は、土地の所有者以外の権利者が受益者になる場合に捺印してください。
- 8 「摘要」の欄には、地目、地積などが現況と異なる場合にはその現況その他参考となる事項を記入してください。
- 9 この申告書は、 年 月 日までに へ提出してください。もし、期限までに提出がない場合は、
管理者が認定したもので負担金をお願いすることになります。
- 10 この申告について、おわかりにならない点がありましたら 課（電話 内線 ）までお問い合わせください。

様式第2号 (第4条関係)

下水道事業受益者変更届

受付
印

天理市上下水道事業管理者 様

年 月 日

新受益者 (TEL)
住所 氏名 印
(代表者)
旧受益者 (TEL)
住所 氏名 印
(代表者)

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第4条第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

新 受 益			地		所 有 者		
土地の所在	地 番	地 目	積	変更年月日	新権利の種類	新権利の存続期間	住 氏 名 同意印
			m ²				
※ 合 計	※ 筆 数			理 由			
※ 備 考				変 更 通 知	賦 課 台 帳		係

- (注) 1 この届書は、所有権、借地権などの権利の移転があったときは、速やかに提出することになっています。
2 「所有者」の欄は、新受益者が所有権者以外の権利者である場合にのみ記載してください。
3 届出のあった日までの納期に係る負担金の期別納付額は、旧受益者の負担になり、それ以後の期別納付額は、新受益者の負担になります。

※印欄は、記入しないでください。

様式第3号 (第4条関係)

下水道事業受益者負担義務変更通知書

賦課年度

台帳番号

受益者
住所
氏名

年 月 日

通知書番号

天理市上下水道事業管理者 印

次のとおり受益者負担金額を変更したので通知します。

A 受益者変更前の負担金納付額	B 新規負担金決定額	C 受益者変更後の負担金納付額	D 期別納付額合計 (年度 期まで)	E 最終納期までの納付額 (年度 期まで)	F 残存納期数	理由
円	円	円	円	円	回	

負担金賦課対象の土地面積変更欄

ア 変更前	イ 変更後	エ 増加	エ 減少	エ 単位負担金額 1㎡当たり	オ 増加減少負担金額 (ウ)×(エ)	キ 新受益者負担分	旧受益者負担分 (オ)-(カ)
㎡	㎡	㎡	㎡	円	円	円	円

区分	期別前年度までの期別納付額	年度期別納付額計	第1期	第2期	第3期	第4期	年度第1期	最終納期	該当受益地 土地の所在 地番 地目 面積
(1) (変更前) 金額	円	円	円	円	円	円	円	年度第1期まで	㎡
(2) (変更後) 金額								左の金額で納めてください。	
(2)-(1) 差額増減 (△)									
	納 期 限	6.30	9.30	12.28	3.31	6.30	計		

賦課根拠その他

- 1 天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年3月天理市条例第1号）第8条の規定により当該排水区域内の土地所有者又は借地権者などにこの受益者負担金が賦課されており、同条例施行規程第4条第3項の規定により通知するものです。
- 2 この通知書に記載されている事項について不服のある方は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に天理市長に対して行政不服審査法による処分取消しの訴えを提起することを、また、この通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、天理市を被告として、行政事件訴訟法による処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、異議申立てをしたときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、その決定があったことを知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 負担金を納期前に納付した場合には、納期の到来していない期別納付額の1/150に納期前の月数（1月未満の端数があるときは、14日以下は切り捨て、15日以上は1月とする。）を乗じて得た額の報償金を交付します。

様式第4号 (第6条関係)

下水道事業受益者負担金決定通知書

No.

賦課年度	受益者		年月日					
台帳番号	住所	天理市上下水道事業管理者 回						
	氏名	様						
次のとおり、受益者負担金を決定したので通知する。								
当初の負担金額の算式 単位負担金額(1㎡当たり) 94円×	A 当初の負担金決定額 円	B 受益者負担分 (A×1/20×回+端数) 円	C 減免額 円	D 徴収額 円	E 差引負担金納付額 円	F あなたが納付する納期数 回		
年度分計	第1期	第2期	第3期	第4期	年度第1期	最終納期	年度	期
納期別納付額	円	円	円	円	円	円	左の金額で最終納期まで納付してください。	左記の期別納付額を納期ごとに別紙納入通知書によって納めてください。 (この通知書では納入できません。)
	8.30	9.30	12.28	3.31	6.30			

賦課根拠その他

- 1 この負担金は、天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和45年3月天理市条例第1号)第8条の規定により賦課されるものであり、同条例施行規程第6条の規定により賦課決定を通知するものです。
- 2 この負担金は、5年(20回)に分割し、毎年4回、次に掲げる納期に納付通知書で納付してください。

納期	第1期	第2期	第3期	第4期
第1期	6月1日から 6月30日まで	9月1日から 9月30日まで	12月1日から 12月28日まで	翌年3月1日から 3月31日まで

- 3 負担金を一括納入又は納期前に納付した場合は、下記の率により報償金が交付されます。

イ 一括納付(初年度の第1期に全納した場合) ……第1期分を除く金額× $\frac{20}{100}$

○ 報償金交付率

ロ 納期前納付(納期の到来していない期) ……納期前納付し× $\frac{1}{150}$ ×納期前の月数
(別納付額を納付した場合) ……た期別納付額

- 4 受益者に変更があったときは、速やかに受益者変更届を提出してください。なお、あなたが天理市内に居住せず、又は事業所等を有していない場合は、納付管理人を定めて、受益者負担金納付管理人届を提出してください。
- 5 この通知書に記載されている事項について不服のある方は、この通知を受けた翌日から起算して60日以内に天理市長に対して行政不服審査法による異議申立てを、また、この通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、天理市を被告として、行政事件訴訟法による処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、異議申立てをしたときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、その決定があったことを知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

受益者負担金は、納期内に納めてください。

- 1 ○ 賦課根拠その他
この負担金は、
者負担に關する、
例第1号）第8条の
又は借地権者など
る本簿に記載され
る方は、本簿内に
して60日以内に
査受理を被し、異
理分たが6月以内
取消し、決の訴え
ます。
- 2 納 期
第1期 年6月1日～30日
第2期 年9月1日～30日
第3期 年12月1日～28日
第4期 年3月1日～31日
- 3 納付場所
下水道事業出(仮)納取扱金融機関
天理市上
報債金
負担金を一括納付又は納期前納付された方には
報償金を交付します。
滞 延 各納期別ごとの納付額をそれぞれの納期限までに完納されたいときは、その翌日から負担金完納の日に完納までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合で、直ちに受益者変更届を提出していただく
注意事項
○ 売買、相続などで、受益者に変更届を提出していただく

下水道事業受益者負担金 下水			
1 領収証書			
年度	第 1 期 分		
受益者 (納付管理人)			
様			
下水道事業会計			
下水道事業受益者負担金			
納付書番号	納 付 額		
	円		
納 期 限	年 月 日		
上記の金額領収しました。			
年 月 日	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;">領収日付印</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"></td> </tr> </table>	領収日付印	
領収日付印			
天理市上下水道事業			
出(収)納取扱金融機関			

年度賦課分
領収書は、5年間大切に保存してください。

下水	
1 納付通知書	
年度	第 1 期 分
受益者 (納付管理人)	
様納	
下水道事業会計	
下水道事業受益者負担金	
納付書番号	納付額
円	
納期限 年 月 日	
上記のとおり納付してください。 年 月 日	
天理市上下水道事業管理者 印	
上記金額は収納しました。 天理市上下水道事業 出(収)納取扱金融機関 天理市上下水道事業管理者 様	

様式第6号 (第10条関係)

下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書

受付印										整理番号		年 月 日	
天理市上下水道事業管理者 様										受益者 (代表者)			
										住所			
										氏 名			
										⑩			
天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第10条第1項の規定により、次のとおり申請します。													
内 容	1	土地	土地の所在	地番	地目	地積	左のう ち 積	積	積	権利の種類	理 由		
						m ²	m ²						
訳	2	その他											
決										変更通知	賦課台帳		
裁													

※印欄は、記入しないでください。

- (注) 1 「土地」については、徴収猶予該当受益地の実測面積、付近の地積図及び略図を添付してください。
- 2 「その他」については、証明書等の証拠となる書類を添付してください。

様式第7号（第10条関係）

下水道事業受益者負担金徴収猶予決定通知書

賦課年度		受益者		年 月 日		通知書番号									
台帳番号		住所		天理市上下水道事業管理者 団											
		氏 名		様											
				あなたから申請がありました受益者負担金の徴収猶予について、 下記のとおり決定したので通知します。											
天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第9条第 号に該当 (する) から (猶予) します。															
徴収猶予の内容	1 土地	土地の所在	地番	地目	地	積	猶予対象面積	負担金額	猶予率	猶予額	猶予期間及び理由				
					m ²		m ²	円		円					
	2 その他	計													
猶予期間及び理由		年 月 日から 年 月 日まで猶予													
A	当初負担金決定額	B	H受益者負担分	C	減免額	D	徴収 猶予額	E	差引負担金納付額	F	期別納付額計 (年度第 期まで)	G	最終納期までの納付額 (年度 期から)	H	残存納期数
円		円		円		円		円		円		(E-F)		円 回	
現年 年度 期別	納付額 変更欄	区分		期別		年度分計		第1期	第2期	第3期	第4期	年度第1期	最終納期 (年度第 期)		
		(1)	(猶予前)金	円		円	円	円	円	円	円	円	左の金額で最終納 期まで納めてくだ さい。		
		(2)	(猶予後)金												
		(2)-(1)差額(減)													
	納期限		6.30		9.30		12.28		3.31		6.30				

- (注) 1 この通知書は、天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第10条第2項の規定により通知するものです。
- 2 この通知書に記載されている事項について不服のある方は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に天理市長に対して行政不服審査法による異議申立てを、また、この通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、天理市を被告として、行政事件訴訟法による処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、異議申立てをしたときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、その決定があったことを知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第8号 (第11条関係)

下水道事業受益者負担金減免申請書

受付
印

天理市上下水道事業管理者 様										整理番号		年 月 日	
受益者 (代表者)													
住 所													
氏 名										㊟			
天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第11条第1項の規定により、次のとおり申請します。													
内 容	土地の所在	地番	地目	積地	積	左のうちに減免申請土地	権利の種類	理	由				
1 土地					m ²	m ²							
2 その他													
訳													
決							※	係		減免通知		賦課台帳	
裁													

※印欄は、記入しないでください。

(注) 1 「土地」については、減免該当受益地の実測図面、付近の地積図及び略図を添付してください。

2 「その他」については、証明書等の証拠となる書類を添付してください。

様式第9号 (第11条関係)

下水道事業受益者負担金減免決定通知書

賦課年度		通知書番号		年 月 日	
台帳番号		受益者 住所 氏 名		天理市上下水道事業管理者 団	
		様		あなたから申請がありました受益者負担金の減免について、下記のとおり決定したので通知します。	
天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例第10条第2項第 号に該当 (する) から (減免) します。					
土地の所在	地 番	地 目	地 積	減免対象地積	負担金額
		m ²		m ²	円
減 免 額				減免率	減免額
					円
内 訳					
計					
A	B	C	D	E	F
当初負担金決定額	旧受益者負担分	減免額	徴 収 額 予 額	差引負担金納付額	期別納付額計 (年度第 期まで)
円	円	円	円	円	円
納 付 額	期別	年度分計	第 1 期	第 2 期	第 3 期
現 年 度 期 別	(1) (減免前) 金	円	円	円	円
	(2) (減免後) 金				
	(2)-(1)				
	納 期 限	6.30	9.30	12.28	3.31
	年度第 1 期	円			
	最終納期 (年度第 期)	左の金額で最終納期まで納めてください。			

- (注) 1 この通知書は、天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第11条第2項の規定により通知するものです。
- 2 この通知書に記載されている事項について不服のある方は、この通知を受けた日の翌日から起算して60日以内に天理市長に対して行政不服審査法による異議申立てを、また、この通知を受けた日の翌日から起算して6月以内に、天理市を被告として、行政事件訴訟法による処分取消しの訴えを提起することができます。ただし、異議申立てをしたときは、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、裁判所に処分の取消しの訴えを提起しなければなりません。なお、その決定があったことを知った日から6月以内であっても、決定の日から1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

様式第10号（第13条関係）

受付
印

整理番号

下水道事業受益者負担金納付管理人		届	
天理市上下水道事業管理者 様		年 月 日	
受益者		住所	
氏名		氏名	
天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第13条の規定により受益者負担金納付に関する事項を処理させるため、納付管理人を次のとおり（選任・変更・廃止）しましたから届け出ます。			
区 分	☐ 選 任	☐ 変 更	☐ 廃 止
納 付 管 理 人	住 所 (TEL)		
承 認 欄	氏 名		
※ (摘 要)			
賦課台帳		係	

備考 ※印欄は、記入しないでください。

様式第11号 (第14条関係)

受付
印

整理番号

天理市上下水道事業管理者 様

下水道事業受益者 (納付管理人) 住所変更届

年 月 日

受益者

住所

氏名

㊞

受益者 (納付管理人) の住所に変更があったから、天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第14条の規定により、次のとおり届け出ます。

区分	☐ 受益者	☐ 納付管理人
旧住所		
新住所	(TEL)	

※ (摘要)

		賦課台帳		係	

備考 ※印欄は、記入しないでください。

(平成22年4月1日揭示済)

天理市上下水道局管理規程第26号

天理市水洗便所改造資金貸付基金条例施行規程を次のように定める。

平成22年4月1日

天理市上下水道事業管理者
中 谷 博

天理市水洗便所改造資金貸付基金条例施行規程

(趣旨)

第1条 この規程は、天理市水洗便所改造資金貸付基金条例（昭和49年3月天理市条例第1号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(借受けの申請)

第2条 貸付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、連帯保証人1名を定め、水洗便所改造資金借受申請書（様式第1号。以下「借受申請書」という。）を天理市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）に提出しなければならない。

2 前項の申請は、天理市下水道条例（昭和48年12月天理市条例第36号）第5条の規定又は天理市農業集落排水処理施設条例（平成9年3月天理市条例第16号）第6条の規定による排水設備等の計画の確認申請と同時にを行うものとする。

3 第1項の連帯保証人は、次に掲げる要件を備えたものでなければならない。

(1) 市内に住所を有していること。ただし、管理者が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

(2) 市税等を滞納していないこと。

4 管理者は、必要があると認めるときは、第1項の連帯保証人の変更を命ずることができる。

(貸付けの決定)

第3条 管理者は、借受けの申請があったときは、借受申請書を審査し、貸付けの可否を決定し、水洗便所改造資金貸付承認（不承認）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(借受け手続)

第4条 前条の規定により、貸付けの決定通知を受けた者（以下「貸付決定者」という。）は、水洗便所改造資金借用証書（様式第3号）に、次に掲げる書類を添付して、管理者に提出しなければならない。

(1) 貸付決定者及び連帯保証人の印鑑証明書

(2) 前号のほか、管理者が必要と認めた書類

(届出の義務)

第5条 貸付決定者は、貸付決定者及び連帯保証人が次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を管理者に届け出なければならない。

(1) 借受申請書に記載した事項を変更した場合

(2) 仮差押え、仮処分、強制執行、破産手続開始の決定又は競売の申立てを受けたとき。

(3) 水洗便所化した家屋を他に譲渡し、又は転貸しようとするとき。

(その他)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現に廃止前の天理市水洗便所改造資金貸付基金条例施行規則（昭和49年3月天理市規則第2号。以下「旧規則」という。）の規定により市長が行った処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定により管理者が行ったものとみなす。

3 この規程の施行の際現に旧規則の規定に基づき作成されている申請書等の用紙で未使用のものは、この規程の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

様式第1号（第2条関係）

受 付	第	号	確認申請受付No.	
	年	月	日	貸付No. 有・無
水洗便所改造資金借受申請書				
年 月 日				
天理市上下水道事業管理者 様				
申 請 者 住所				
フリガナ				
氏名 ㊟				
連帯保証人 住所				
フリガナ				
氏名 ㊟				
次のとおり申請します。				
資金借受申込金額		円		
設 置 場 所		天理市 町 番地		
建築物の所有者		住所 天理市 町 番地		
		氏名 ㊟		
建築物の使用者		住所 天理市 町 番地		
		氏名 ㊟		
施 工 業 者		改造工事等費用見積額		円
		申 請 者 平 均 月 収		千円
		連 帯 保 証 人 平 均 月 収		千円
既設便所の型		☐ くみとり便所 ☐ 浄化槽による水洗便所		
決 定				
貸付け の可否	可・否	償還方法	年 月 から 回払い	
		貸付金額	円	
完工検査合格 年 月 日		年 月 日	完 工	貸付決定番号 第 号
貸 付 年 月 日		年 月 日	検査員 ㊟	

(注) 該当する□には、√印を記入してください。

太枠内は記入しないでください。

様式第2号（第3条関係）

水洗便所改造資金貸付^{承認}_{不承認}通知書第 号
年 月 日

申請者 様

天理市上下水道事業管理者 印

年 月 日付けで申請のあった水洗便所改造資金の貸付けについては、
次のとおり決定したので通知します。

貸付けの可否	①承認 ②不承認
貸付決定金額	円
不承認の場合は その理由	
償還期間	貸し付けた日の属する月の翌月から 月
貸付期日	工事完了検査が終了し、借用書の提出後管理者の指定する日
備考	

様式第3号（第4条関係）

収 入
印 紙

水洗便所改造資金借用証書

年 月 日

天理市上下水道事業管理者 様

借 受 人 住所

氏名

印

連帯保証人 住所

氏名

印

水洗便所改造資金を次のとおり借用しました。

償還については、天理市水洗便所改造資金貸付基金条例及び天理市水洗便所改造資金貸付基金条例施行規程を遵守し、償還することを約束するため、連帯保証人と連署の上本書を提出します。

借 用 金 額						円
借 用 年 月 日	年	月	日			
借 用 期 間	年	月	日まで			
償 還 方 法	第1回の償還額 元金 _____ 円 第2回以降の償還額 元金 _____ 円					

(注) 借受人及び連帯保証人の印鑑登録証明書を添付してください。